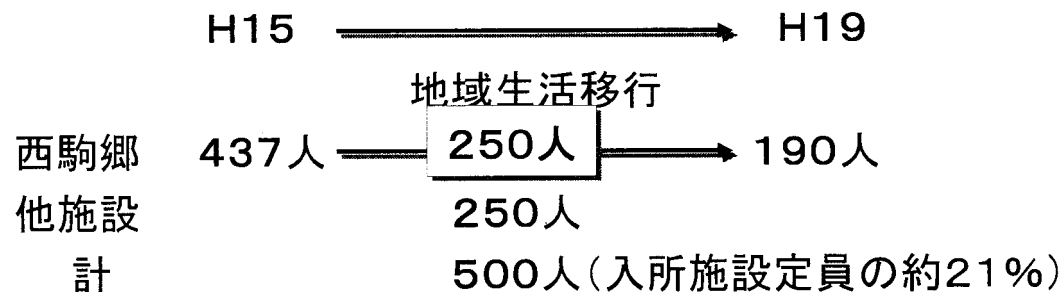


# 長野県の地域生活移行の取組み

長野県北信圏域障害者生活支援センター  
所長 福岡 寿

# 誰にも開かれた社会の実現

## 1 西駒郷改築を契機とした地域生活移行の推進



## 2 サクセスモデルの実現

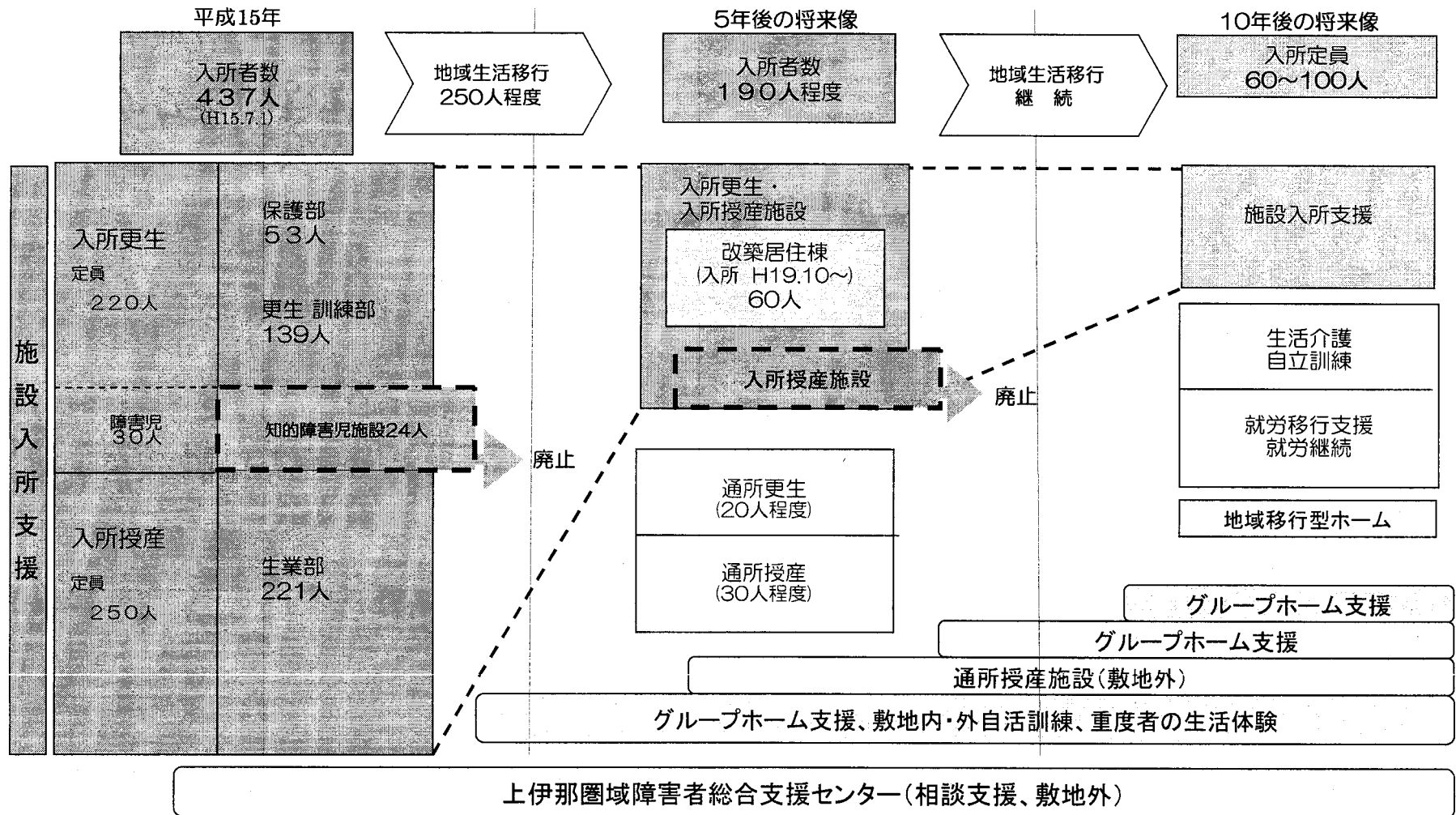
西駒郷(県立施設)の地域生活移行を進めることにより、

- ① 地域住民の意識を変える より開かれた社会の実現  
障害のある方にとって暮らしやすい社会＝誰にとっても暮らしやすい社会
- ② 施設利用者、家族の意識を変える
- ③ 民間施設の取り組みを促進

# 施設支援から地域生活支援への転換

## (西駒郷基本構想の実現)

- 入所施設中心の支援から、グループホーム、日中活動、相談支援等の地域を総合的に支援する施設へ転換
- 退所により、4人部屋の解消等居住環境を改善するとともにショートステイに活用
- 既存の訓練棟・作業棟を日中活動系サービスに活用



# 推進体制の整備

- 県 庁
- ・障害者自律支援室(現障害者自立支援課) (5名⇒10名)  
自立支援専門員の設置
  - ・障害福祉課

- 西駒郷
- ・自律支援部(現地域生活支援センター)(4名⇒5名)  
(西駒郷における地域生活移行推進本部)
  - ・社会福祉事業団地域移行推進部  
(GH・自活訓練棟の設置・運営等)
  - ・管理部、更生訓練部、生業部、保護部

## 地方事務所福祉課

各圏域 障害保健福祉圏域調整会議(→自立支援協議会)の活用

県、市町村、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体、教育、雇用、保健医療相談支援事業者(障害者総合支援センター) 等

**国の制度だけでは実現不可能 ⇒ 県単独事業により推進**

平成17年度の信州モデル創造枠予算中、一般財源の枠は約71億円、そのうち社会部は約10億円、そのうち障害福祉関係は約5億4千万円。

**主な信州モデル創造枠予算(モデル分)**

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| ① 障害者グループホーム等整備事業 | 3億1,407万9千円(2億3,871万2千円) |
| ② 障害者総合支援センター事業   | 2億5,518万2千円( 9,801万7千円)  |

**社会資源の充実**

H15・4 ⇒ H18・4

- |  |        |   |        |                     |
|--|--------|---|--------|---------------------|
| ① 障害者総合支援センター                              | 34 人   | ⇒ | 68 人   | 2倍                  |
| ② 知的障害者グループホーム                             | 38か所   | ⇒ | 149か所  | 約4倍<br>(うちNPO 28か所) |
| ③ 日中活動の場(通所の定員)<br>(知的障害者通所授産施設、障害者共同作業所等) | 2,177人 | ⇒ | 2,844人 | 約1.3倍               |
| ④ ヘルパー事業所(障害者)                             | 131か所  | ⇒ | 261か所  | 約2倍                 |

県だけでは実現不可能 ⇒ 市町村・法人等の協力により推進

市町村、社会福祉法人、NPO法人等との協働により実現

社会資源を県自らが全県に整備するのは不可能。何といたっても社会資源を作り、フォーマル、インフォーマルなサービスを提供するのは社会福祉法人、NPO法人、任意の団体、そして住民。さらにそれを支援する市町村の協力は不可欠。

### 陳情・要求型⇒協働型へ

① 基本構想策定委員会ワーキンググループ

地域の実践者、民間施設から、西駒郷職員から公募  
地域生活移行に有効な実践アイデア → 県の施策

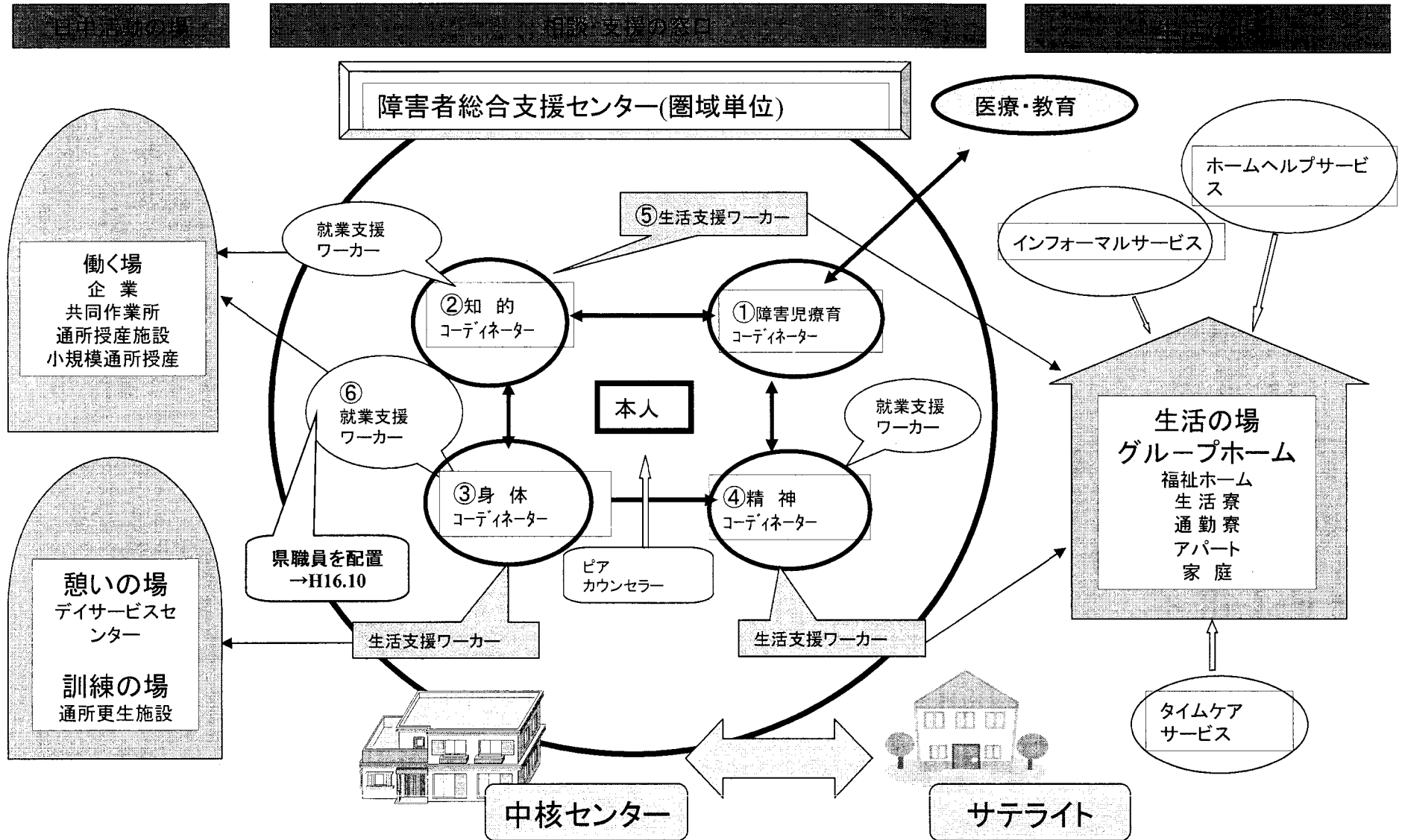
② 県民参加の政策提言事業

③ 利用者、家族との懇談

④ 障害者団体の部会等へ出席

現場主義

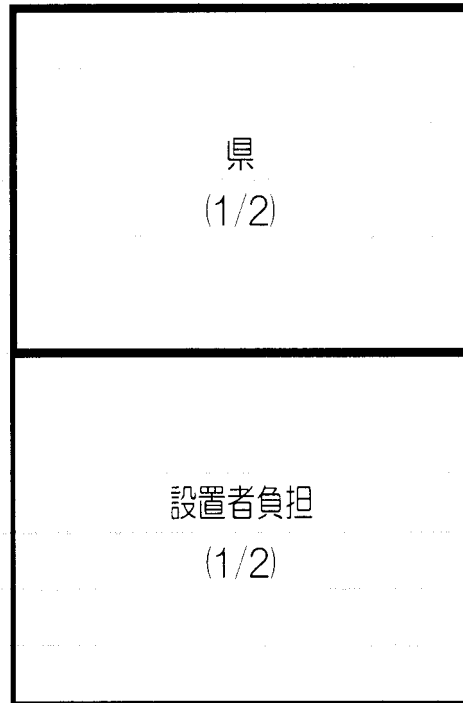
# 10圏域に地域生活を支える3障害対応の障害者相談支援センター



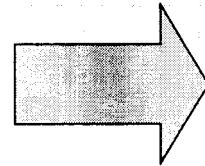
スタッフは10圏域にH15・34人→H17・68人へ

# 障害者グループホーム等整備事業

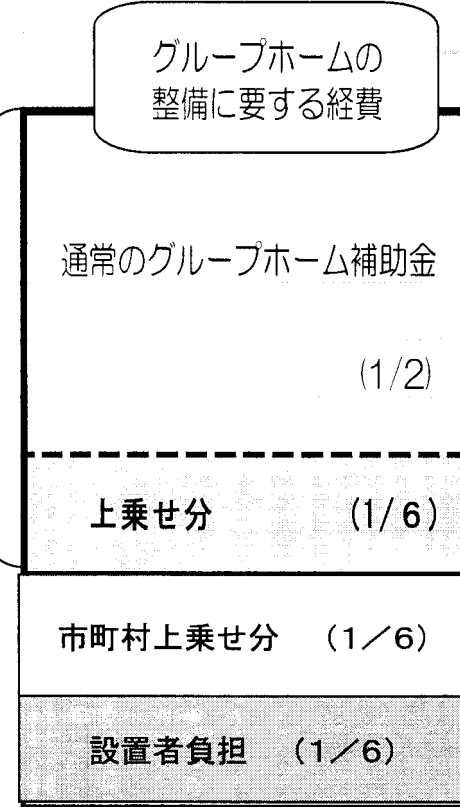
## 通常のGH整備



グループホーム施設  
整備特別補助金  
(1/6加算上乗せ)



## 西駒郷加算

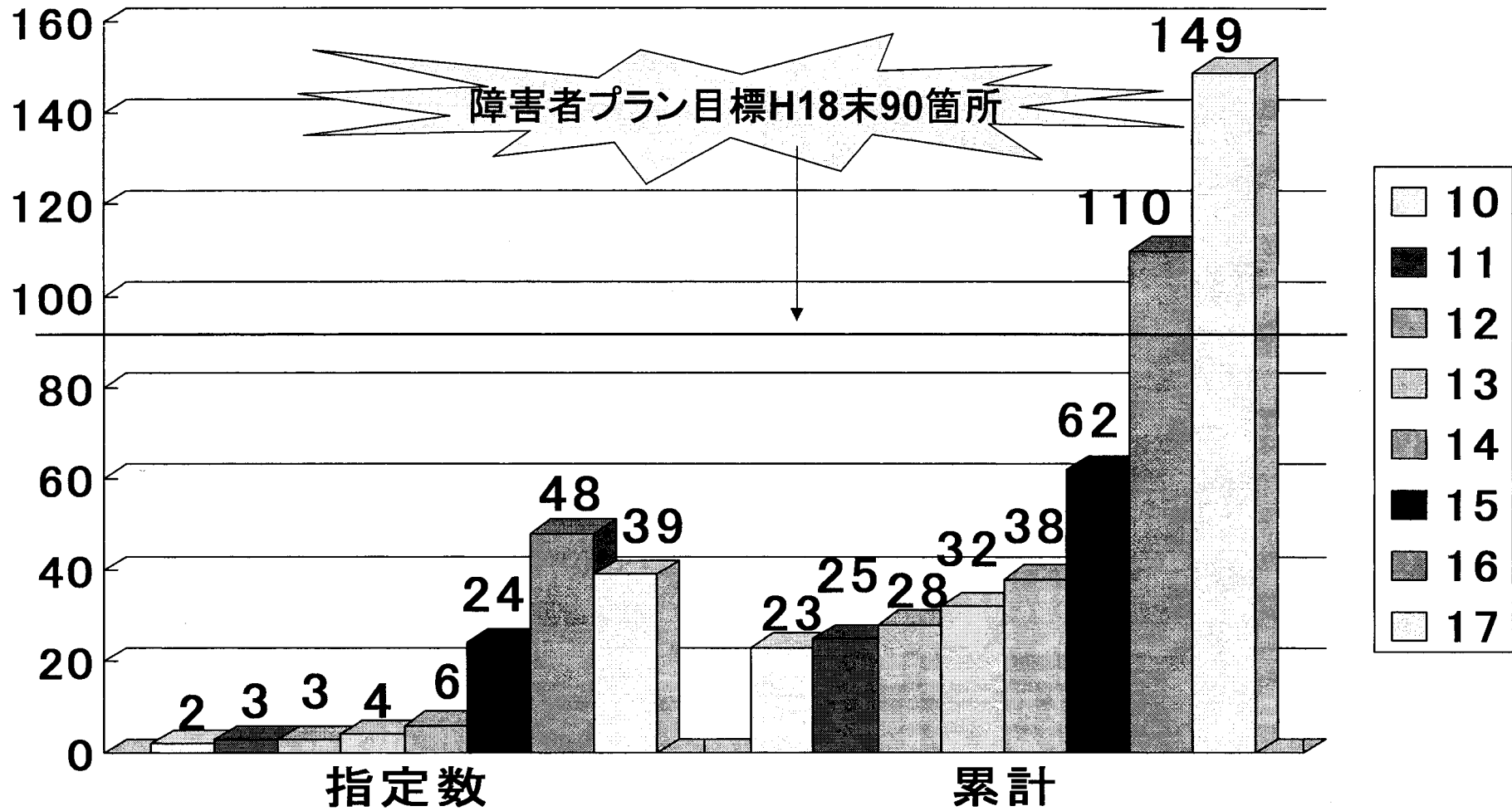


市町村(松本市他)によってはさらに1/6の嵩上げ補助をするところもある

精神(県1/2・市町村1/4・設置主体1/4)  
知的(県1/2・設置主体1/2...西駒加算あり)  
157,800円×23.3㎡×定員  
対象経費上限 新築2000万円・改修1000万円



# グループホームの年度別設置状況



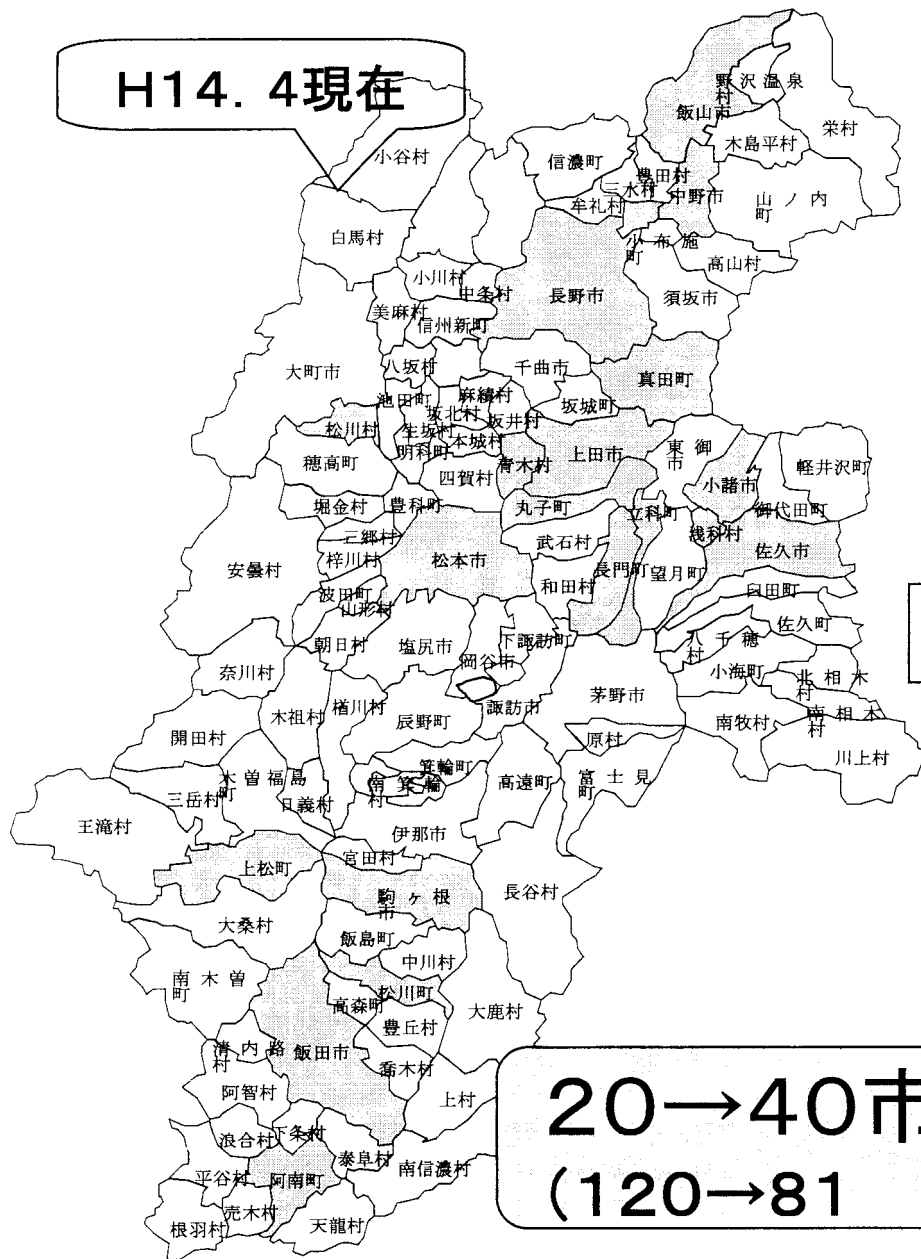
H14年度 施設整備費補助事業創設

H16年度 運営費補助事業創設

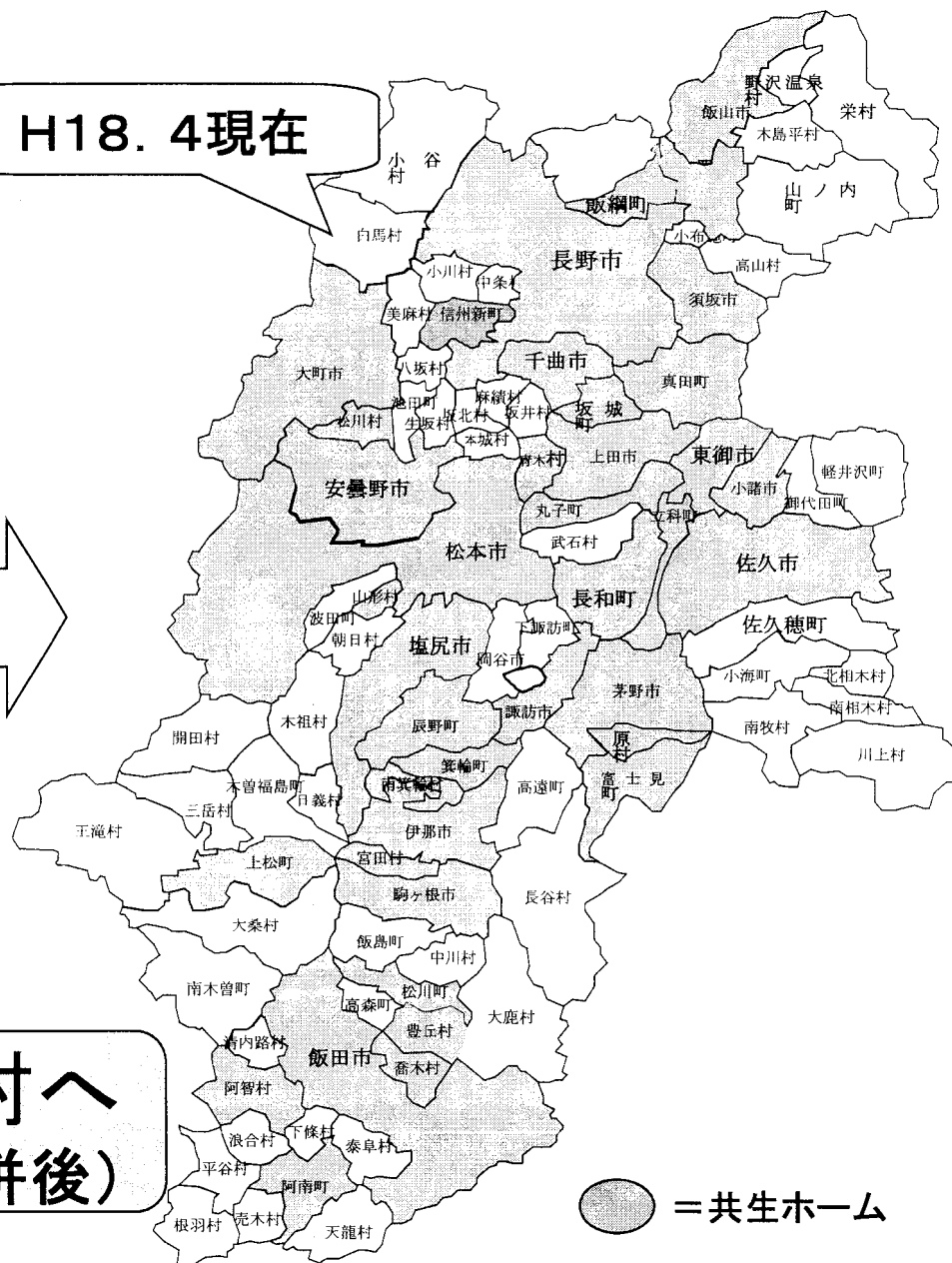
H18.4.1現在・・・GHは149カ所に

# 西駒郷の地域生活への移行が市町村に波及した (GHの設置状況)

H14. 4現在



H18. 4現在



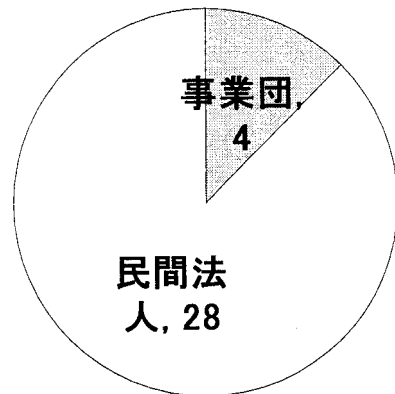
20→40市町村へ  
(120→81 合併後)

# 西駒郷の地域生活への移行効果

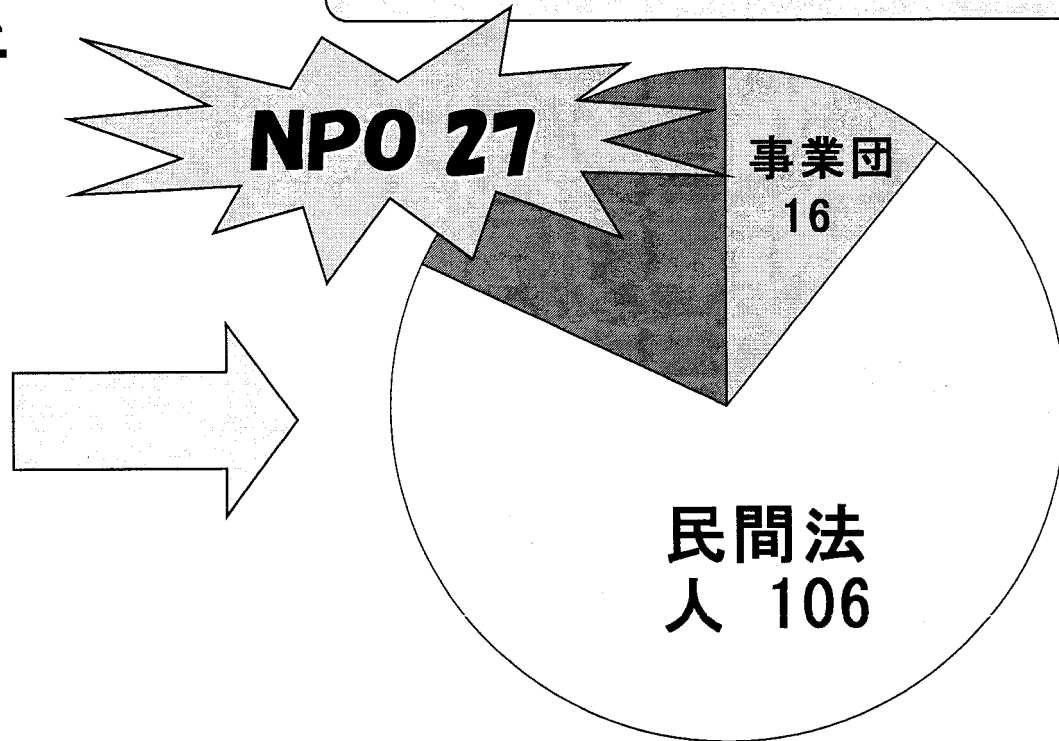
- ・NPO団体(地域発・共生社会)の参加が、グループホームをコミュニティーへと融和に誘う期待

想定以上

H14.4 32カ所



H18.4 149カ所



# 重症心身障害者等グループホーム運営事業

## 概念図

## 4人定員の場合

H18.9まで(10月以降現状維持検討中)

重症心身障害者グループホームをイメージ

県上乗せ分  
(県1/2・市町村1/2)  
歩行不能の肢体不自由とIQ  
35以下の重度知的障害者で  
医療的ケアを必要とする者

1人×126,160円/月

グループホーム 区分1  
約131,000円/月

強度行動障害者のグループホームをイメージ

県上乗せ分  
(県1/2・市町村1/2)  
ナイトケアなど手厚い支援  
が必要な重度知的障害者

1人×85,790円/月

グループホーム 区分1  
約131,000円/月

5人定員だと68,632円/月

精神障害者のグループホームをイメージ

県上乗せ分  
夜間ケアが必要な精神障害者  
退院直後も同  
85,790円

精神障害者  
グループホーム 約  
65,000円/月

※障害の重さを言い訳にしない・支援の促しと工夫を期待

# 重症心身障害者等グループホーム一覧（平成18年4月現在で7か所）

飯綱町  
(福)林檎の里  
ひこうき雲

池田町  
(福)信濃の郷  
鶴山

伊那市  
(福)アンサンプル会  
アンサンプル第2

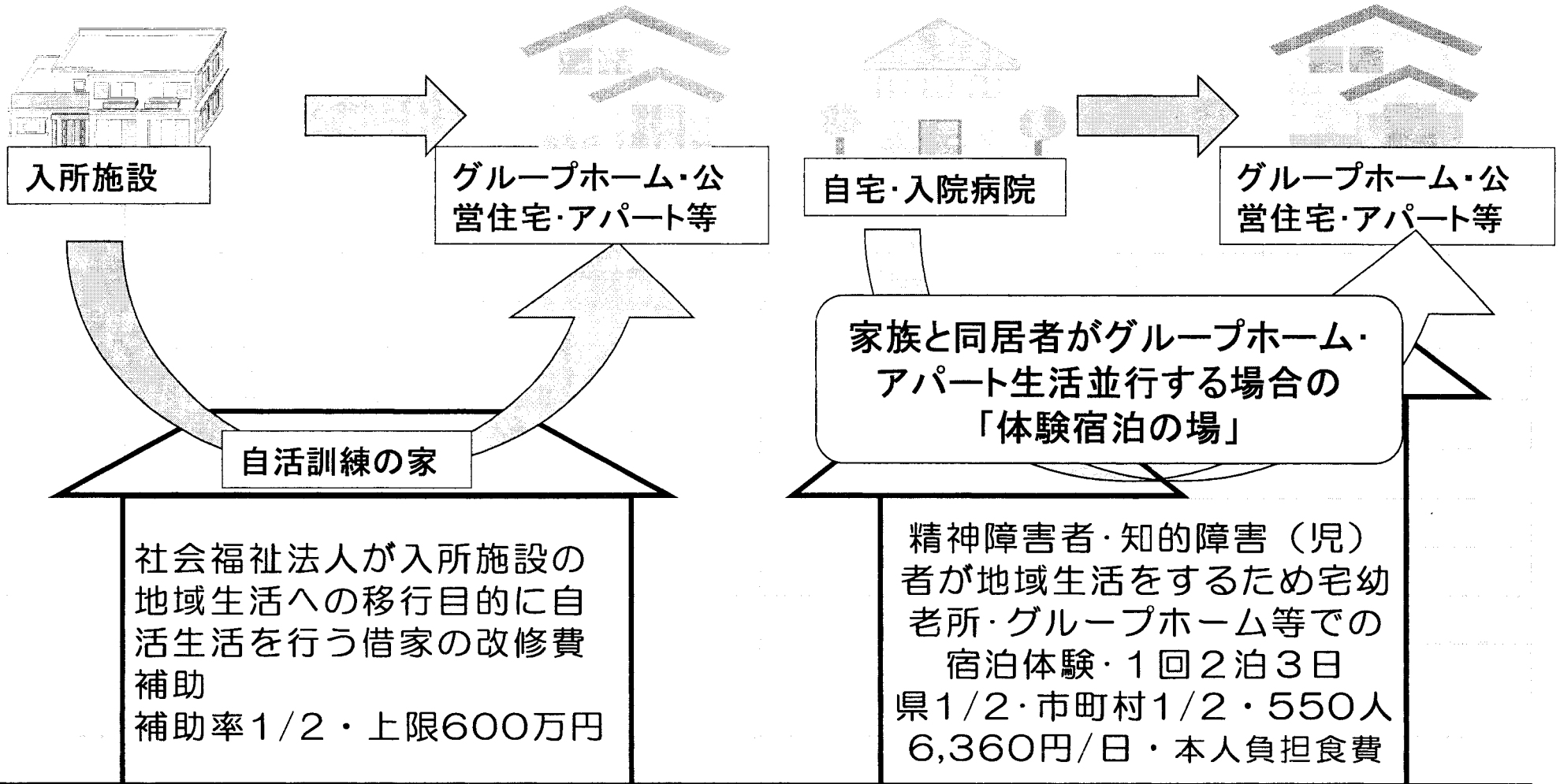
飯田市  
(特)ひだまり  
萌生(ホウセイ)

上田市  
(特)シャイン  
いちごの家

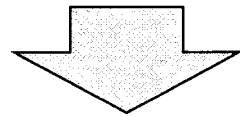
中野市  
(福)高水福祉会  
ホームさんぽみち

駒ヶ根市  
(福)長野県社会福祉事業団  
のどか

# 知的障害者自活訓練施設整備事業・障害者自律生活体験事業



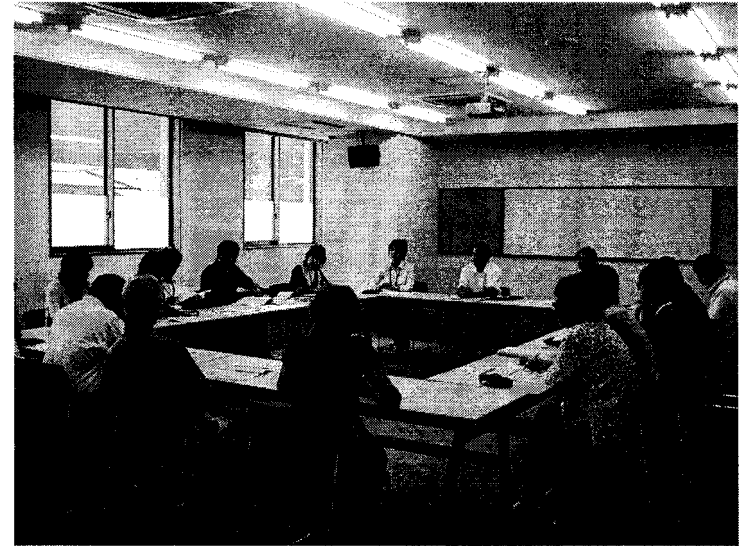
# 世話人という職種の特異性 対応策



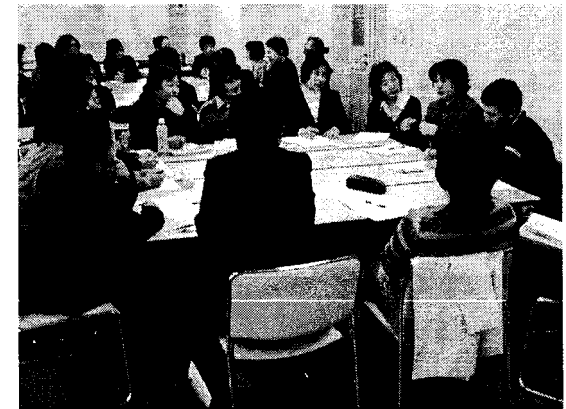
県で予算化

## 世話人連絡会及び研修会

- サブ圏域・圏域単位で
- 障害分野を越えて
- 定期的に実施(圏域毎に年2~3回)
- 時にはケース検討も
- 世話役はCD・生活支援Wが黒子役で...
- サロンのような雰囲気を目指す

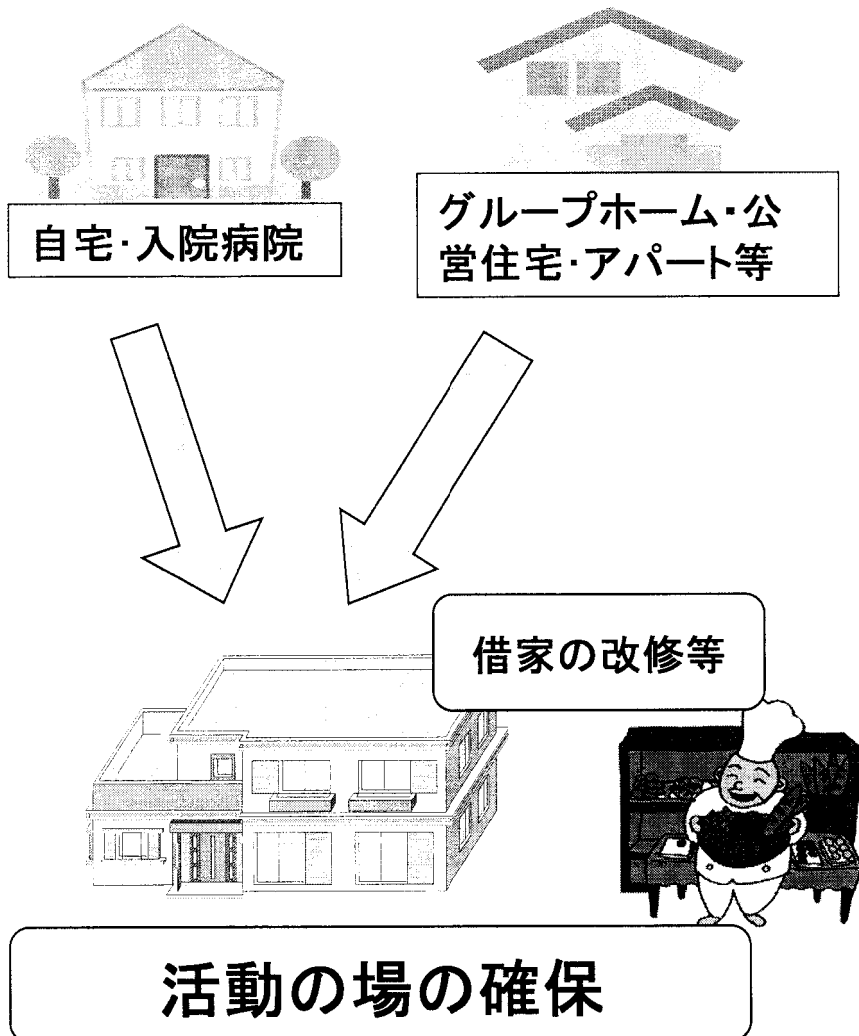


大北圏域世話人研修会 9/11



H15県世話人研修会

# 知的障害者日中活動の場拡大事業



国庫補助対象外施設整備補助(1/2)  
施設整備1,540万円・設備整備476万円  
(入所施設退所者を定員の4割受けること条件)

H16、17年度 6か所 定員105人分  
保育園 ⇒ 通所更生施設  
⇒ 通所授産施設(うどん)  
空き店舗⇒通所授産施設分場(パン)  
病院 ⇒ 通所授産施設(菓子)  
工場 ⇒ 通所授産施設(そばクッキー)  
⇒ 通所授産施設(パン)

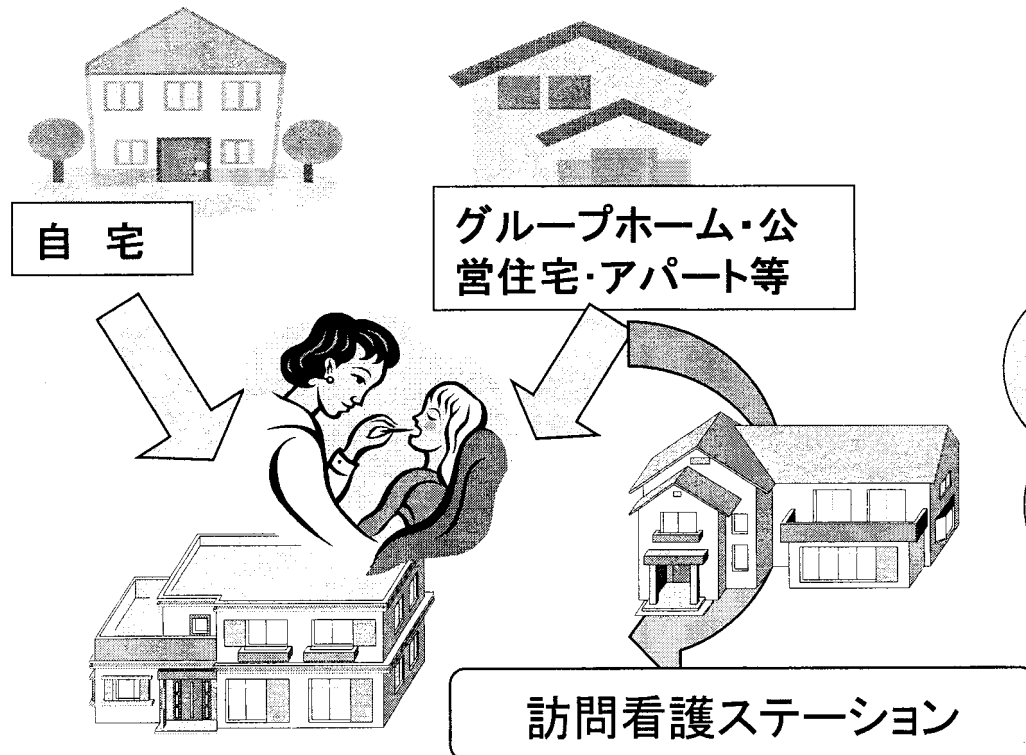
通所部創設補助(1/2)  
通所部創設600万円

H16、17年度 6か所 定員57人分



## 障害児・者施設訪問看護サービス事業

身体・知的障害者通所授産・通所更生施設、障害児デイサービスセンター、共同作業所等へ通所する障害児者が医療的ケアを必要とする場合の訪問看護ステーションからの費用・通所施設が看護師を雇用し看護サービスを行う場合の補助  
県1/2 市町村1/2



H18年度は、重症心身障害児(者)通園事業未実施の3圏域で知的障害者入所更生施設通所部等が重症心身障害児(者)を受け入れた場合、訪問リハビリテーションに要する費用を新たに対象。

# 就労支援について

16.7～ 就労支援係設置3人 授産活性化支援員4人  
就労支援ワーカー11人

## 1 一般就労(企業等の雇用)の促進

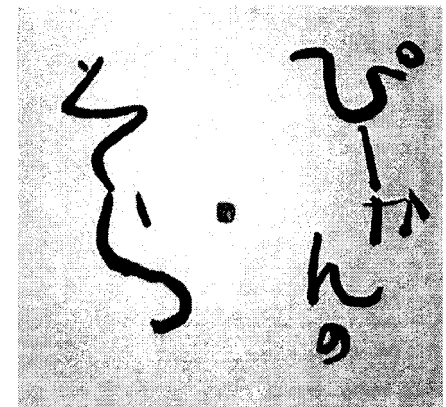
- (1) 障害者総合支援センター 就業支援ワーカー
- (2) 就労支援体制

## 2 福祉的就労(授産活動)活性化

- (1) 作業所営業・技術パワーアップ事業
- (2) ワゴンカフェの運営等
- (3) 授産活動活性化支援員

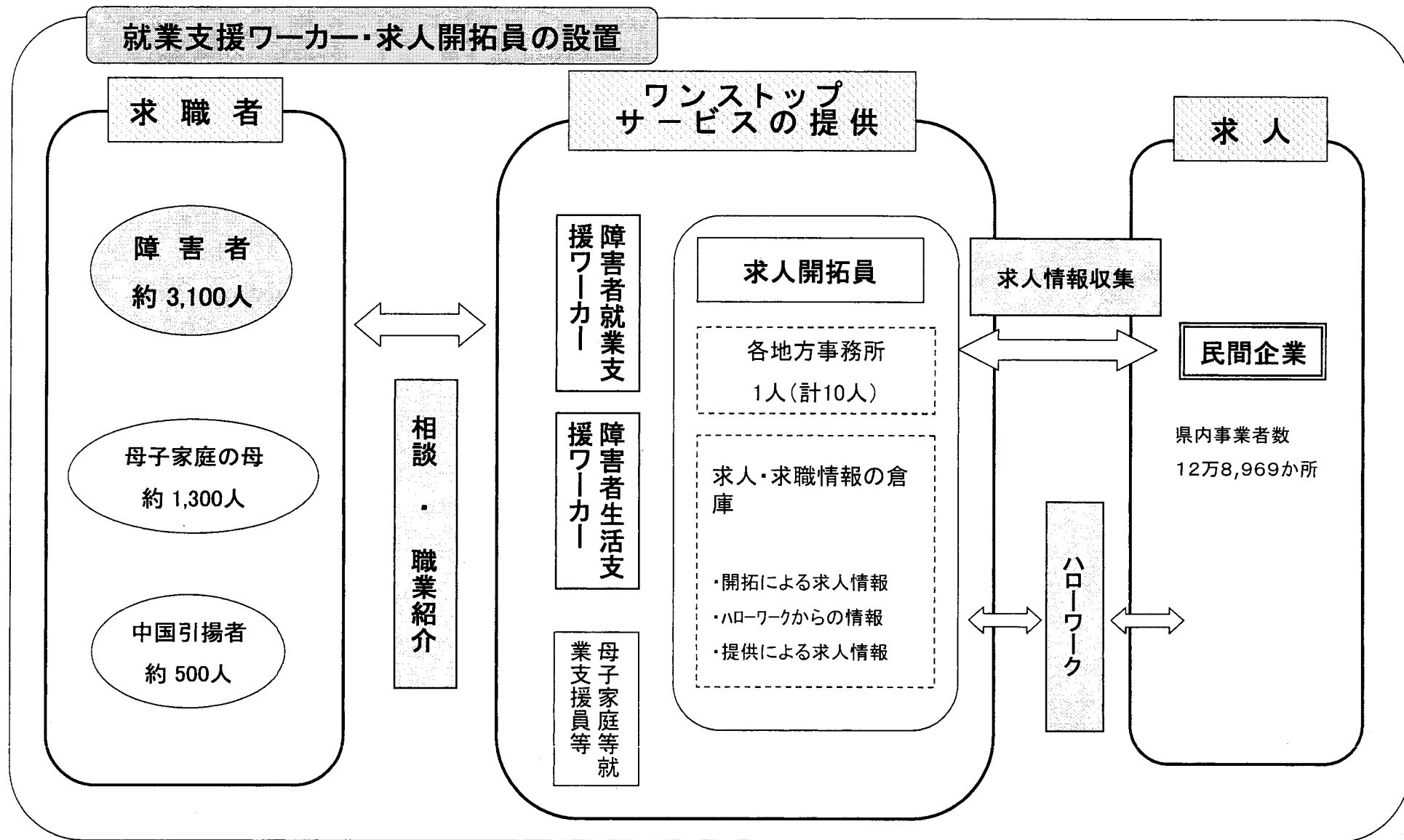
## 3 在宅障害者の就労支援

- (1) 障害者ITサポートセンター



宮下宜續墨書@風の工房

# 就労支援体制イメージ



# 福祉的就労(授産活動)の活性化

## 作業所営業・技術パワーアップ事業

### ○ 目的

作業所等の営業・技術力等を強化し、福祉的就労の場を活性化する

作業所等を利用する障害者の収入のアップ

### ○ 内容

作業所等の自主製品開発・販路開拓

受注業務の拡大支援



工賃 月3万円目指す!!

### ○ 製品開発販売コーディネーター (公募で民間活用 県内1名)

・ 自主製品の開発、改良、販路開拓支援(全県総括)

### ○ 受注開拓コーディネーター (公募で民間活用 県内1名)

・ 受注作業の開拓・斡旋(全県総括)

### ○ 授産活動活性化支援員 (県職員駐在 県内4名)

・ 上記コーディネーターと連携し、各地域で作業所と企業との業務取引のしくみづくり

# 在宅障害者の就労支援

## 障害者ITサポートセンター

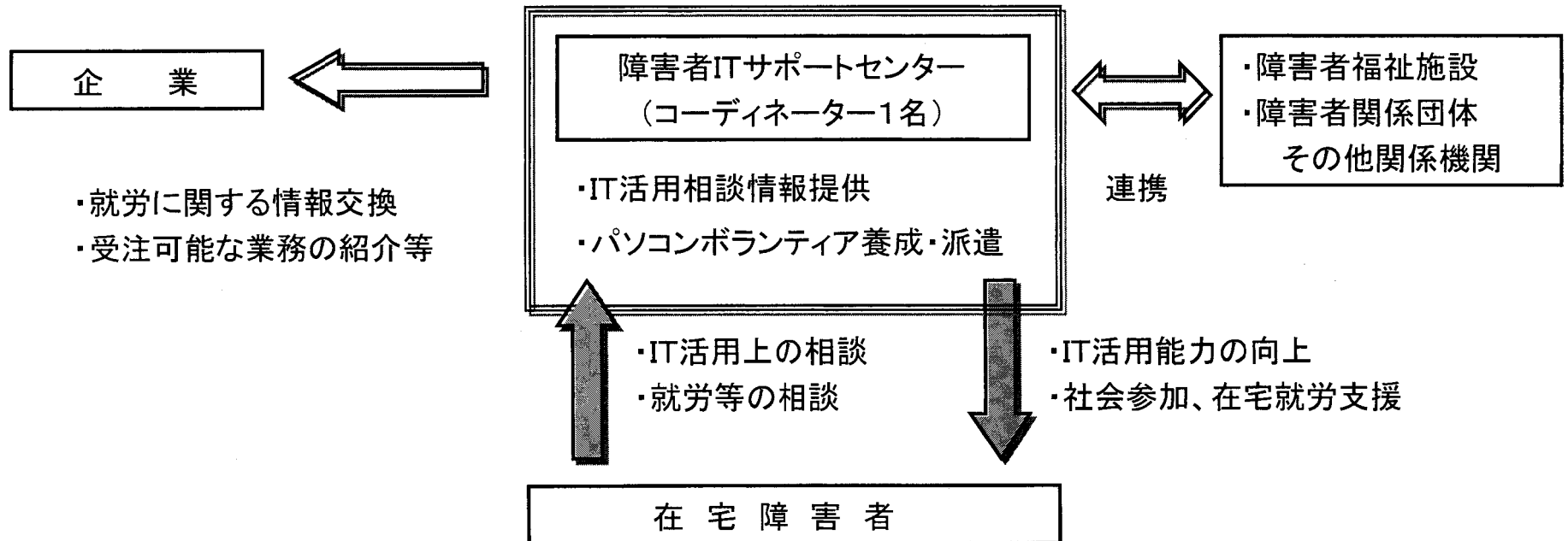
○ 目的

障害者のITに関する利用相談対応、情報提供を行い、社会参加と就労に向けた支援をする

○ 内容

ITサポートセンターを県内に1か所設置し、総合的なサービス拠点とする

- ・ IT活用支援(相談、情報提供)
- ・ パソコンボランティア養成・派遣



# 障害者余暇支援活動事業

## <事業目的>

1. 週末等における定期的な余暇活動の場を拡大し、障害者の充実した地域生活の実現

## <補助団体>

NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体 等

## <補助金額>

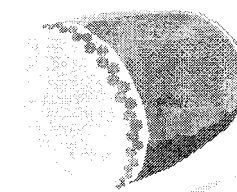
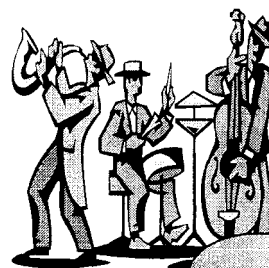
1団体あたり 30万円／年  
(3年を限度とする)

## <補助率>

市町村1／2、県1／2

楽器演奏

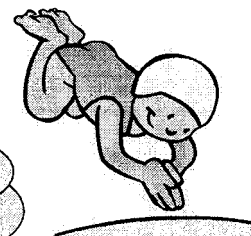
太鼓



28団体実施

水泳

バスケットボール



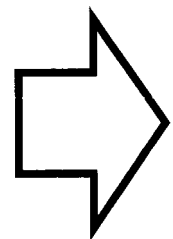
NPO法人の  
育成

# 精神障害者ピアサポート事業



休めるところや居場所がほしい！！  
ピアカウンセリングを受けてみたい！！  
当事者会に興味があるんだけど…。

1. 障害者による障害者やその家族への相談支援
2. 当事者講師による普及啓発
3. ピアカウンセラー（ピアサポーター）の養成



## ピアサポートセンター開設！！

## <在宅生活の支援として> 障害者タイムケア事業

在宅の障害者の時間単位の支援ニーズに応じて登録事業者や登録介護者の介護等支援サービスに係る費用に対して助成します。

年間300時間

例えばこんなニーズに . . . .

- ☆作業所は3時に終わってしまうけど、5時までは家に帰りたくないからどこかへ行きたいな。
- ☆ちょっと外出したいんだけど、誰か一緒について来てくれないかな？

→既存のサービスでは対応できない  
精神障害者の個別のニーズに応えます！！



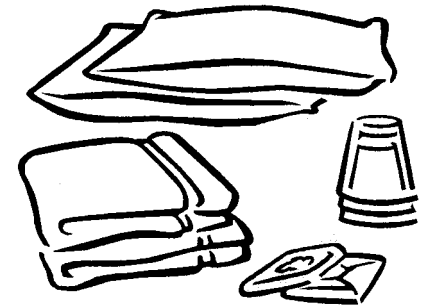
# ＜地域生活移行の充実＞ 障害者自律生活体験事業

## 1 目的

障害者（精神障害者は入院中も含む）が、将来に渡り身近な地域で充実した生活が送れるよう、グループホームの空き部屋やタイムケア事業所等で宿泊体験を行い、自活能力及び自律意欲の向上を図ります。

## 2 事業概要

- (1) 補助基準単価 6,360円/日
- (2) 利用日数 1人 年間24日以内
- (3) 本人負担 食費に係る実費等



入院中でも、お泊り体験ができるようになりました！

# <入所施設の定員削減> 地域生活移行推進員設置事業

## 1 目的

民間の知的障害者入所施設が、入所者の地域生活移行を行うために、地域生活移行推進員を設置する経費に対して助成。

## 2 事業概要

- (1) 補助基準単価 23万1千6百円/月 (10月から実施)
- (2) 補助率 県 1 / 2 設置者 1 / 2
- (3) 補助条件 1年で5人以上の定員を削減する

\* 5施設から希望⇒入所定員25人以上減 (知的入所定員の約1%)

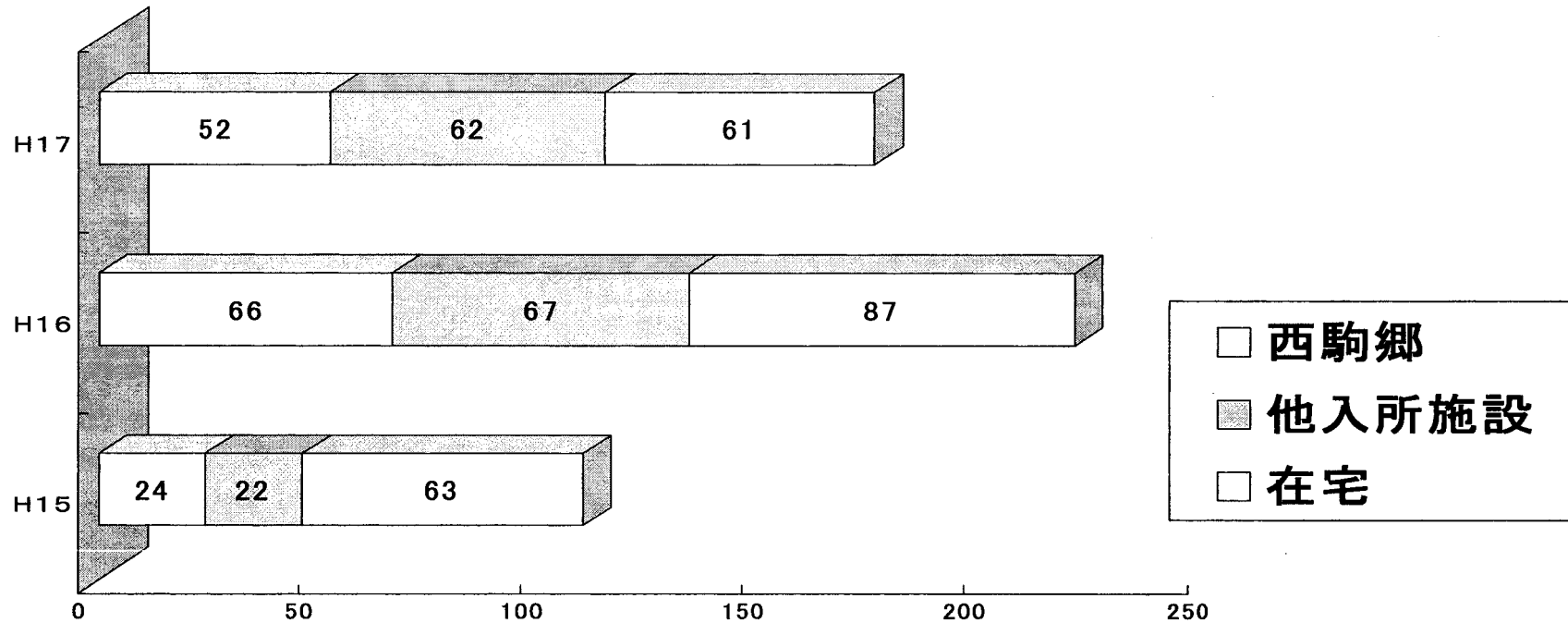
国の方針 入所施設等の定員を7%削減(H23年度末までに)

長野県 入所施設等の定員を13%削減  
知的 17%削減 精神5% 身体5%

# 民間入所施設・在宅者からも 地域移行が始まった

※在宅のデータには生活寮利用者を含む

## グループホーム入居者内訳



# 西駒郷利用者の地域生活移行



渡邊重雄『stones』@風の工房

# 西駒郷利用者の地域生活移行の状況について

## 1 西駒郷退所者の状況

年 度	14年度		15年度		16年度		17年度		18 年度							
									19・1・31現在		19・4・1予定					
西駒郷基本 構想による 地域生活移行 計画者数	累計		32		65		65		50							
			32		97		162		212							
地域 生活 移行 者	グループ ホーム	人 数	11		24		66		52		20		50 (計画)			
		か所数	2か所		7か所		27か所		24か所		12か所		25か所			
	アパート・生活寮	2		3		2		1								
	家 庭	4		2		3		3								
	小 計	17		29		71		56		20		50 (計画)				
	累計 (H14含む)	累計 (H15以降)	17		46		29		117		100		173		156	
			193		176		243		226							
他 施 設	5		5		6		9		1							
そ の 他	3		1		4		2		1							
計	25		35		81		67		22		50					
利用者数	15年4月1日現在		16年4月1日現在		17年4月1日現在		18年4月1日現在		19年1月31日現在		19年4月1日現在					
	441		406		326		261		242		211					

※平成16年5月 1人再入所  
 ※平成17年5月及び8月 2人再入所  
 ※平成18年7月、9月、10月 3人再入所 計6人

## 3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	計
西 駒 郷	71	56	50	177
他 施 設	67	71	50	188
計	138	127	100	365

西駒郷(県立施設)の地域生活移行の取り組みが全県の民間施設に波及。

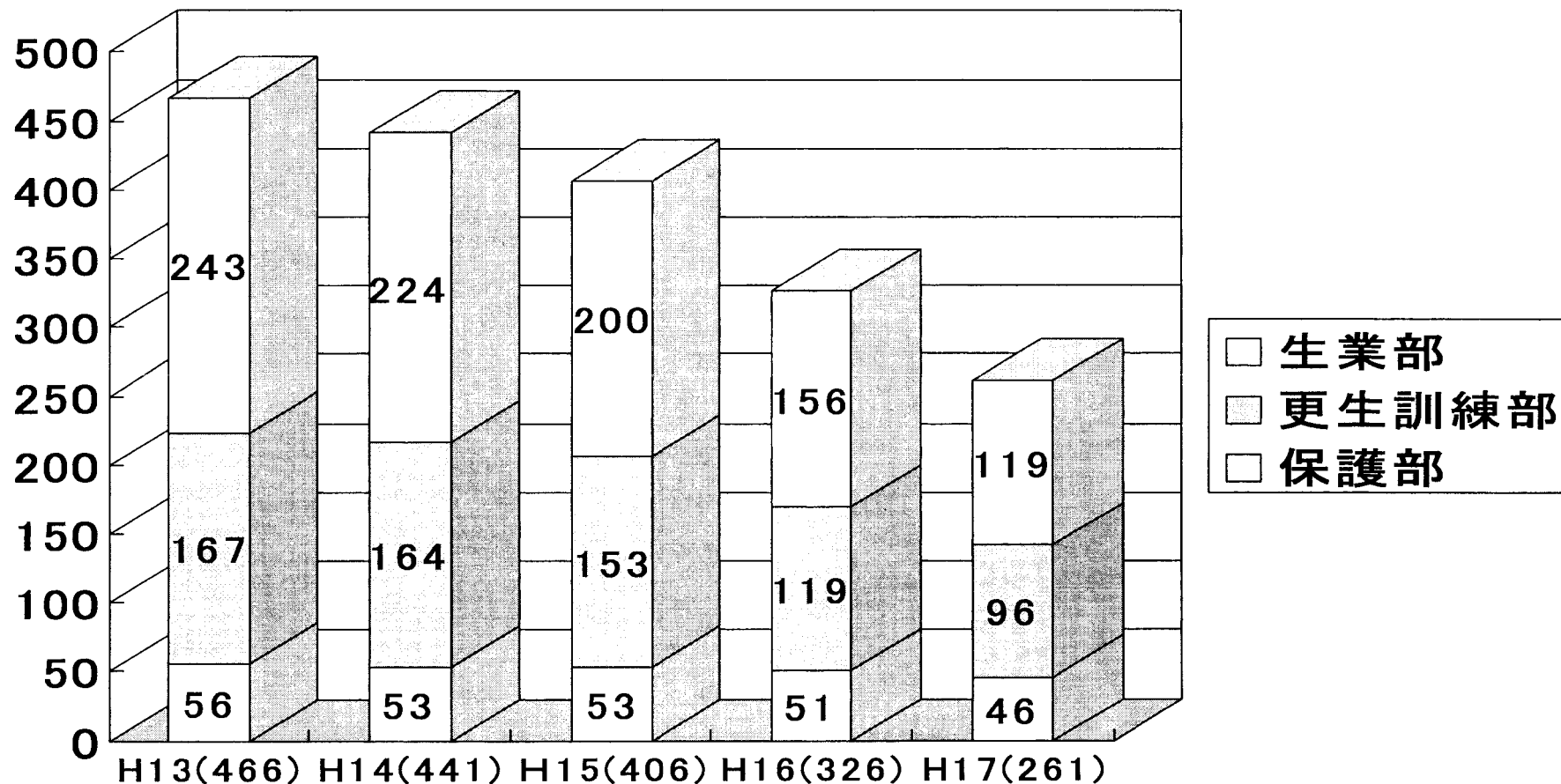
## 2 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
就 職	31
共同作業所	52
通所授産施設	62
通所更生施設	25
社協手伝い	5
デイサービス	6
宅幼老所手伝い	3
社会就労センター	2
福祉工場	1
ホーム内作業	3
家事手伝い	2
家 居	1
計	193

地域で生活するためには、グループホーム等の居住の場に加えて、日中活動の場や相談支援体制等を整備することが重要。

これまでに地域生活移行した193人のうち、再入所した者は6人。

# 平成14年度～17年度迄の 地域生活移行状況

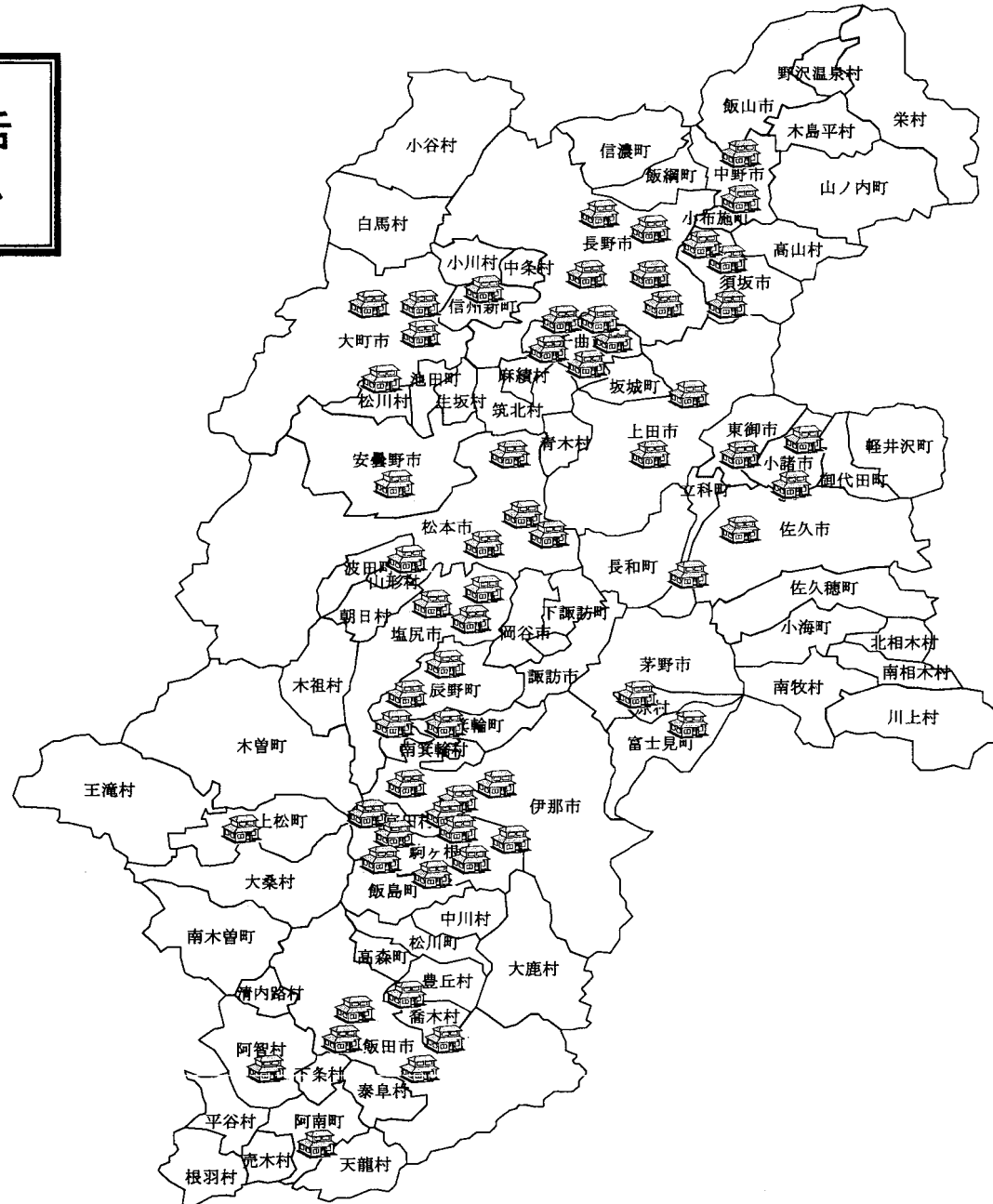


**地域移行173名** (GH153,生活寮4,アパート4,家庭12)

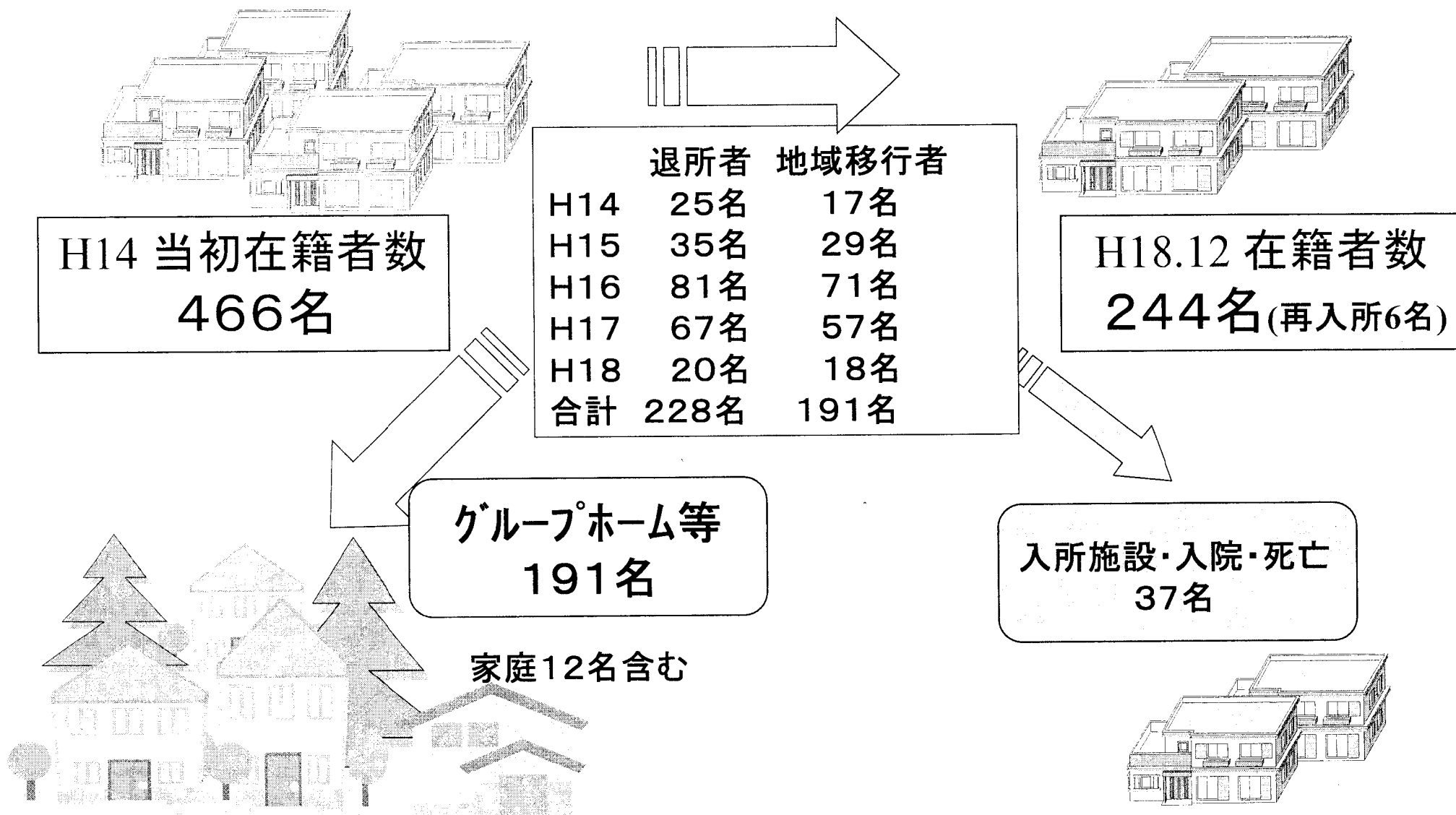
(H14・17名 H15・29名 H16・71名 H17・56名)

※施設・死亡を含めた全体の退所者数 208名(再入所3名)

西駒郷利用者地域生活  
移行先グループホーム



# 平成14年度～18年12月迄の地域生活移行状況



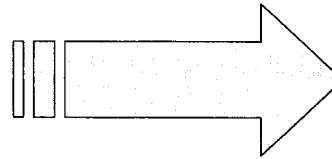
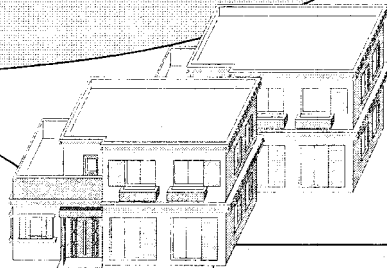


# 西駒郷地域生活移行の原則

分かりやすい情報提供と丁寧な聴き取り  
地域生活体験(本人の安心・自信)  
いつでも再入所(家族の安心)

家族に転嫁することなく  
(自宅に戻すのではなく)  
多様な移行ルート  
(グループホーム等)の  
生活の場を用意する。

西駒郷の地域生活移行  
施策を、全県的な施策として  
知的障害のある人たちへと  
波及させる。



3本柱の用意  
1. 暮らす場  
2. 働く場  
3. 相談できる人と場  
(権利擁護支援体制)

3障害共通の  
在宅サービスと展開



グループホーム・公営  
住宅の活用・アパート  
等……ひとつのグル  
ープホームを作ることが地  
域を変える最大の啓  
発運動

## 地域生活移行の進め方の基本

### 1 本人の意思の尊重

地域生活の丁寧な情報提供と正確な聴き取り

### 2 家族の理解

家族に対する意向調査と不安解消

### 3 多様な移行ルートを用意

一人ひとりの希望に応じた移行プログラム

### 4 再入所の確保

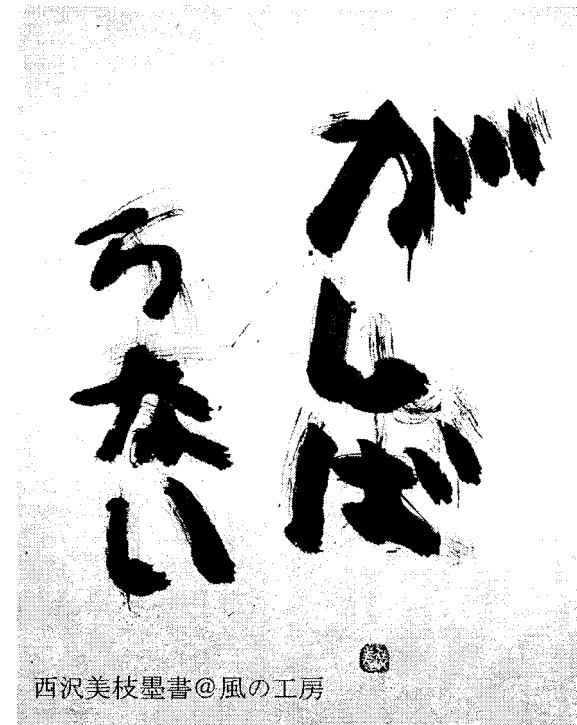
地域生活移行に多くの方がチャレンジできるように

### 5 西駒郷以外の方の地域生活支援の視点

全県域で社会資源の整備

### 6 地域への啓発活動

ひとつのグループホームをつくることが最大の啓発活動



## 本人の意思の尊重と家族の理解

- 1 本人の意向が基本、正確に聴き取ることが重要。
  - 分かり易い情報の提供を繰り返し行う。(ビデオ、見学、体験、仲間からの情報提供、支援する職員の知識と実践)
  - 聴き取りには時間が必要 → 揺れ・ぶれを超えるための時間
  - 聴き取りが困難な障害の重い方
- 2 家族の不安を解消することも大切な要素
  - 定期的に入所者の地域生活移行の状況を知らせる。
  - 地域生活移行した方のご家族に語ってもらう。
  - 安心感を醸成するためにグループホーム等の見学ツアーを開催。(話だけでなく、GHや自活訓練の現場を見ってもらう)
  - 地域生活に馴染めなかったときの再入所の確保
  - 援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく社会全体で支える。
  - 画一的、強制的な進め方はしない。
  - 家族支援も必要。家族の個々に責任ある相談体制をとる。

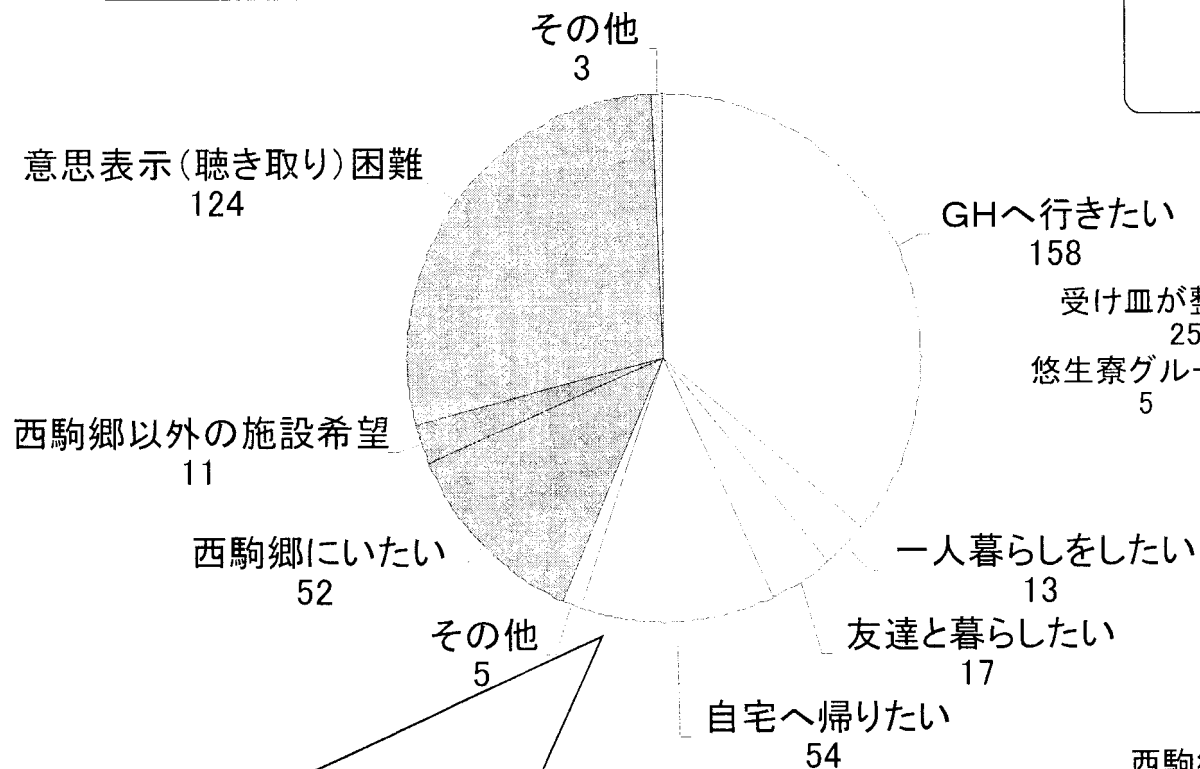
本人の希望は当てにならない。いいことを並べられればそっちに傾く。

20年以上施設で生活している。うちの子が施設以外で暮らせるわけがない。

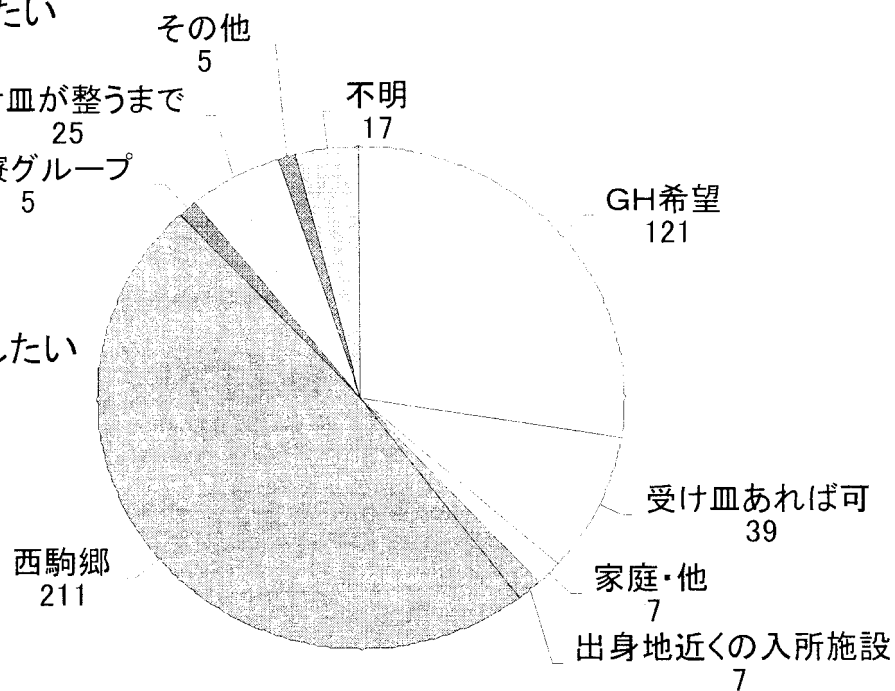
やっと入所できたのに。

# 西駒郷地域生活移行250人と設定した根拠設定した根拠 ……その動機付けは本人の意向の尊重から始まった

聴き取り調査のまとめ  
 437人の調査(本人の意向) H15.7

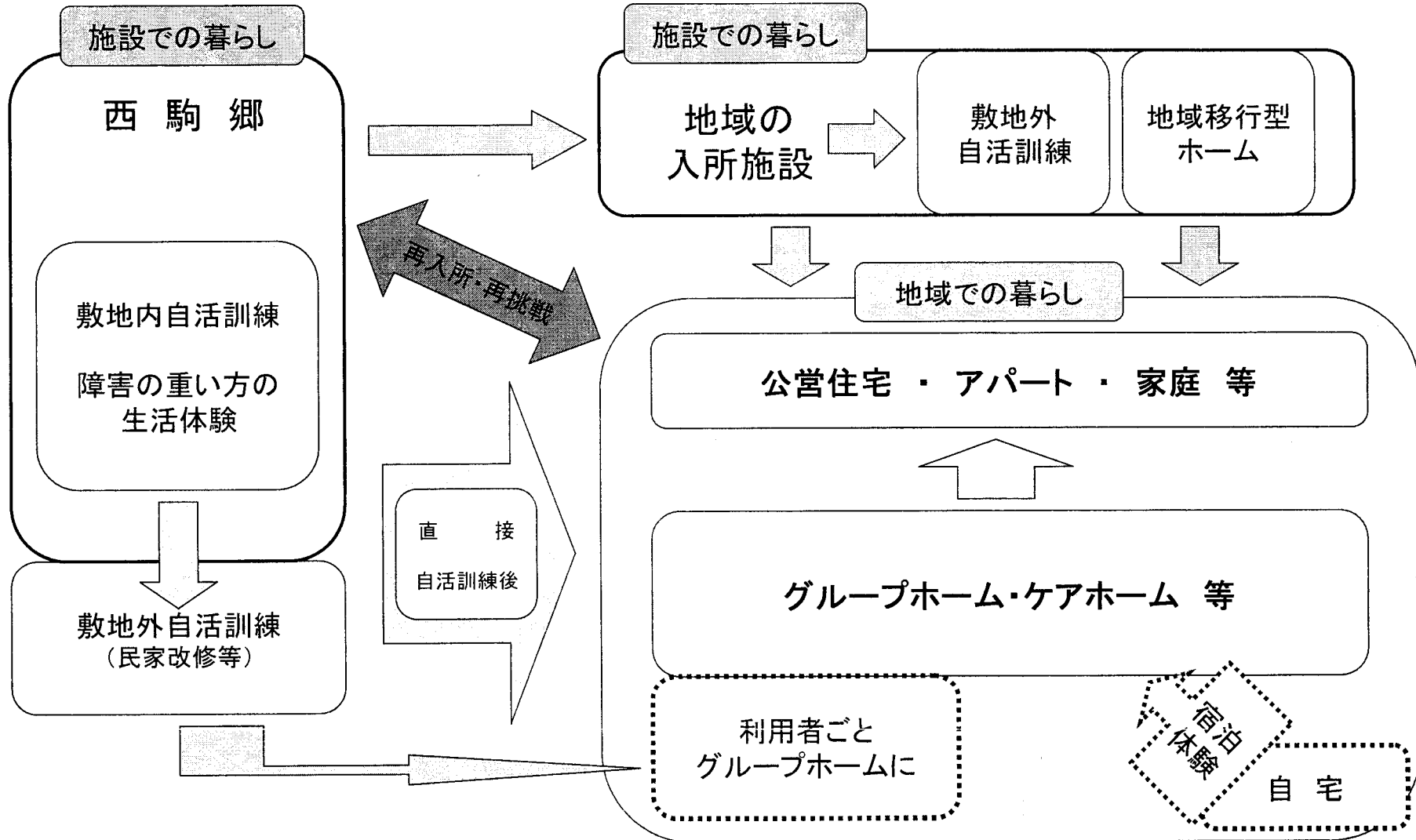


聴き取り調査のまとめ  
 437人への調査(家族の希望) H15.7



**意思表示が出来る313人中  
 約8割の242人が  
 地域生活移行を希望**

# 多様な移行ルートを用意



## 障害の重い方の生活体験

**実施者** 意思表示困難な利用者のうち、家族の同意が得られ体験を実施した方  
122名中102名が体験 強度行動障害者・最重度知的障害者

**実施方法** 期間 2週間 人数 3~4名 職員体制 専任職員4名 世話人2人  
**場所** すみれホーム(敷地内で使われなくなった居住棟を改修)

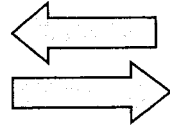
**見極め事項** GH移行を望んでいるか  
GH生活においてどんな支援、環境が必要か

**結果の活用** 在寮居住棟生活への支援の参考  
家族への啓蒙、情報提供 移行調整会議の資料

⇒ 重度者向けのGH等へ9名が移行

- 課題等**
- ・多くの家族の方に実際の生活を見て欲しかった
  - ・2週間という期間が短かった
  - ・重度者向けGHの開設に向け、法人に情報提供

# 地域生活への移行ステップ



グループホームの設置情報・調査  
(計画・予算・地域環境等)

※県現地機関・市町村・相談支援事業者等も調査等に参画

情報提供(本人・家族)



入居条件・日中活動条件  
地域生活環境等、調査資料・写真



地域移行調整会議



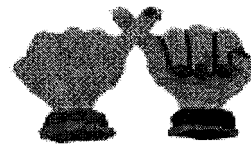
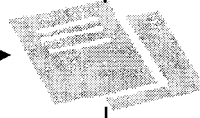
現地見学・生活体験

本人選択



自己決定(内定)

移行実施



地域移行ケアプラン  
(土日の活動等)

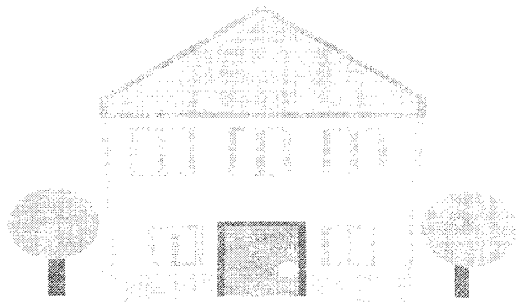
自己決定(退所手続き・移行決定)

再評価



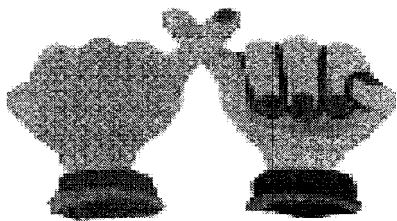
モニタリング

# 日中はどこに通っているか



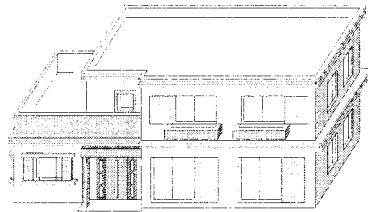
グループホーム 158名

・相談支援  
個別支援計画

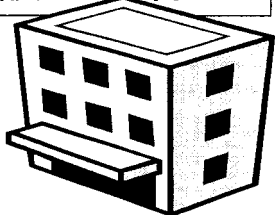


支援事業者と契約

日中活動の場  
働く場



通所授産施設 57名  
共同作業所 47名  
通所更生施設 22名



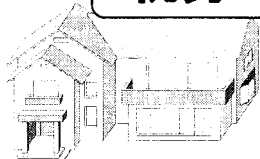
就労 30名

自宅 12名



公営住宅・アパート8名

余暇活動の場  
不足...



デイサービス 5名  
社協・宅老所手伝い 8名  
その他 9名

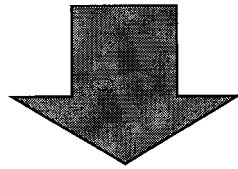


スポーツ・仲間の会



# グループホーム支援 ・・・余暇への支援

コミュニティー機能を活用する



- ・土日の活動にこそ、地域生活支援の醍醐味
- ・娯楽・買い物等だけが余暇ではない
- ・〇〇教室・〇〇サークル等の活用
- ・サービス調整役は世話人・生活支援ワーカー

# アフターフォロー

## ◎訪問

(西駒郷地域生活支援センター 地域移行推進部 各寮支援員等)

- ・1月以内に1回
- ・概ね年2回
- ・特別な課題ができれば、関係機関と連携し、ケア  
会議等開催



## ◎移行者の交流会(3回実施)

## ◎移行した方の家族にアンケート調査

## ◎地域生活移行の検証

# 移行過程で浮かぶ様々な課題

## • やっと夢が実現できる

……不安と期待が一気に襲いかかる  
心の中で制御できないものが襲う

→ 移行期外傷……カウンセリングが有効の場合も

## • 未知の暮らしへの不安を解消する手段

→ 入所施設の垢を落とす……自活訓練が有効

## • グループホームに暮らすことで、自由になった

→ 移行初期に集中的な支援体制

## • 早急な整備・様々な団体の参入 (GH運営ノウハウ不足)

→ 研修会を圏域単位で・出前講座

## • 検証の必然性

第三者による検証が必須

→ 公平性・透明性・信頼性 → 汎用化



福本弘『女』@風の工房

# 地域で生活本人の声

## 「西駒郷」から移った体験を発表

障害があっても、難読でなく、住み慣れた地域で暮らしたい。「次がの地 地域で暮らす」ということフォーラム」を、県庁までつくる実行委員会が毎月二日間 にわたって長野市の県庁で開いた。県立知的障害者総合支援施設「西駒郷」(駒 々穂市、上伊那郡宮田村)で、入所者の「地域生活移行」が進んで、地域のグリー プホームなどに移った三人が体験を発表、本人の目標から見た今後のあり方を考へ た。

一人は白田にテレビがはげた(笑)。 県庁です。十一時。スティーヴンと立った大島正 西駒郷に入所した障害者の 見られます。金曜日。お美さん(五十人近い) 西駒郷に入所した障害者の 一人。大勢の人が集まれば ビール一本飲みます。一階席の前で、グリープの ことができた。同僚と 一緒に移ります。四人で出て 障害者の権利擁護に取り組 む。夕飯の時、ほかの日、生と話した。

# 長野で障害者の自立考えるフォーラム



知的障害のある人が、移行先での生活について話したフォーラム。県内外の480人が参加した17日、長野市の県庁講堂

今回のフォーラムでは、 大島さん(二十二年開通) 入所した西駒郷を出て、駒 々穂市にある定員四人のグリープホームへ移った。現在、就職先を探しながら西駒郷の「生活部」に通っている。週末、小池(おぼり)を持ってカラオケ店に出かけるのが楽しみという。

三羽(さん)さん(四十九歳)は西駒郷で四人部屋にいた。ブライハットの新しい集団生活、男が入所者対象に行つた意見調査に一人で参加した。二〇〇四年七月、上伊那郡宮田

# 抑え込んできた思い 生き生きと

村の村営住宅にようやく自分の城を持った。 最初は「一人暮らしは酒場で雑談を したい」。一度は「人暮らし、アフターファイブは村内の踊りサークルに参加。一息が絶えるまじり。二近所付き合いを断り、な集団生活の中で強みを抑えたい。

県立知的障害者総合支援施設「西駒郷」(駒々穂市)で、入所者の「地域生活移行」が進んで、地域のグリープホームなどに移った三人が体験を発表、本人の目標から見た今後のあり方を考へた。

大島さんが二十二年開通した西駒郷を出て、駒々穂市にある定員四人のグリープホームへ移った。現在、就職先を探しながら西駒郷の「生活部」に通っている。週末、小池(おぼり)を持ってカラオケ店に出かけるのが楽しみという。

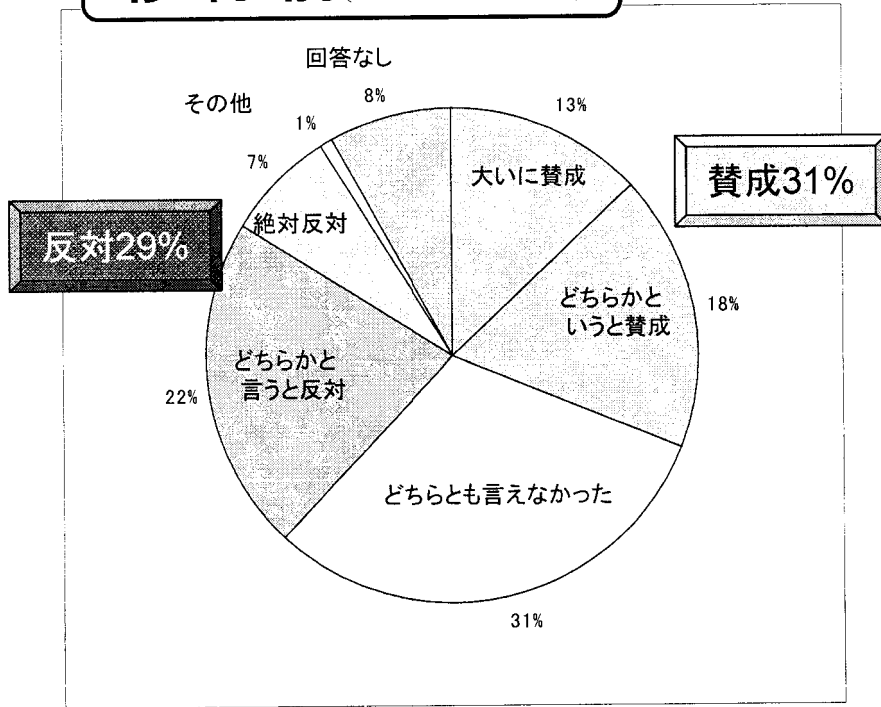
三羽(さん)さん(四十九歳)は西駒郷で四人部屋にいた。ブライハットの新しい集団生活、男が入所者対象に行つた意見調査に一人で参加した。二〇〇四年七月、上伊那郡宮田

知的障害のある人が、移行先での生活について話したフォーラム。県内外の480人が参加した17日、長野市の県庁講堂

# 地域生活移行した方の家族へのアンケート (長野県西駒郷の地域生活移行の取組から)

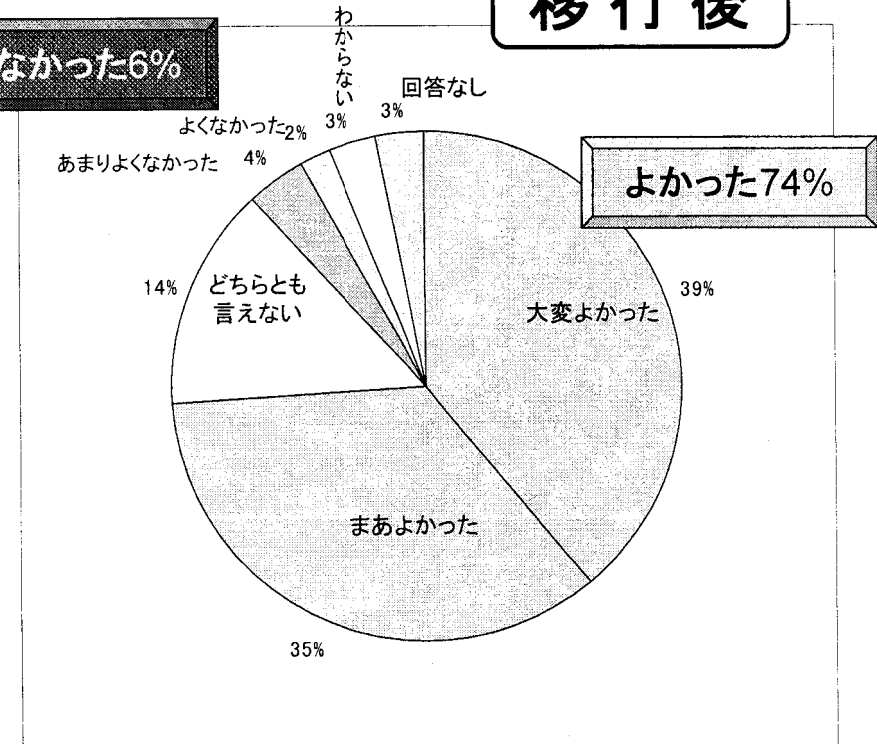
実施期間 平成18年2月20日～3月10日  
対象者数 地域生活移行した方の家族142人  
回答数 95人  
方 法 郵送による無記名回答方式

## 移行前(基本構想策定時)

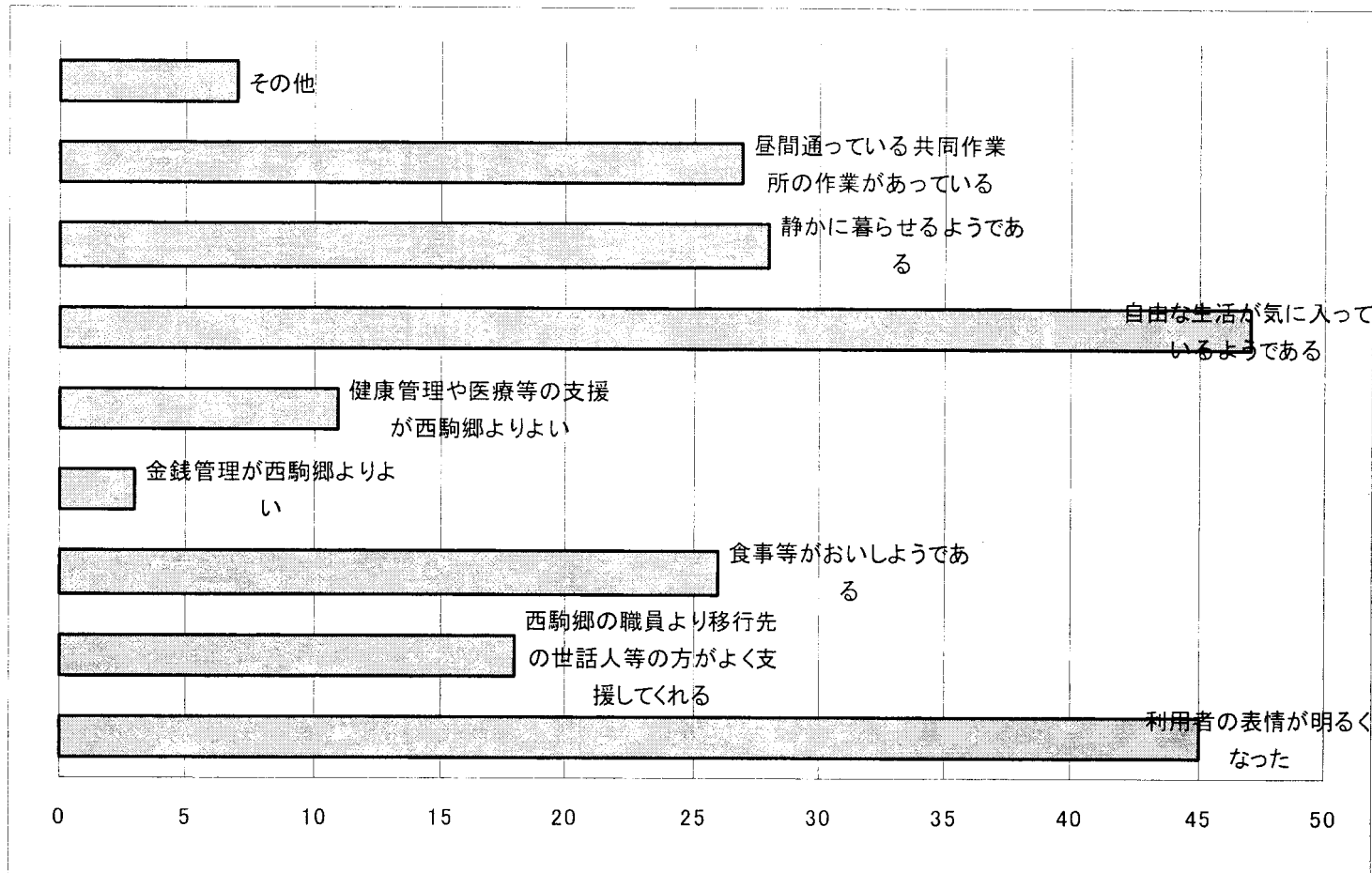


意識  
の  
変化

## 移行後



入所施設の生活より、よくなったと感じた理由に該当するもの全てに○をしてください。



# 「西駒郷」から地域移行家族に調査

「知的障害者が地域で普通の暮らしをすること」を目的に、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村にある県の知的障害者総合援護施設「西駒郷」(定員五百人)の縮小を進める県障害者自律支援チームは、同所を出て地域生活を始めた人の家族に実施したアンケート調査結果をまとめた。七割超が施設を出て「よかった」としている。

アンケートは、今年二月二十日から三月十日にかけ、西駒郷から地域のグループホームなどに移った人の家族百四十二人に郵送、無記名で実施。九十五人から回答を得た。

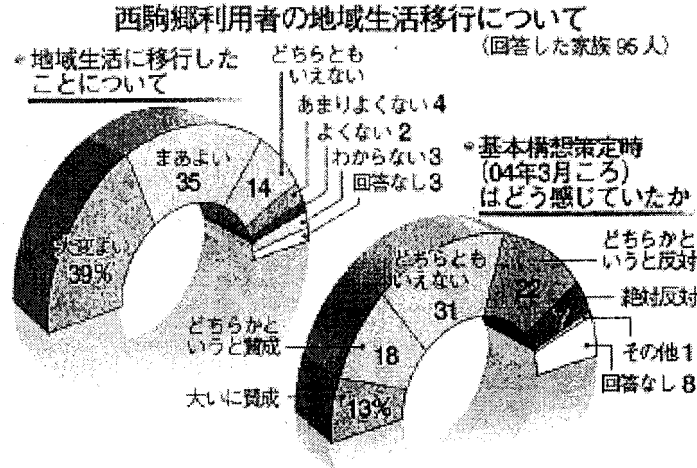
## 地域生活移行

行を「どのように感じているか」との問いには「大変よかった」39%、「まあよかった」36%で計74%。一方、「よくなかった」「あまりよくなかった」は計6%だった。移行先の地域生活が「よくなったと感じる」

# 7割超「よかった」と回答

## 目配りや生活費で不安も

家族に理由を尋ねたところ、「自由な生活が気に入っているようである」が47%でトップ。続いて「表情が明るくなった」「静かに暮らせるようである」の順だった。一方、県が「脱施設」を促す「西駒郷基本構想」を策定した〇四年三月時点で「どちらかというと賛成だ」と回答した家族は計31%。一方、県が「脱施設」を促す「西駒郷基本構想」を策定した〇四年三月時点で「どちらかというと賛成だ」と回答した家族は計31%。一方、県が「脱施設」を促す「西駒郷基本構想」を策定した〇四年三月時点で「どちらかというと賛成だ」と回答した家族は計31%。



小差だった。施設を出るとに当初、反対だったが、地域移行が実際に始まった後に、賛成に転じた家族も多いことが分かった。感想として、グループホームでの生活を「イキイキとした様子」「落ち着いてきた」「家に近くなったので時々顔を見に行ける」など、前向きな変化を喜ぶ声も。

一方、移行先で「十分な目配りができていない」「(近所に)知られてしまうのでづらいこともある」といった声や、「月々の生活費が多くなる」など経済的な不安も挙がった。県の基本構想は、〇七年度までに二百五十人の地域生活移行を目標とし、最終的に「六十人程度の入所更生施設」



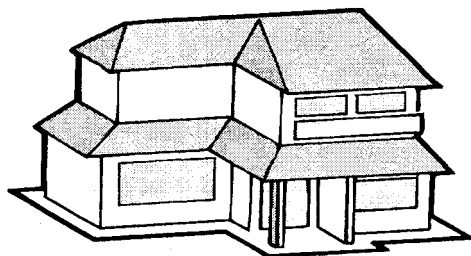
# 西駒郷からグループホームへ移行した方の経済状況

**収入平均** 90,303円(91,563円)  
年金70,705円 + 賃金等19,598円  
(71,674円) (19,175円)

**支出平均** 48,798円(47,625円)

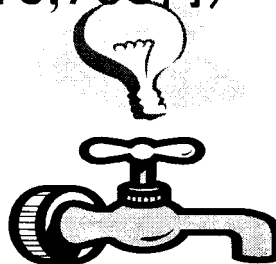
家賃

15,185円  
(15,600円)



+

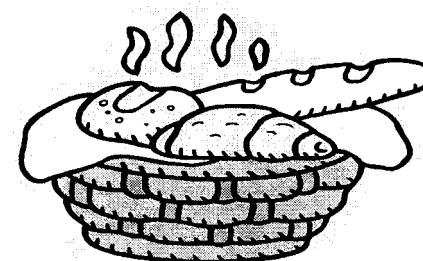
光熱水費  
10,913円  
(10,739円)



+

食費

22,700円  
(21,286円)



長野県グループホーム実態調査(平成17年2月実施より)

( )は県全体の平均



# こんな事業あったら・・・

## 生活の場

- ・GH、CH利用者との面接を専門に行うケースワーカー設置を
- ・ファミリーホーム、機能強化型GHを CHにも強度行動障害加算を
- ・県住の単身入居促進を ケアホームの対象に身体障害者を

## 日中活動の場、就労支援

- ・企業内授産(施設外授産)経費の助成を
- ・新事業体系に移行できない施設への支援を
- ・ひきこもり者に対する就労支援を

## 相談支援体制

- ・総合支援センターのコーディネーターが相談できるスーパーバイザーの設置を

## その他

- ・重度障害者に対する支援を
- ・利用者負担減免を
- ・遷延性意識障害者に対する支援を
- ・権利擁護の充実を
- ・移動支援を

## 相談支援体制の整備の進め方

佐賀県健康福祉本部障害福祉課

1 「地域でくらす」～佐賀がんばらんば! 宣言

2 県としての方針を明確化

3 アドバイザー活動内容

(1) 地域自立支援協議会設立指導のポイント

(2) 地域自立支援協議会運営指導のポイント

(3) 総合相談窓口指導のポイント

4 相談支援体制の整備状況と今後の方向性

(参考) 県アドバイザー設置に係る予算関係資料

佐賀県ホームページ→県政の運営→施策→政策評価→平成18年度9月補正予算にかかる事業評価→健康福祉本部

## 「地域でくらす」～佐賀 がんばらんば！ 宣言～

日本の知的障害者の父と呼ばれている佐賀県出身の石井亮一は、知的障害者の人権も認められていなかった時代に暖かい眼差しを向け、我が国最初の知的障害者福祉施設滝乃川学園を創設しました。

そして現在、障害者の地域生活推進のため全国をリードする人材の中にもまた、佐賀県出身の方々をみかけるにつけ、時代の要請を敏感にとらえ歴史に名を残す活躍をみせる諸先輩の功績を誇らしく感じています。

時代は今まさに大きな転換期を迎え、さまざまな課題を残しながらも、障害者自立支援法が成立しました。いよいよ物心ともにバリアのない自立と共生の社会、障害がある人もない人もともに地域で支え合いながら生活し、働ける社会を目指すときがやってきました。障害者が地域における存在感をアピールする時代がやってきました。

だから私たちは全ての障害者が個人として尊重され、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るとともにそれぞれのライフステージにおいて必要な応援を効果的に受けられる社会の実現を目指します。その実現のために次のとおり宣言します。

### 1 佐賀県は三障害を一元化した市町村主体の中立的で親身な相談窓口が県内全圏域に設置できるように応援していきます

障害者施策の第一線で、住民に最も身近な市町村が、障害の種別や程度に関わりなく相談できる、そして本当に本人の身になって考えてもらえる、中立的で親身な相談窓口を県内全圏域に設置できるように応援していきます。

### 2 佐賀県は障害者の「働きたい」を応援します

「どんなに重い障害があっても働きたい。」を応援することが、障害者自立支援法の極めて重要な使命となっています。私たちも強くそのことを感じ、県庁においても障害者など社会的弱者に対するCSR(企業の社会的責任)活動に熱心な企業への優先発注などにより障害者の雇用を拡大し、障害者の「働きたい」の気持ちに応える取り組みを強力に進めます。

### 3 佐賀県は精神疾患に対する誤解と偏見を解消します

精神障害者の地域生活への移行を妨げている最大の要因は、精神疾患に対する誤解と偏見です。私たちは、精神障害者が働いているNPCや小規模作業所などの活動を応援し、精神疾患に対する誤解と偏見を解消します。

障害者が地域でくらす。

一見当たりまえにみえてもそれは簡単なことではありません。

そのことをぜひとも実現しなければという重さとそのことを実現するための道のりの遥けさを感じています。

だからこそ、私たちは今ここに宣言します。

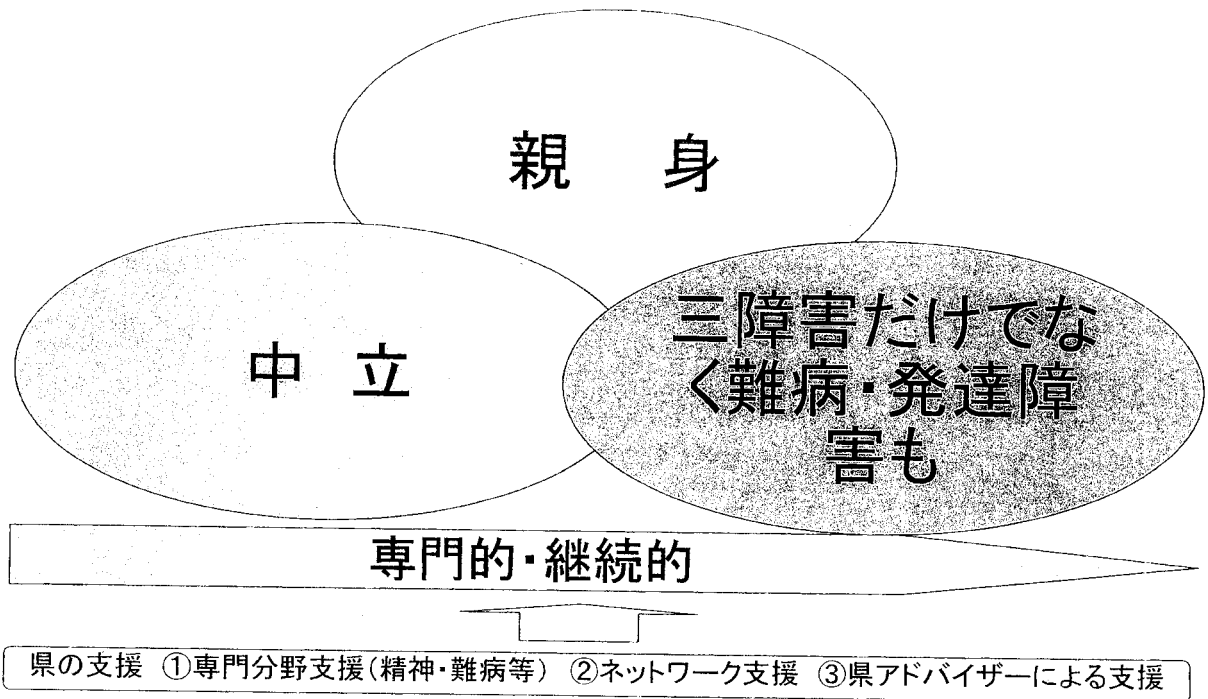
# 「がんばらんば！」

平成18年2月18日



佐賀県身体障害者団体連合会会長	松尾 栄
佐賀県手をつなぐ育成会会長	石丸 博
佐賀県精神障害者家族連合会会長	池田 貴
佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長	山田隆司
日本自閉症協会佐賀県支部支部長	古賀利治
佐賀の福祉をすすめるネットワーク代表	藤木卓一郎
佐賀県地域生活支援ネットワーク代表	木原昭裕
佐賀県難病支援ネットワーク理事長	三原睦子
佐賀市長会会長	横尾俊彦
佐賀県町村会会長	松本和夫
佐賀県知事	古川 康

## チャレンジドのための相談窓口



## チャレンジドのための相談窓口のあり方

	考え方	具体策
親身	真に、障害者やその保護者の立場に立って相談に応じる。 相談に行きやすい窓口とする。	①障害者本人や保護者が相談しやすい・通いやすい窓口にするための工夫のひとつとして、当事者・家族会相談員の配置を検討。 ②17時以降や土日など、可能な限り、窓口開設時間を長くする。 ③窓口は、市町庁舎など誰でも通い慣れた場所に設置する。
中立	サービス提供事業者等の影響を受けない相談支援体制を確保する。	①市町直営やサービスを持たないNPOや社協等を主体とした中立的運営母体の確保。 ②中立性の確保について地域自立支援協議会において検証する。 ③窓口は、市町庁舎など公的な場所に設置する。
三障害以外も	精神、知的、身体だけでなく、難病や発達障害等についても対応する。	①高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。 (難病)佐賀県難病相談・支援センター (発達障害)佐賀県発達障害者支援センター、NPO法人それいゆ (精神)佐賀県精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センターぷらっと ②高度な専門的知識を必要とする相談についても、専門家の出張等によりその場で対応し、たらい回しをしない。
専門性の確保	相談支援の専門家が対応する。	①専門的職員、専門性(経験)のある相談員配置。 ②職員の研修により専門性の向上を図る。 ③高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。
継続性の確保	相談者が常に新たな相談ができる体制を確保する。	①相談者の情報の共有化により、応対する相談員が代わっても継続した支援ができるようにする。 ②専門的職員、専門性(経験)のある相談員が、可能な限り継続して勤務できる体制の整備。

平成18年度 県相談支援アドバイザー(佐賀県相談支援体制整備事業)一覧

ジャンル	氏名	役職・経歴等	県アドバイザーにおける役割 (佐賀県相談支援体制整備事業)
自立支援 協議会	A 氏	〇〇県自立支援協議会事務局長	自立支援協議会の立ち上げと適切な運営指導
			個別案件困難事例の対処法指導
自立支援 協議会	B 氏	社会福祉法人〇〇〇 施設長	自立支援協議会の立ち上げと適切な運営指導
			個別案件困難事例の対処法指導
総合相談	C 氏	(福)〇〇市社会福祉協議会事務局次長	総合相談窓口における仕事のあり方指導
			精神障害者の退院促進事業のあり方指導
			成年後見制度の運用指導
精神	D 氏	精神保健福祉士	精神障害者の地域生活支援のあり方指導
			自立支援協議会の運営方策指導
身体 知的 東部	E 氏	社会福祉法人〇〇〇 所長	特に知的・身体障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			自立支援協議会の運営方策指導
地域生活 全般 精神	F 氏	NPO法人佐賀県地域生活支援ネットワーク	特に精神障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			障害の種別にこだわらない地域生活支援策指導
身体 中部	G 氏	社会福祉法人〇〇会 〇〇〇障害者支援センター 相談支援専門員	特に身体障害者の地域生活支援のあり方実践指導
地域生活 全般	H 氏	NPO法人〇〇〇 理事長	特に知的障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			自立支援協議会の運営方策指導
			グループホーム立ち上げ指導

平成18年度 相談支援佐賀県アドバイザー(佐賀県相談支援体制整備事業)活動実績一覧

日程	アドバイス先	参加人数	アドバイザー	概要
10月4日	小城・多久総合相談窓口	10	C氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。相談受付・記録の仕方、社会資源マップの作り方
10月23日	小城・多久自立支援協議会	6	A氏	多久・小城課長、相談窓口職員を対象に自立支援協議会の役割や会議の持ち方、相談窓口からの報告のあり方を指導・意見交換
10月23日	佐賀市窓口 ぶらっと	5	A氏	相談窓口職員に対し、精神困難事例の相談支援策について指導・意見交換
10月24日	唐津市・玄海町自立支援協議会	15	A氏	玄海町係長、保健師に対して相談窓口のあり方を指導・意見交換。唐津部長、課長、係長、相談窓口職員を対象に自立支援協議会の役割や会議の持ち方、相談窓口からの報告のあり方を指導・意見交換
10月24日	杵藤地区総合相談窓口指導	20	C氏	杵藤地区7市町の総合相談窓口職員(施設2ヶ所含む)に対し、窓口業務のあり方一括指導・意見交換
10月24日	杵藤地区総合相談窓口指導	20	F氏	精神障害者の地域生活支援方策指導・意見交換
11月15日	総合相談窓口意見交換会	45	B氏	総合相談窓口職員による意見交換・アドバイス
11月15日	東与賀町自立支援協議会	3	B氏	課長、担当に対し、自立支援協議会の立ち上げ指導・意見交換
11月16日	鳥栖地区自立支援協議会 相談窓口	15	B氏	相談窓口職員、NPO理事長予定者に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換
11月30日	小城・多久自立支援協議会	30	G氏	自立支援協議会の運営方策指導・意見交換
12月4日	佐賀市	2	A氏	課長、担当と相談窓口のあり方について意見交換
12月5日	嬉野市総合相談窓口	7	A氏	課長、担当、施設派遣窓口職員に対し、窓口業務のあり方や、自立支援協議会への報告のあり方を指導・意見交換
12月5日	武雄市総合相談窓口 (山内支所)	4	A氏	施設派遣窓口職員、係長、担当に対し、窓口のあり方指導・意見交換
12月5日	杵藤地区自立支援協議会	15	A氏	本人、保護者等窓口利用者、施設派遣職員等を交え、総合相談窓口運営のあり方について意見交換
12月6日	就労関係意見交換会	6	A氏	佐賀職業安定所、たちばな学園、若楠、雇用対策課、障害福祉課の担当が集まり就労に関する滋賀県の取組を意見交換
12月8日	杵藤地区自立支援協議会	40	H氏	ケース検討部会。総合相談窓口のあり方、グループホームの立上げ方等指導・意見交換
1月12・ 18・25日	小城・多久自立支援協議会	5	G氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員等に対し、主に身体の相談窓口のあり方指導・意見交換。2時間窓口にはりつき、困難ケース、来所ケース、契約書の作り方、今後の窓口のあり方を指導。自立支援協議会の運営方策指導・意見交換
1月12日	杵藤地区自立支援協議会	40	H氏	ケース検討部会。総合相談窓口のあり方、グループホームの立上げ方等指導・意見交換
1月23日	小城・多久総合相談窓口	5	C氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員等に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。一日窓口にはりつき、困難ケース、来所ケース、契約書の作り方、今後の窓口のあり方を指導
1月31日	武雄市相談支援センター	5	C氏	相談窓口職員、武雄市職員等に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。一日窓口にはりつき、窓口体制のあり方、訪問指導の仕方、来所ケース、今後の窓口のあり方を指導

## 佐賀県 アドバイザー 訪問記録

平成 19年 1月 24日作成

訪問日	平成 19年 1月 23日	訪問時間	AM 9:00 ~PM 4:00
訪問先	多久・小城相談支援事業所	訪問者	C 氏
受講者数及び 主な受講者	5 名 所長、相談員3、市職員1		
指導内容	9時～10時	10時～11時	11時～12時
	自立支援協議会について 記入書類について説明	相談書類確認 困難ケース相談	来所者ケース相談 相談内容指導
	13時～14時	14時～15時	15時から16時
	契約書類説明 問題ケース指導	困難ケース宅訪問 相談内容確認	今後の窓口について 相談室・相談体制について

### 具体的 アドバイス内容

自立支援協議会について、事務局の在り方・及び運営会議等の進め方・考え方について  
 県自立支援協議会の報告書について 次回協議会での提案にて県下統一を行う旨説明し指導  
 困難ケースへの対応方法 行政書士等との連携方法について 関係機関との調整の方法について  
 ケアマネ契約書について 重度訪問介護の考え方とプランでの事業所との調整について  
 窓口の在り方について 相談室の確保 利用し易い、窓口について  
 基本的にサービス調査での利用者把握はできているので、今後は調査～相談への流れを作る必要がある。  
 訪問までに受けたケースを全体的に確認し、対応方法の指導を行いました。

### 今後の留意点

自立支援協議会の事務局について、要領に明記されていないので、今後検討を行って欲しい。市と協議必要  
 重度訪問介護の考え方について整理必要 県自立支援協議会への報告書内容の検討が必要  
 事業調査に振り回され気味であるが、利用者把握には、もっと調査を活用して良いと思われる。  
 相談窓口の場所がわかりづらい。ハード的問題もあるが、事務局と検討を行う必要がある。  
 もう少し、社協事業とリンクさせた方が相談体制を組み易い気がする。  
 困難ケースが多いので、最初かなり難しい面はあると思われるが、今のペースで対応できる様になると、素晴らしい  
 窓口になると感じられる。

### その他

◎県内各地域における地域自立支援協議会一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	名 称	事務局	電 話	参加市町
佐賀中部	佐賀地区自立支援協議会	佐賀市役所	0952-40-7250	佐賀市 久保田町 川副町 神埼市 吉野ヶ里町
	東与賀町障害者地域自立支援協議会	東与賀町役場	0952-45-1603	東与賀町
	小城・多久障害者地域自立支援協議会	小城・多久市役所	小城 0952-73-8820 多久 75-6118	多久市 小城市
唐津	唐津地区地域自立支援協議会	唐津保健福祉事務所	0955-73-4184	唐津市 玄海町
鳥栖	鳥栖地区自立支援協議会	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-2161	鳥栖市 みやき町 基山町 上峰町
伊万里	伊万里地区自立支援協議会	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101	伊万里市 有田町
杵藤	杵藤地区自立支援協議会	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2103	武雄市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 鹿島市 太良町
全域	佐賀県自立支援協議会	佐賀県庁障害福祉課	0952-25-7064	全市町



◎県内各地域における総合相談窓口一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	市町名	名称	総合相談窓口設置場所	電話	営業時間	時間外対応時間帯	時間外電話番号	FAX	E-mail	備考	
中部	佐賀市久保田町川副町神埼市吉野ヶ里町	佐賀地区障がい者総合相談窓口	佐賀市保健福祉社会館(ほほえみ館3階) 〒849-0915佐賀市兵庫町大字藤木1006-1 ※ぶらっとの隣に総合相談室を設置(開所日は月・木)	総合相談窓口で3事業所合同の相談を受付 月・木は 電話 36-9131 FAX 36-9132 10:00~19:00 ※下記事業所では常時相談受付可 《長光園》主に身体 電話 27-1060 FAX 27-1061 9:00~18:00(土日を除く) 《整肢学園》主に知的 電話 98-2211 FAX 98-3391 8:30~17:30(土日祝を除く) 《ぶらっと》主に精神 電話 34-4866 FAX 34-4867 10:00~19:00(第1・3・4週土と第2日を除く)						《長光園》 shien@aquau.ocn.ne.jp 《整肢学園》 ssghatop@po.saganet.ne.jp ssgsos@vip.saganet.ne.jp 《ぶらっと》 puratarou@nifty.com	月・木は総合相談窓口で相談受付可 各相談事業所にも直接ご相談ください。
	東与賀町	東与賀町障害者相談支援事業所	東与賀町保健福祉センター 〒840-2221 佐賀郡東与賀町大字下古賀1193	0952 45-8022	月～金 8時30分～17時15分			0952 34-7677	hisuyakoo@po.saganet.ne.jp	月・水・金はめぐみ園にて相談受付。TEL34-7722 FAX34-7720	
	多久市小城市	小城・多久障害者相談支援センター	小城市小城保健福祉センター(桜楽館) 〒845-0002 小城市小城町畑田750	0952 71-1250	月～金 8時30分～17時15分	24時間 365日	0952 71-1250	0952 73-3032	o-tsyougai@etude.ocn.ne.jp		
唐津	唐津市	唐津市障害者相談支援センター	唐津市庁舎包括支援センター内 〒847-8511 唐津市西城内1-1	0955-72-9272	月～金 8時30分～17時15分					施設からの職員が常時1名	
	玄海町	玄海町相談支援窓口	玄海町(市町窓口) 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52-2111	月～金 8時15分～17時					必要に応じて施設と連絡を取り合い対応	
鳥栖	鳥栖市みやき町基山町上峰町	生活支援センターもしもネット	民間賃貸事務所 〒841-0052 鳥栖市宿町965-1 三恵ビル1階	0942 87-8956	月～金 9時～18時	24時間 365日	0942 87-8956	0942 87-8956	w-maeda@kumin.ne.jp		

◎県内各地域における総合相談窓口一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	市町名	名称	総合相談窓口設置場所	電話	営業時間	時間外対応時間帯	時間外電話番号	FAX	E-mail	備考
伊万里	伊万里市	障害者生活支援センター	伊万里市役所福祉課 〒848-8501 伊万里市立花町1355-1	0955-23-3512	月～金 8時30分～17時15分			0955-20-1215	shien@hachigamenet.ne.jp	障害者生活支援センター 0955-23-2909  (伊万里) 水曜は施設からの出向職員も対応 (有田) 火曜は施設からの出向職員も対応
	有田町		有田町福祉保健センター・相談室 〒849-4192 有田町南原甲664番地4	0955-43-2237						
杵藤	武雄市	相談支援センター	武雄市市内支所 〒849-2393 武雄市市内町大字三間坂甲13800	0954-45-2370(直通)	月～金 8時30分～17時15分	相談員不在のとき及び時間外はくろかみ学園に電話を転送します。	0954-45-2370(直通)	0954-45-2564	fukushi@city.takeo.lg.jp	
	嬉野市	嬉野市障害者等相談支援窓口	嬉野市(嬉野市本庁) 〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲1769	0954-66-9151(直通)	窓口相談 平日の8:30～17:15	24時間 365日	0954-66-9151(直通)	0954-66-3119	fukushi@city.ureshino.lg.jp	
	大町町	大町町障害者相談窓口	大町町(市町窓口) 〒849-2101 杵島郡大町町大字大町5017	0952-82-3185	月～金 8時30分～17時			0952-82-3111	0952-82-3117	
	江北町		江北町(市町窓口) 〒849-0592 杵島郡江北町大字山口1651-1	0952-86-5614	月～金 9時～17時				0952-86-2130	
	白石町	白石町障害者相談窓口	白石町(市町窓口) 〒849-1292 杵島郡白石町大字坂田253-1	0954-65-3111	月～金 8:30時～17:00時				0954-65-3120	choujushakai@town.shiroishi.lg.jp
	鹿島市		鹿島市(市町窓口) 〒849-1391 鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-2119	月～金 8時30分～17時15分				0954-63-2128	fukushi@city.kashima.saga.jp
	太良町		太良町(市町窓口) 〒849-1698 藤津郡太良町大字多良1-6	0954-67-0718	月～金 8時30分～17時15分				0954-67-2103	chomin-fukushi@town.tara.saga.jp

## 杵藤地区自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 杵藤地区自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、武雄市、鹿島市及び嬉野市並びに杵島郡及び藤津郡の地域（この要綱中、「杵藤地区」という。）に居住する障害児（者）に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的とする。

### (構成機関等)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等の職員をもって組織する。

市町、市町社会福祉協議会、障害者団体、難病者団体、福祉・介護資格士団体、民生児童委員協議会、福祉施設、養護学校、特別支援教育研究会幹事校、療育・生活・就業等支援センター、医療機関、公共職業安定所、県教育企画室、教育事務所、県障害福祉課、県精神保健福祉センター、中央児童相談所、障害者更生相談所、杵藤地区広域市町村圏組合、保健福祉事務所その他サービス調整のために必要と認められる機関等。

### (事業内容)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指定相談支援事業者の運営評価に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 障害者の就労促進に関すること
- (4) 在宅重度障害児（者）の支援に関すること
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (6) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (7) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関すること
- (8) その他

### (部会)

第5条 協議会には、必要に応じて部会を設置することができる。

### (事務)

第6条 協議会の事務は、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町及び杵藤保健福祉事務所において共同で処理する。

### (秘密の保持)

第7条 構成機関等の職員は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、第4条に規定する事業を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

### (その他)

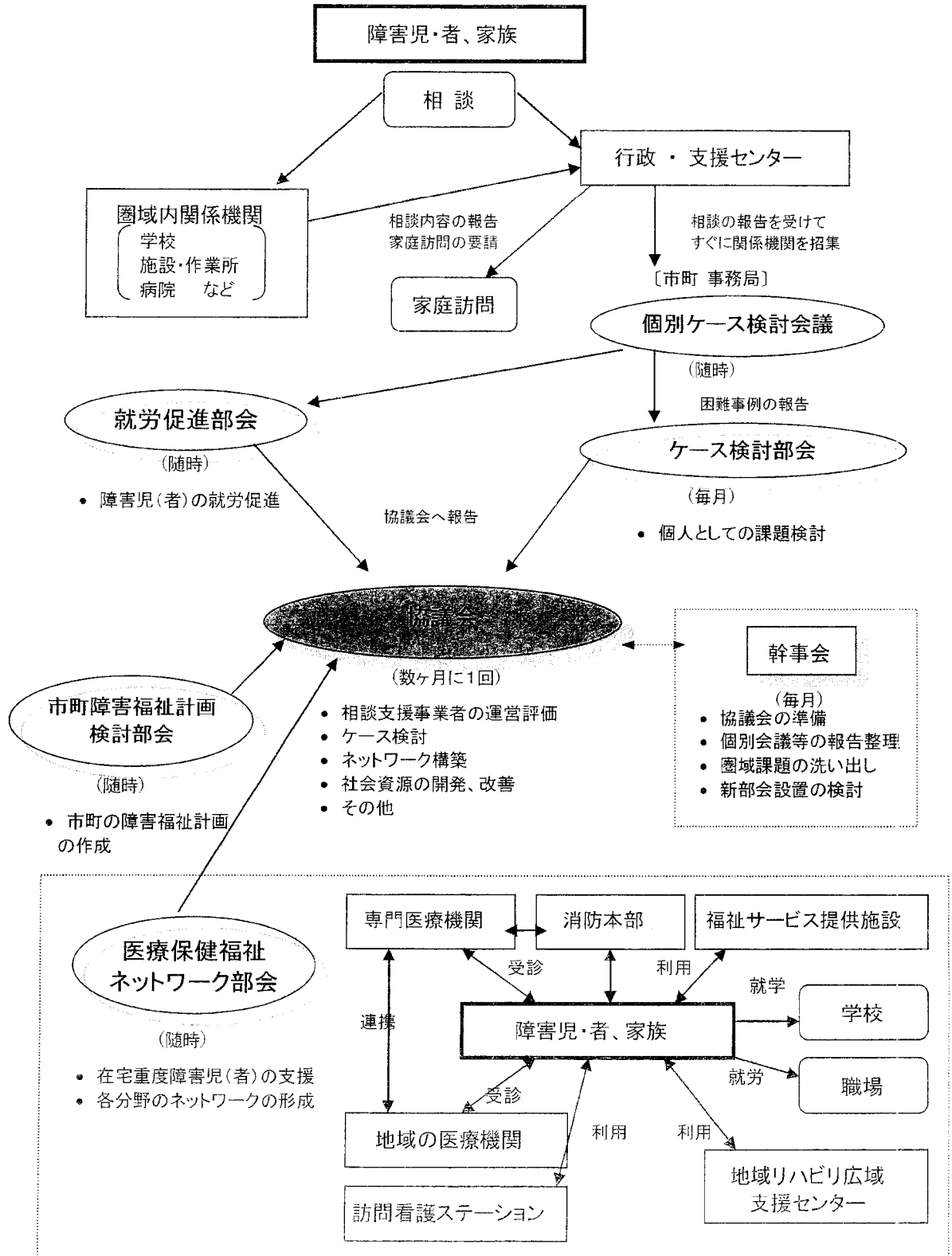
第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

＜杵藤地区自立支援協議会の仕組み＞



## 杵藤地区自立支援協議会個人情報管理規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、杵藤地区自立支援協議会（以下、「協議会」という。）における個人情報の管理について定める。

- 2 個人情報の管理に関してこの規程に定めのない事項については、個人情報保護法に定めるところによる。

#### (個人情報の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、障害者等及びその家族の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、最終学歴、職業、家族構成、年間収入、住居形態等、特定の個人を識別することができる情報をいう。

#### (個人情報保護法の遵守)

第3条 協議会は、個人情報保護法を誠実に遵守して、個人情報を管理する。

#### (構成機関等の職員の義務)

第4条 構成機関等の職員（以下「職員」という。）は、この規程を誠実に遵守し、個人情報を管理しなければならない。

### 第2章 利用目的及び取得

#### (利用目的の特定)

第5条 協議会は、利用目的を特定して個人情報を取り扱うこととし、個人から同意書（別記様式第1号）を徴するものとする。

なお、武雄市、鹿島市及び嬉野市並びに杵島郡及び藤津郡の地域（この規程中、「杵藤地区」という。）の市町の総合相談窓口において利用する「社会資源調査票（別記様式第2号）」については、関係機関から同意書（別記様式第3号）を徴するものとする。

#### (利用目的による制限)

第6条 協議会は、前条の規定によって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しない。

- 2 業務上の都合により、個人情報を当初の利用目的の範囲を超えて利用するときは、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 障害者の自立支援のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

#### (適正な取得)

第7条 協議会は、個人情報を適正な方法で取得する。

(取得しない個人情報)

第8条 協議会は、次に掲げる個人情報は取得しないものとする。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報は除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) その他取得することがふさわしくない事項

### 第3章 管理体制、管理方法

(安全管理措置)

第9条 協議会は、個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じる。

(個人情報管理責任者)

第10条 協議会は、個人情報を安全に管理するため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

- 2 管理責任者は、個人情報が外部に漏洩したり、滅失したり、あるいは毀損したりすることがないように、慎重に管理しなければならない。

(個人情報の禁止事項)

第11条 職員は、いかなる事情があれ、個人情報に関し、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 外部の者に漏洩すること
- (2) 業務以外の目的で使用すること
- (3) 不正に改ざんすること
- (4) その他不正を行うこと

(外部への持ち出しの禁止)

第12条 職員は、個人情報が記録されている媒体を外部へ持ち出してはならない。

- 2 やむを得ない事情によって外部へ持ち出さなければならないときは、次の事項をあらかじめ管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。
  - (1) 持ち出す目的
  - (2) 情報を持ち出す個人の範囲
  - (3) 持ち出す個人情報の範囲
  - (4) 持ち出し先
  - (5) 持ち出す日時
- 3 個人情報を外部へ持ち出したときは、個人情報が不正に第三者に漏洩することのないよう、十分注意しなければならない。

(第三者への提供の制限)

第13条 協議会は、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。但し、次の場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 障害者の自立支援のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

## 第4章 開示及び訂正等

### (本人への開示)

第14条 協議会は、本人から本人の情報の開示申出書(別記様式第4号)が提出されたときは、本人に対して開示する。但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 個人情報保護法以外の法令に違反することとなる場合
- 2 開示申出書を受理するにあたり、必要に応じて、本人であることを確認するもの提出を求めるものとする。
  - 3 第1項但し書きに定めるところにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

### (顧客情報の訂正等)

第15条 協議会は、本人から本人の情報の内容が事実でないという理由によって、その内容の訂正、追加、削除(以下「訂正等」という。)の申出書(別記様式第5号)が提出された場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において速やかに調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行う。

- 2 内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に対して速やかに次の事項を通知する。
  - (1) 訂正等の内容
  - (2) 訂正等を行った年月日
- 3 訂正等を行わないことを決定したときは、本人に対し、速やかにその旨を通知する。

### (利用停止等)

第16条 本人から「個人情報当初の利用目的に違反して利用されている」又は「個人情報が不正な手段によって取得されたものである」という理由によって、その個人情報の利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の申出書(別記様式第5号)が提出され、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、速やかにその個人情報の利用停止等を行う。

但し、利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとるときは、この限りではない。

- 2 内容の全部又は一部について利用停止等を行ったときは、本人に対し速やかに次の事項を通知する。
  - (1) 利用停止等の内容
  - (2) 利用停止等を行った年月日
- 3 利用停止等を行わないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

### (苦情の処理)

第17条 協議会は、個人から個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、誠実に対応する。

## 第5章 不正行為の通報及び調査

### (管理責任者への通報義務)

第18条 職員は、他の職員がこの規程に違反する行為を行ったことを知ったときは、次の事項を、速やかに管理責任者に通報しなければならない。

- (1) 行った者の氏名、所属
  - (2) 行った行為の具体的な内容
  - (3) その他知りえた事実
- 2 通報は、文書、口頭、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等、その方法は問わないものとする。
- 3 通報は、匿名で行うこともできる。

### (事実関係の調査)

第19条 管理責任者は、職員から違反行為の通報があったときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 管理責任者は、事実関係の調査にあたり、通報者に対して迷惑がかからないよう、十分配慮しなければならない。

### (適切な措置の実施)

第20条 管理責任者は、事実関係の調査の結果、事実が確認されたときは、直ちに適切な措置を講じなければならない。

### 附則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。



杵藤地区自立支援協議会 様

個人情報提供に係る同意書

私は、杵藤地区自立支援協議会及び部会（以下「協議会等」という。）において障害者に関する困難事例のあり方等の検討を行うため、必要な個人情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

社会資源調査票についての同意書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

当事業所は、障害者の自立支援に係る社会資源調査票（以下、「調査票」という。）が、杵藤地区管内市町の障害者自立支援法に基づく各相談窓口において、障害者等へのサービス提供資料として使用されることに同意します。

〈同意のお願い〉

杵藤地区自立支援協議会は、杵藤地区に居住する障害者に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置された協議会です。

調査票は、杵藤地区管内市町の各相談窓口にこられた障害者及びその御家族へのサービス提供資料として使用することを目的として、協議会の全ての構成機関の合意により作成しました。

調査票は、原則として相談支援事業以外の目的に使用することはありませんので、御協力をよろしくお願いいたします。

開示申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。

記

1 個人情報の内容

2 開示を求める項目

① 全部

② 一部 (項目名 \_\_\_\_\_ )

訂 正  
追 加  
削 除  
利用停止

申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

- 1 開示を受けた年月日： 平成 年 月 日
- 2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容  
開示内容

〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

## 佐賀県自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき県が実施する地域生活支援事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業の円滑な実施を行うため、県、県域における専門相談機関・事業所、各福祉圏域における委託相談支援事業者等が、佐賀県下でネットワークを形成し、利用者主体の相談とサービスの普及を図り、もって、地域社会の中で障害のある人がより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資することを目的として、佐賀県自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織及び会議)

第2条 協議会は、次に掲げる機関をもって構成する。

- 一 県関係機関 障害福祉課、健康増進課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
- 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
- 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
- 四 その他協議会が必要と認める機関

2 協議会は、全体会議、総合相談窓口部会及び必要に応じて設けた部会とする。

### (協議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる協議を行う。

- 一 地域生活支援に関するアドバイザーの配置・活用
- 二 地域生活支援に関する情報の収集と提供
- 三 地域生活支援に関する人材の育成
- 四 地域生活支援に関する研修
- 五 地域生活支援に関する研究
- 六 地域生活支援に関する社会的な提言
- 七 その他の目的のために必要な活動

### (会議の開催)

第4条 全体会議は、年に2回程度開催する。

2 部会のうち総合相談窓口部会は概ね2箇月に1回、その他の部会は随時開催することとし、障害福祉課長が招集する。ただし、必要と認められる場合は、随時招集することができるものとする。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

1 会議の対象圏域 佐賀県全域

2 会議の目的

障害者自立支援法及び地域生活支援事業実施要綱に基づき下記(1)(2)の必須事業及び(3)の任意事業を実施する方策を検討し、チャレンジドの自立支援を推進し地域生活を進めること。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 広域的な支援事業
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業

3 目的達成のための具体的方策

地域生活支援事業実施要綱に基づき下記の事業を推進するための方策を検討し、県障害者計画や県障害福祉計画の策定、がんばらんば宣言の具体化に資することを目的とする。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
  - ①発達障害／自閉症支援 ②就労支援 ③高次脳機能障害支援 ④障害児療育支援
  - ④その他(難病支援など)
- (2) 広域的な支援事業
  - ①県相談支援アドバイザーの設置 ②精神障害者退院促進 ③その他(地域移行促進)
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業(人材育成のための研修の実施)
  - ①障害程度区分認定調査員研修 ②相談支援従事者研修 ③サービス管理責任者研修
  - ④居宅介護従業者等養成研修 ⑤手話通訳養成研修 ⑥盲ろう者通訳介助員研修
  - ⑦身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑧音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

4 目的達成のための構成員

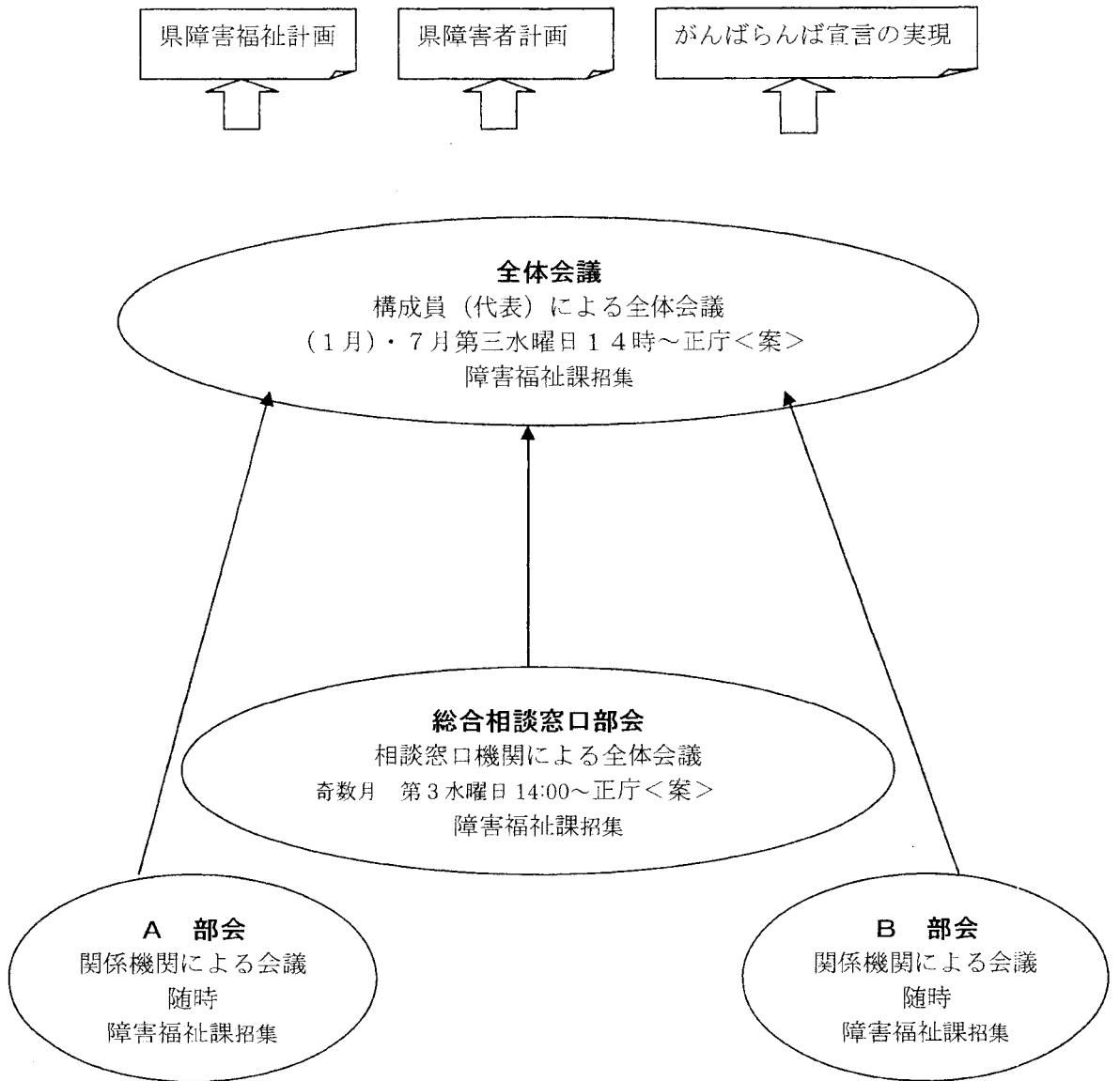
- 一 県関係機関 障害福祉課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
- 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
- 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
- 四 その他協議会が必要と認める機関  
(県アドバイザー、市町代表、NPO法人それ以外の他、協議会での協議を踏まえ適宜追加)

5 目的達成のための会議

会議	目的	構成	招集	開催日 (案)	場所
全体会議	広域調整案件方針策定・制度設計 (中長期含む) 案策定等	構成員の代表	障害福祉課	(1)・7月 第3水曜日 14:00～	正庁
総合相談窓口部会	情報 (課題) の共有化、情報発信、学習、制度設計案作成、個別ケース (困難・成功) プレゼンテーション	総合相談窓口職員	障害福祉課	奇数月 第3水曜日 14:00～	正庁
人材育成部会 (案)	地域生活支援に係る人材育成方策の検討、情報発信等の内容整理	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室
研究会 (案)	成年後見制度、精神障害者退院促進事業、発達障害/自閉症関係事業、高次脳機能障害、難病関係	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室

# 佐賀県自立支援協議会イメージ図

資料 2





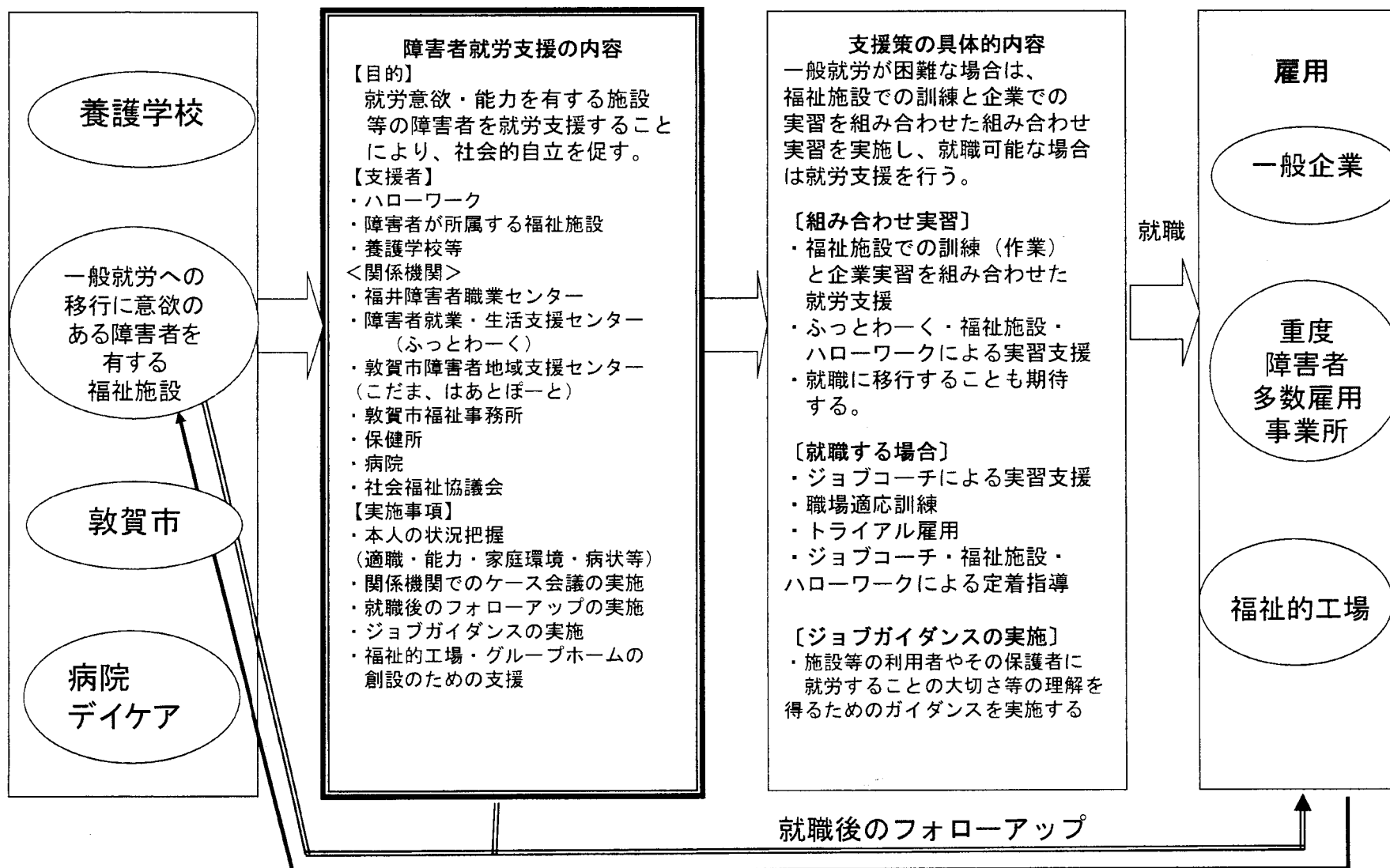
# 就労支援の実際

## ～ハローワーク敦賀の取り組み～

ハローワーク敦賀 雇用指導官 本田忠生

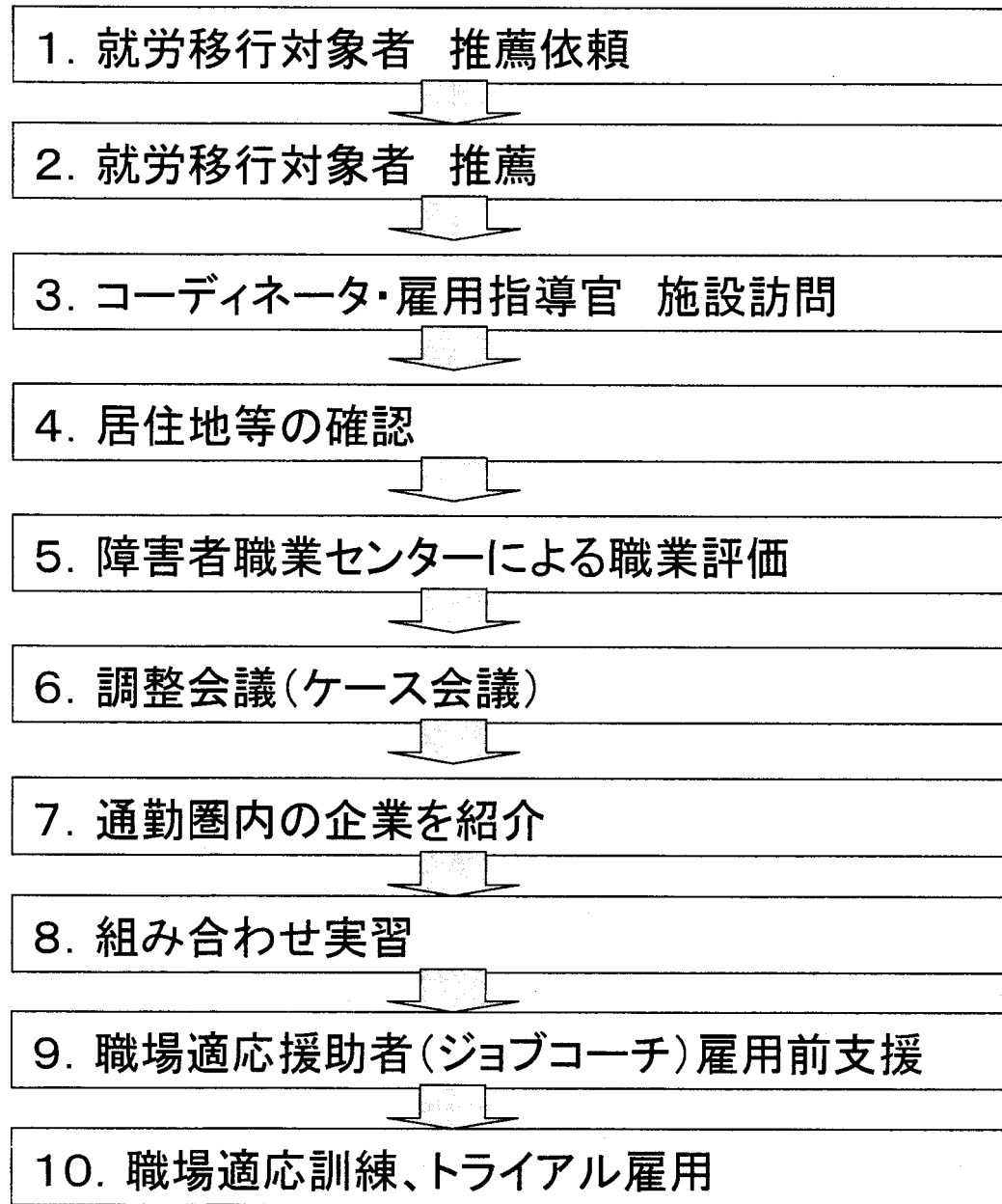
平成19年3月7日(水) 14:20～15:00

## 地域障害者就労支援事業 (ハローワーク敦賀)



離職後の再チャレンジが可能な仕組み

# 新規事業の 就労までの流れ



## 平成17年度の支援結果

①連携した施設等の数	9施設
②支援対象者	29名(延人員)
③就職者	16名
④組み合わせ実習実施者	15名
⑤協力事業所数	14社
⑥委託事業所数	4社
⑦障害者就労アドバイザー数	2名
⑧ジョブガイダンス実施回数	3回

## ハローワーク敦賀の取り組み

- H15.4～ 福祉施設へのアプローチ  
企業へのアプローチ
- H15.5 市役所へ福祉工場、グループホーム、  
生活支援センター設立について提案
- H16.6 野坂の郷(知的授産施設) 設立  
施設長から市役所へ改めて提案
- H16.9 福祉工場、グループホーム、支援  
センター設立に伴う準備会議 発足
- H17 地域障害者就労支援事業 モデル事業実施

- H17. 7 敦賀市障害者地域生活支援センター こだま  
が敦賀市の委託事業として設立される
- H18. 8 福祉的工場設立に向けた事業所との  
話し合い
- H18.10 発達障害者支援センター設立に伴う  
センター利用者の就労支援
- H19. 2 グループホーム設立、入居者の就労支援
- H19. 5 福祉的工場運営開始予定

## 教育との連携

名 称	つながりのきっかけ	最近の連携状況
福井県立 嶺南東養護学校	実習先を探してほしいとの依頼があった。	17年度は実習先のあっせん8名、 就職5名 その後の就労支援 ジョブガイダンス実施 (就職準備講座等) 18年度の卒業生は2名 3年生時の秋の実習をあっ旋し 雇用依頼を行い2名とも内定
福井県立ろう学校	実習先を探してほしいとの依頼があった。	実習先のあっせん2名

## 福祉施設との連携

種 別	名 称	定 員	施設の特徴	つながりの きっかけ	最近の連携状況
知的障害者 授産施設	敦賀市社会福祉事 業団 太陽の家	通所40名	敦賀市最大級の授産施設。	訪問	就職5名、福祉的工場就職に 向け8名が会社にて実習中
知的障害者 授産施設	野坂の郷	通所20名  デイ15名	平成16年4月開設の新しい 施設で、民間100%出資施 設。	訪問	18年度から連携開始 現在1名実習中 発達障害者支援センター業務 でも連携している。
知的・身体障 害者授産	はこべの家	知的通所20名 身体通所20名	管内唯一の身体障害者施 設。	訪問	就職4名
知的障害者 更生施設	敦賀市社会福祉事 業団 やまびこ園	入所30名 通所20名	更生施設だが、入所・通所 者共に就職可能者がいる。	訪問	就職6名、福祉的工場就職に 向け2名が会社にて実習中
地域生活支 援センター	敦賀市知的障害者 生活支援センター	—	敦賀市が市の単独事業とし て、平成17年7月より開設	市・福祉施設 が協同構築	知的障害者を中心に生活支援 について綿密な連携を行って いる。
精神障害者 授産施設	ひまわりの家	通所20名	平成15年4月に小規模作業 所から精神障害者授産施 設になった。	訪問	就職8名、現在1名実習中 ジョブガイダンス実施 行事等への参加。
精神障害者 生活支援 センター	はーとぼーと さくらヶ丘	通所20名	上記と同時に開設した、 生活支援センター。	訪問	就職1名、 ジョブガイダンス実施 行事への参加。

※平成16年度で敦賀市で予算化され、平成17年7月から開設されているもの



## 医療との連携

種 別	名 称	定 員	施設の特徴	つながりの きっかけ	最近の連携状況
精神障害者 デイケア	猪原病院	20～ 30名	入院病棟があるため、退院後からリハビリ的に通える。	精神障害者嶺南勉強会 (ソーシャルワーカーの集まり)	就職2名 ジョブガイダンス実施
精神障害者 デイケア	敦賀市立 病院	20～ 30名	外来のみのため軽度が多い。	精神障害者嶺南勉強会 (ソーシャルワーカーの集まり)	就職2名 ジョブガイダンス実施
精神障害者 デイケア	嶺南病院 福祉寮	10名 程度	退院後2年間入寮することができる。	精神障害者嶺南勉強会 (ソーシャルワーカーの集まり)	就職1名

## 事業主との連携

事業所	主な事業内容	選 定 理 由	実習受入 可能人数
A	木製家具製造業	養護学校からの就職受入があった。 平成19年5月より福祉的工場運営開始予定	10 名
B	非鉄金属解体	障害者雇用は初めてだが、知的・精神障害者に合った仕事が多くあり、理解もあるため。平成20年度中に福祉的工場創設予定。	5 名
C	電気部品製造	三障害の雇用経験がある。重度知的障害者が働ける部門(7~8人)を新たに創設予定。	8 名
D	おしぼりのレンタル	多数の知的障害者の雇用経験があり(12名以上)障害者について理解があるため。	2 名
E	包装資材・バック等の加工	多数の知的障害者の雇用経験があり(15名以上)障害者について理解があるため。	2 名
F	クリーニング業	知的・精神障害者の雇用経験があり(4名)障害者について理解があるため。	2 名
G	木製品製造業	知的障害者に理解があり多数の実習経験があるため。	2 名
H	昆布製造卸業・小売業	精神障害者、5名の雇用経験があり、知的障害者についても理解があるため。	2 名
I	老人介護	精神障害者の社会復帰に理解を示し、実習の受入を承諾	2 名

# 東京都における退院促進支援

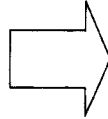
東京都福祉保健局障害者施策推進部

精神保健福祉課 生活支援係

柳沼 恵美

# 東京都地方精神保健福祉審議最終答申

東京都における退院促進の方向性



退院促進支援を、いわゆる社会的入院を解消するための取組にとどめず、「将来にわたって発生を予防する仕組みづくり」

- ①居住の場の確保と質の高い相談支援体制の整備
- ②多様な「日中活動の場」の提供
- ③医療中断防止対策の展開

- ④退院の意欲を喚起する当事者活動の取組の推進
- ⑤精神科医療と地域保健福祉の具体的な連携の実践

退院促進支援モデル事業(平成16年度から2年間実施)検討

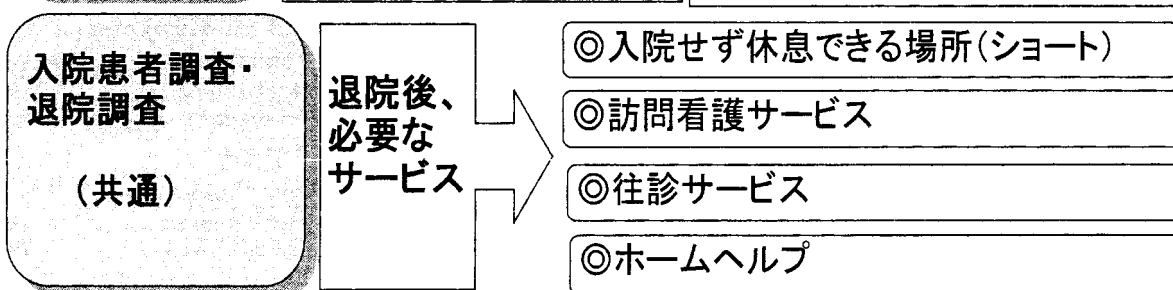
積極的に推進

東京都の退院促進支援事業に反映

- グループホームや通所施設の入院中からの体験利用
- 効果的な社会復帰リハビリテーションプログラムの開発・普及
- 精神保健福祉センターのアプローチ手法を用いた再燃・再発防止への取組

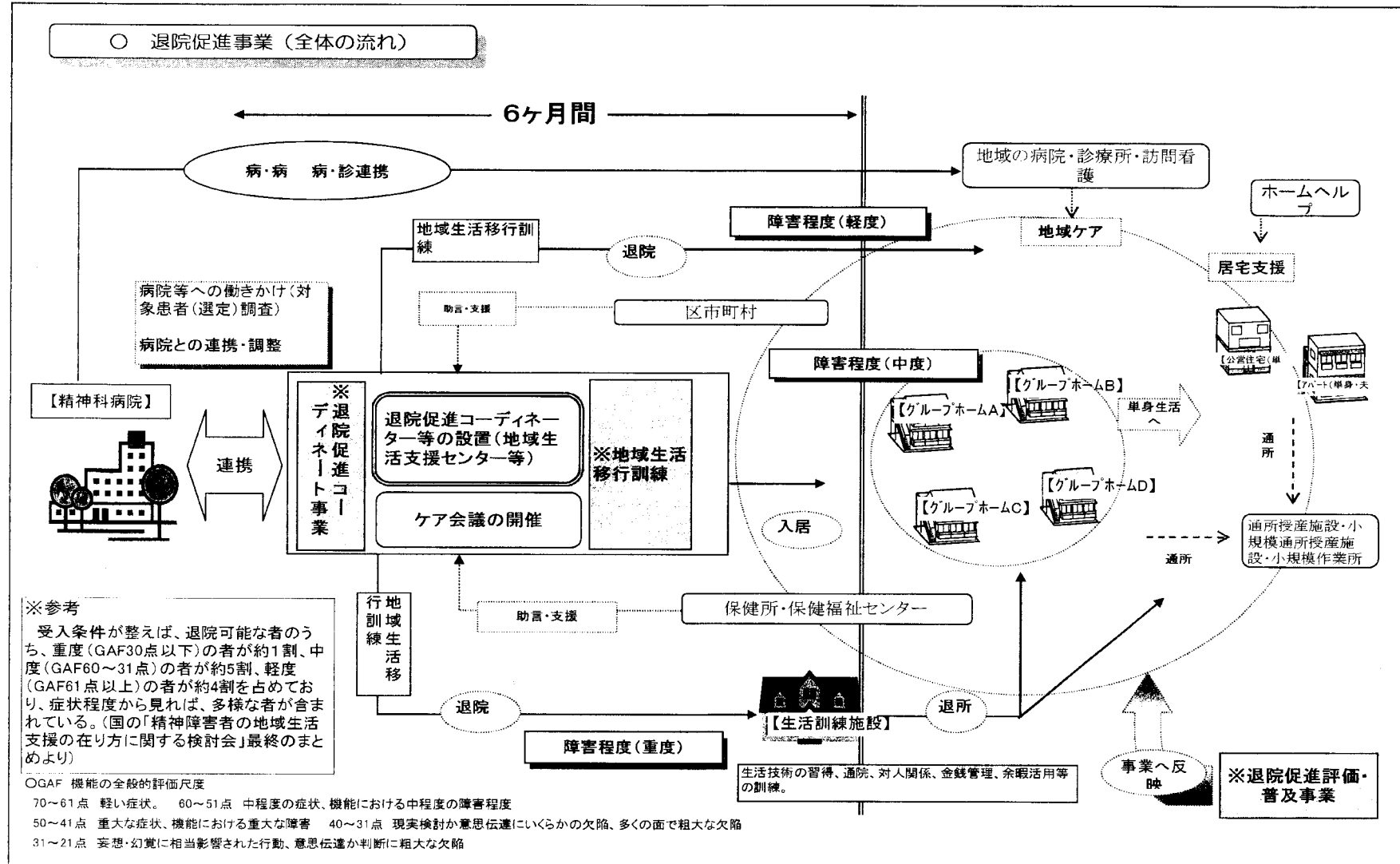
## 東京都精神保健福祉ニーズ調査(平成16年度)

<p><b>入院患者調査 (入院患者本人)</b></p>	<p>○今後、半年以内に退院したいか？ ⇒ 約53%と半数以上の方は、「退院して病院以外の場所で暮らしたい」</p>	<p>○退院後の生活で不安なこと ・病気が再発したり悪化したりしないか不安 ・経済的なことが不安 ・家族に負担がかからないか不安</p>	<p>○退院後どのようなところで暮らしたいか？ ・自宅・アパートなどで「家族と同居」(47.5%) ・自宅・アパートなどで「ひとり暮らし」(23.7%)</p>
<p><b>入院患者調査 (入院患者の家族)</b></p>	<p>○今後、半年以内に退院してほしいか？ ⇒ 「退院してほしい」という回答が約60%を占める。</p>	<p>○患者さんに退院してほしい理由 ・病気が良くなっていない ・患者さんが社会で生活することが不安 ・病院に入院しているほうが安心</p>	<p>○退院後の生活で不安なこと ・病気が再発したり悪化したりしないか不安 ・家族に負担がかからないか不安 ・日中をどのように過ごさせればいいのか不安 ・経済的なことが不安</p>
<p><b>入院患者調査 (担当看護師)</b></p>	<p>○今後、半年以内に退院することは可能か？ ⇒ 「退院の可能性なし」という回答が半数以上を占め、「居住先・支援が整えば退院可能」が、約19%</p>	<p>○日常生活の自立度 ⇒ 食事、掃除、洗濯、身だしなみについては、ひとりで出来るという回答と手助けが必要の両極に回答が分かれている。金銭管理については、手助けが必要という回答の方がやや多い。</p>	<p>○現状で退院可能であるのに、退院できない理由 ⇒ やや「本人に退院の意思がない」「入居先が見つからない」「家族が反対」が多いが、特に、回答が集中している項目がない。</p>



**◎退院促進を進める上で、患者さん及び家族等のニーズを分析することが重要！**

# 東京都の退院促進支援事業(イメージ図)



## 東京都退院促進支援事業(概要)

### 1 退院促進コーディネーター事業

地域生活支援センター等にコーディネーター及びサポーターを配置し、病院への働きかけやグループホームとの調整、ケア会議の開催、支援計画の作成等を行う。

### 2 グループホーム活用型ショートステイ事業

入院期間中からの体験入居による退院支援や精神障害者が地域で安心して生活するため、一時的な休息等の場として活用。

### 3 精神科訪問看護推進事業

訪問看護ステーションの初回訪問時に病院看護師等が同行し、ステーション看護師に引き継ぎ・指導を行う。

### 4 地域生活移行支援会議

地域の実情を反映した退院促進支援事業の手法の改善と普及に向け、情報交換・事例の検証・人材育成に関する検討等を行い、関係機関のさらなる連携強化を図る。

・平成18年度 3地区      ・平成19年度 6地区

## ◎平成19年1月1日現在 東京都の施設等の状況

・グループホーム(A型)	8か所	41人
・グループホーム(B型)	130か所	665人
・ケアホーム	5か所	5人
・生活訓練施設	8か所	155人
・通所授産施設	27か所	717人
・小規模通所授産施設	69か所	1,246人
	(新体系移行済	1か所 20人含む)
・共同作業所	210か所	
・福祉ホーム	7か所	
	(うち、B型 1か所、区地域生活支援事業	2か所)
・地域活動支援センター I 型+相談支援事業	35か所	
経過的な地域生活支援センター	10か所	
その他	2か所	



## 多様な住まいの確保

◎住まいの場の量的な整備と、適切なサポート体制をベースとした「個」を尊重した住まいの確保

【量的な確保】 □ 新3か年プラン・障害福祉計画  
(新3か年プラン) H18年度 85人 H19年度 85人 H20年度 85人  
(障害福祉計画) 第1期 障害福祉計画 255人分

【多様な住まいの確保】生活訓練施設  
福祉ホーム等、サテライト型グループホーム、通過型グループホーム



通過型グループホーム  
滞在型(夜間支援体制)グループホーム  
ケアホーム

公営住宅・賃貸住宅等への入居促進

【質の高い相談支援体制の整備】

地域生活支援センター  
居住サポート事業  
訪問看護事業  
ホームヘルプ事業

※医療的介入と一体的な相談支援、個々の病状や障害ライフステージに応じた柔軟なサービス提供など、当事者や家族のみならず、地域住民も相互に安心して快適な生活が確保されるための居住サポート

◎住まいの確保は、相談支援と一体的に機能させることで、精神障害者の地域移行支援の原動力となる。

# 今後の課題

- 1 広域調整のしくみづくり
- 2 区市町村格差  
区部・市町村部 精神科病院の偏在
- 3 地域医療の充実  
病・病 病・診連携 訪問看護事業
- 4 人材育成

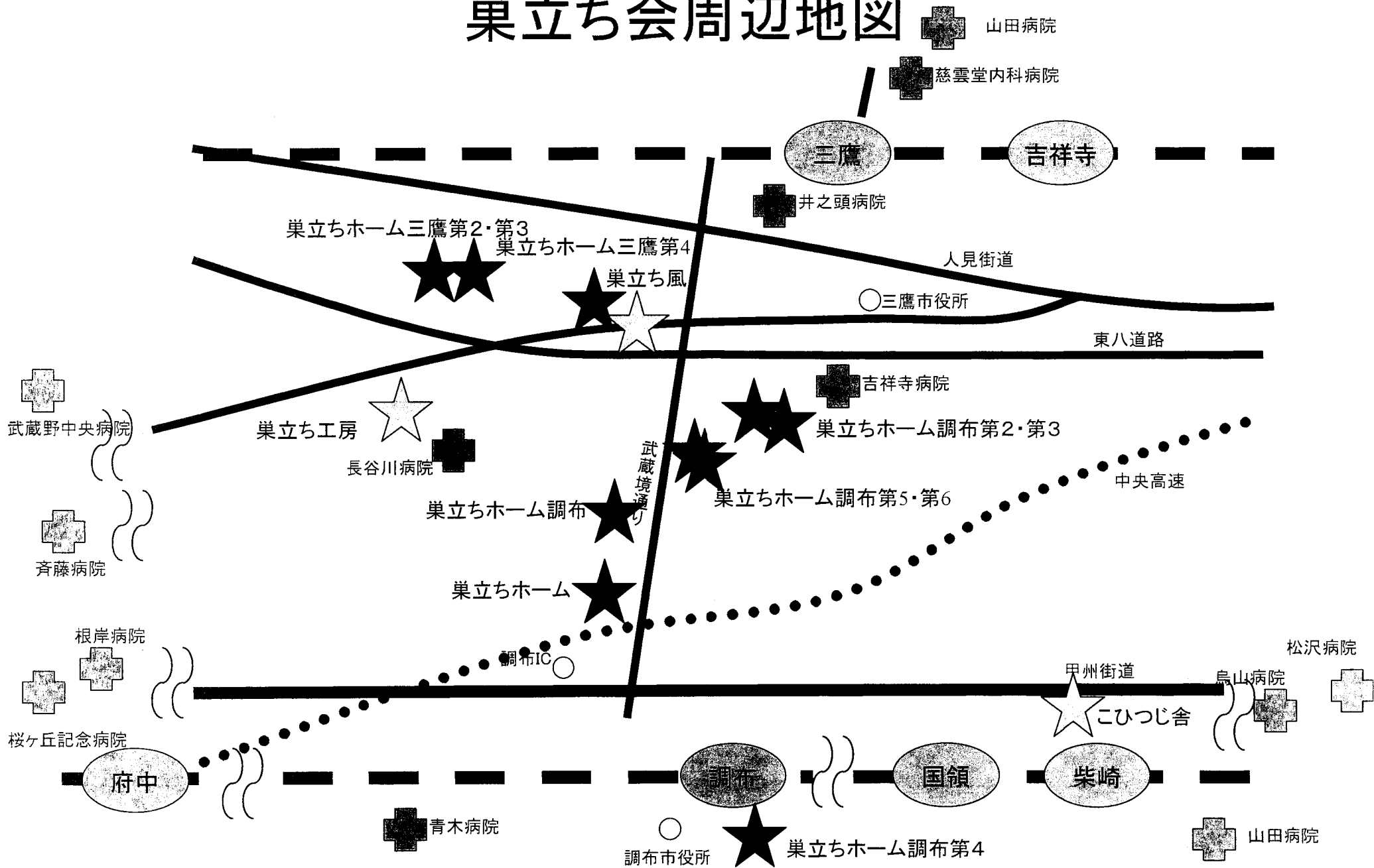
※ 課題解決に向けた取組により、精神障害者の地域生活の充実が図られる。

# 退院促進事業の実践

社会福祉法人 巢立ち会

田尾有樹子

# 巢立ち会周辺地図



# 三鷹市・調布市人口千対病床数

三鷹市	7.3床
調布市	4.4床
三鷹+調布	5.7床
八王子市	8.4床
日本	2.8床

# 巣立ち会全体図

夕食会

巣立ち  
ホーム 6名

巣立ちホーム  
三鷹第2 5名

巣立ちホーム  
三鷹第3 6名

社会福祉法人  
巣立ち会

巣立ちホーム  
三鷹第4 4名

巣立ちホーム  
調布 5名

生活の場

巣立ちホーム  
調布第2 6名

巣立ちホーム  
調布第4 6名

巣立ちホーム  
調布第3 8名

巣立ちホーム  
調布第6 6名

巣立ちホーム  
調布第5 7名

10ヶ所のグループホーム

援助付  
雇用

援助付  
雇用

援助付  
雇用

働く場

3ヶ所の日中活動の場

## 巣立ち会の通所施設

名称	利用者	体験利用者	合計
巣立ち風	36	12	48
巣立ち工房	36	7	43
こひつじ舎	51	10	61
合計	123	29	152

# 巣立ち会の居住施設

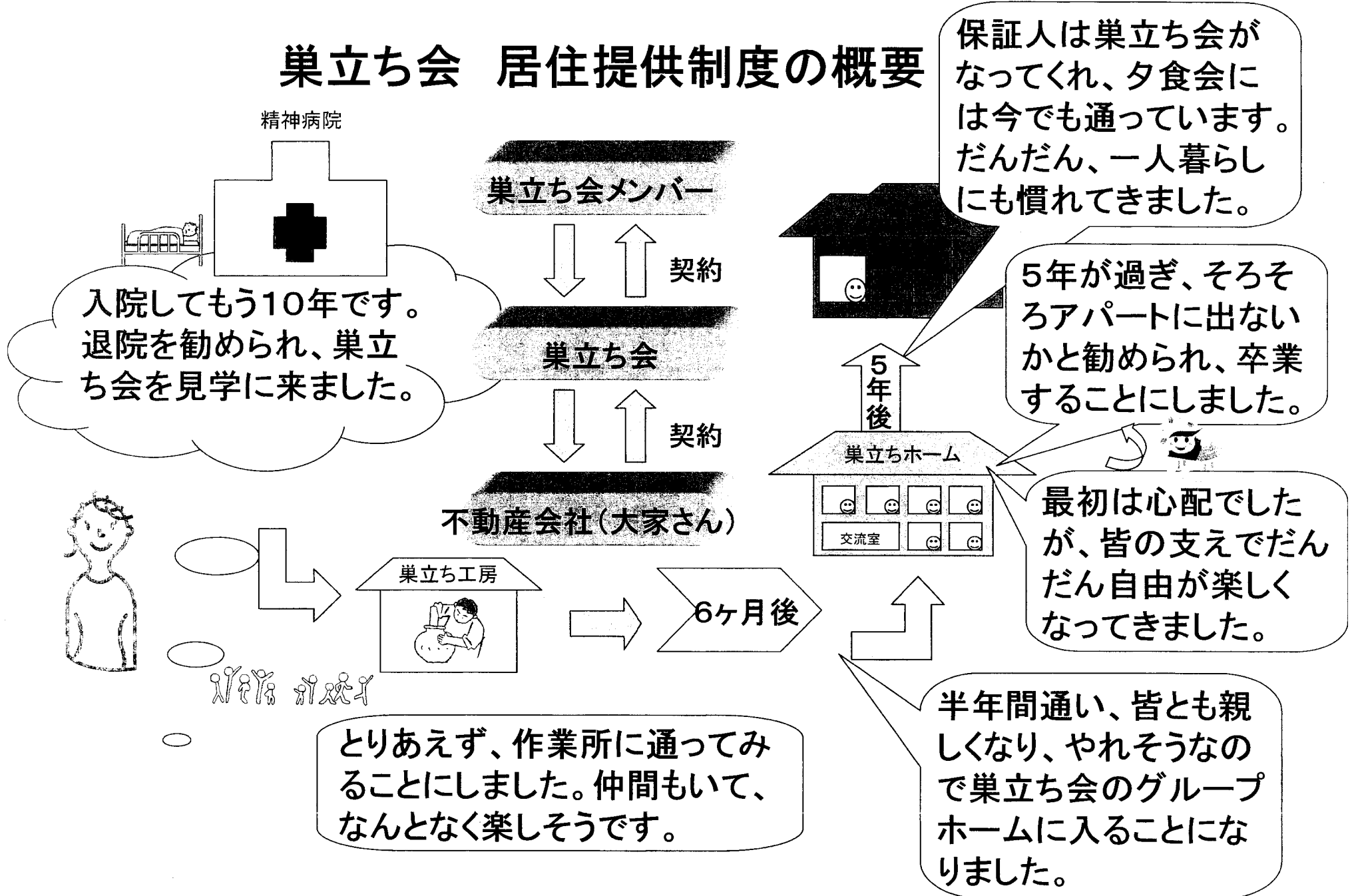
名称	利用者	定員(居室数)
巣立ちホーム	6	6
巣立ちホーム三鷹第2	5	5
巣立ちホーム三鷹第3	6	6
巣立ちホーム三鷹第4	4	4
巣立ちホーム調布	5	5
巣立ちホーム調布第2	5	6
巣立ちホーム調布第3	6	6
巣立ちホーム調布第4	7	8
巣立ちホーム調布第5	5	7
巣立ちホーム調布第6	5	6
居住支援	24	35
合計	77	94



# グループホームなど新築物件5件の状況

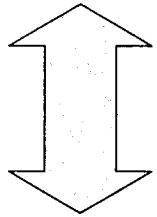
	巣立ちホーム	巣立ちホーム調布	巣立ちホーム調布第2	巣立ちホーム調布第3	巣立ちホーム調布第5
建築年	H16.2	H17.9	H10.6	H15.1	H18.3
居室数	6	5	6	8	13
家賃	52万円	42万円	53万円	58万円	102万円
居室の家賃	65,000	63,000	65,000	60,000	69,000
家主	地域の地主	元郵便局長 地域の地主	以前、職親の経験あり。民生委員の経験あり	地域の地主。農家。	地元で事業をしている。民生委員。
建ててもらった経緯	利用者が建設中のアパートの不動産屋と交渉したことがきっかけ。	東京都の用地買収の人を通しての情報。	以前、職親を依頼したことがある。	第2の家主の親戚。	東京都の用地買収の人を通しての情報。

# 巣立ち会 居住提供制度の概要

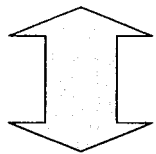


## 巢立ち会 居住提供の概要

利用者



巢立ち会



不動産会社  
(大家)

①利用者は巢立ち会の小規模授産施設や作業所などに3ヶ月週4日通える実績をつくってもらいます。

②利用者、家族、病院スタッフ、巢立ち会スタッフでカンファレンスを開き、地域生活を行うにあたっての契約を結びます。(通院、服薬、通所など)

③巢立ち会がアパートやグループホームを探し、紹介する、又は巢立ち会がアパートを借りて利用者に貸すという契約をします。

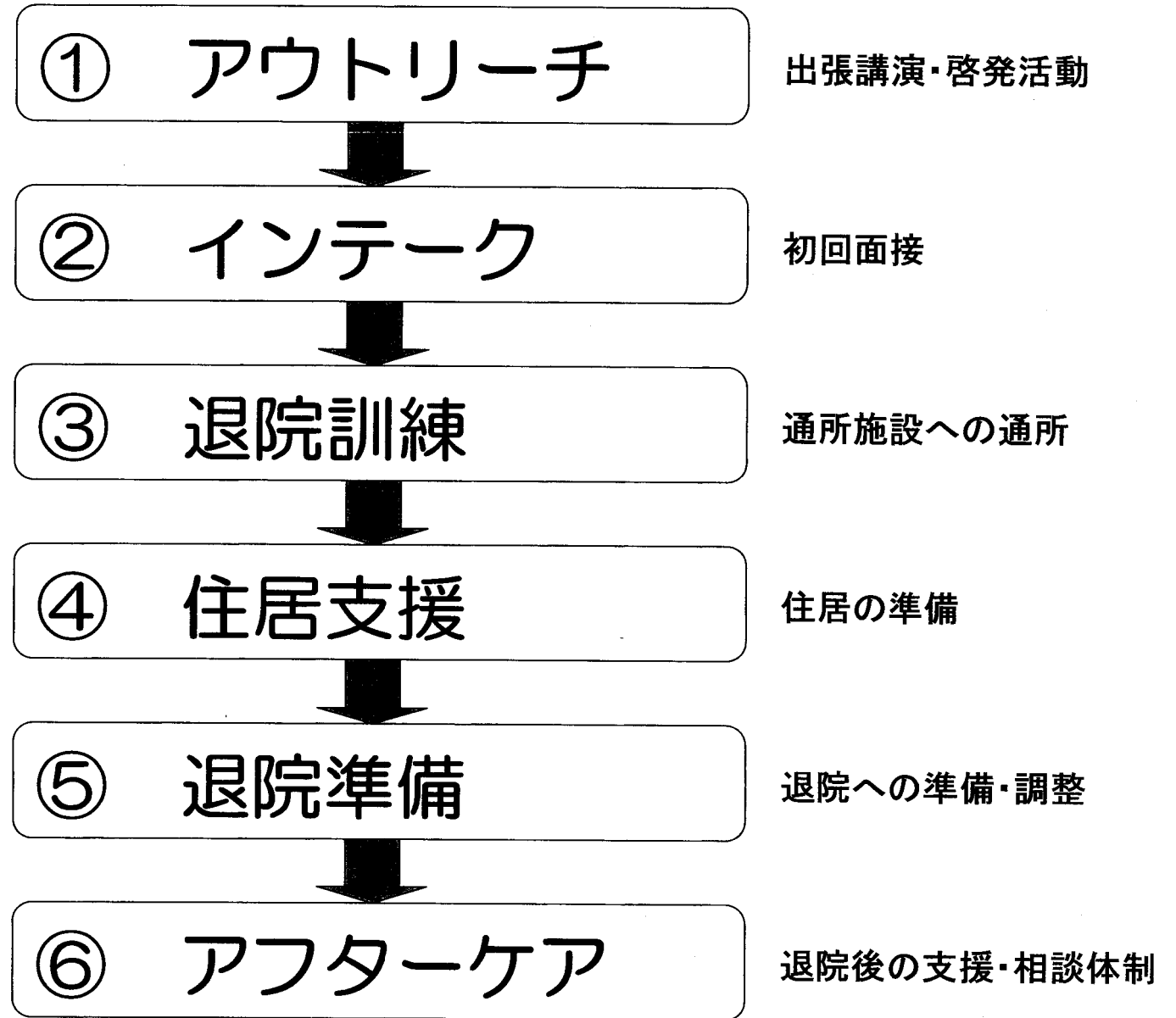
④入居後は巢立ち会が指定する保険に加入してもらいます。

⑤巢立ち会は不動産会社(大家)に対し、病気、事故など入居後にトラブルが生じた場合、支援を行う約束をします。緊急時の連絡先などもお伝えします。

# 住居支援に力を入れた理由

- 住居がなければ退院できない
- 退院できる目安が付けば人は変わる
- 家族も地域に支援者がいれば退院を受け入れる
- 利用者が孤独にならない仕組みが作れる
- 共同で住む事でピアの力が引き出せる
- 病院も支援付き住居があれば退院を勧める
- 通所と組み合わせることでより安定した継続的な地域支援が可能になる

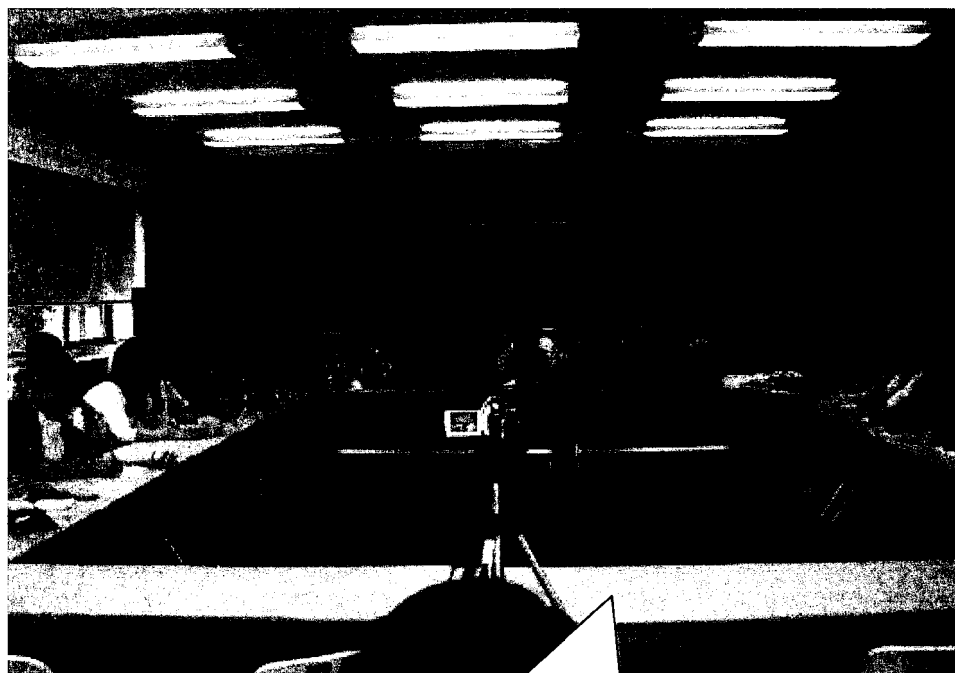
退院促進支援の流れ



## ① アウトリーチ～その1～

## 出張講演

退院を経て、現在地域生活をしている巣立ち会のメンバーおよびスタッフが病院の病棟に出向き、入院患者さんと病棟の職員さんに対して自己の体験談や具体的な情報についてお話しします。



**メンバーが積極的に  
講演に出かけます。**

# ピアサポートの意味

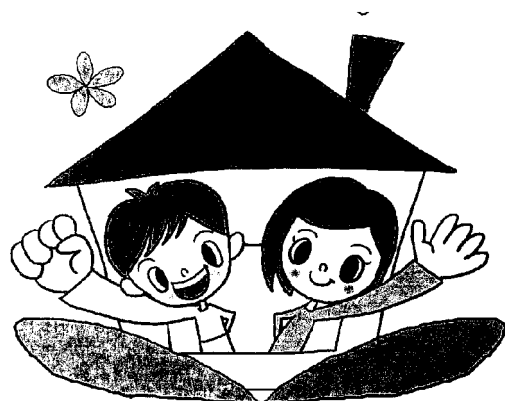
- 当事者がエンパワメントされる
- 主体的に生きることで潜在的な可能性が引き出され、自信がつく
- 同じ経験をしたものが相談・支援に効果的である
- 支援される側から支援者へと支援の輪が広がる
- 担い手の数が増える
- 共通の課題を有する人たちの定期交流の場・仲間づくりとなる

## ① アウトリーチ～その2～

## 啓発活動

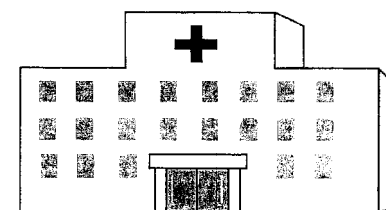
病院と退院促進の理念や目標を共有し、事業への理解と協力を得るために、当会職員の訪問による事業説明および協力依頼を積極的におこなっております。

また、この活動では病院内に一人、また一人と退院促進の支持者を増やしていくと共に、組織内のあらゆる方々に退院促進支援事業の周知と理解を得ることを目指しています。



地 域

- ・ 院長との個別面談
- ・ 看護師やPSW、OTに対するプレゼン



病 院



## ② インテーク

まずは病院職員の方よりご連絡を頂き、そして対象者の方、病院職員の方と当会職員で今後の具体的な計画や支援方法について相談を致します。

退院へのお気持ちがある患者さんには、今までの生活を振り返って頂き、これからどう生きたいか、夢や希望などを共に確認致します。そしてそのご希望に対して、私たちがどんなお手伝いができるのかを提示し、お互いの同意の元に契約を致します。



# このプログラムで退院して生活できる基準

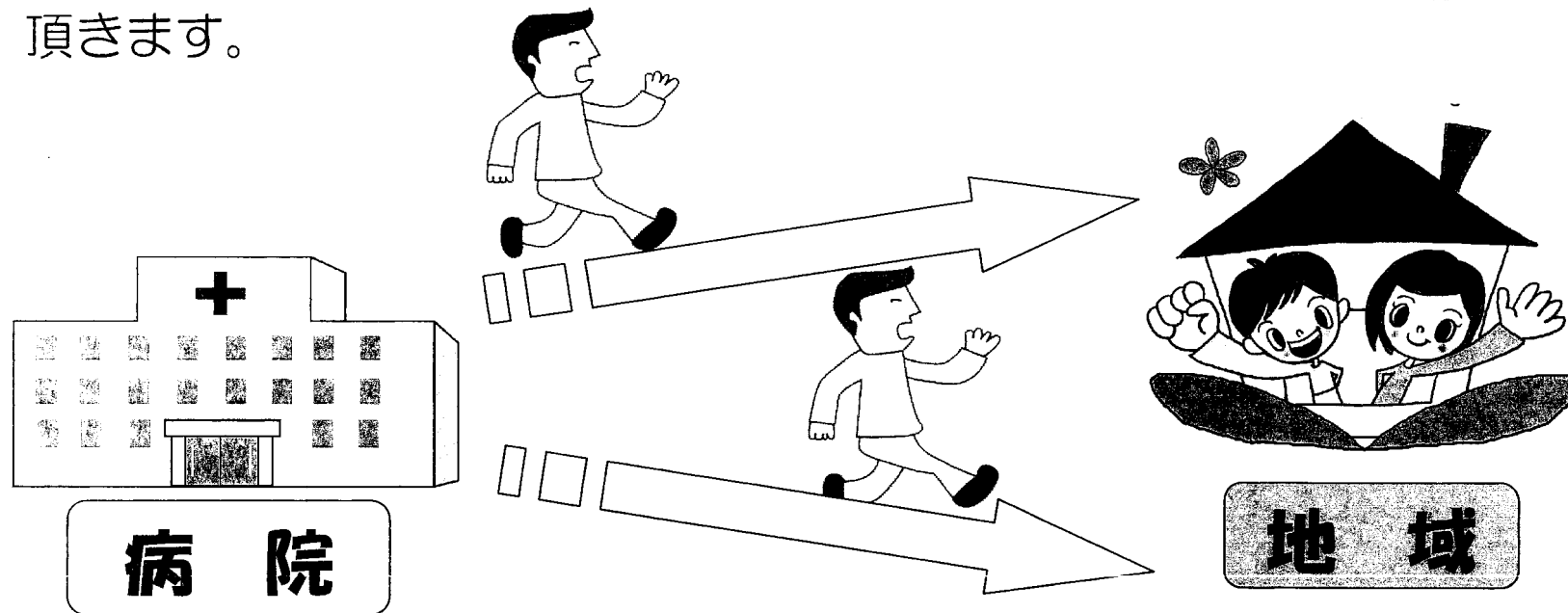
- 服薬自己管理がある程度確立している人
  - 現実には退院すると服薬が出来なくなる人もかなりいる
- 通所施設に通えること、集団に馴染めること
  - ピアの支援が受けられる
- 職員との信頼関係が築けること
- ADLについては現在模索中
  - どのくらいの人まで地域生活が出来るのか
  - 年齢制限等は設けていない

### ③ 退院訓練

面接を経て、退院促進事業の対象となられた方には、地域への第1歩として病院から当会の通所施設（巣立ち工房・巣立ち風・こひつじ舎）のいずれかに通って頂きます。

通所先も通所開始日も、ご本人のご希望で決めて頂けます。また通所日数、時間などについてもご相談に応じます。

安定して通所し、そこで仲間を得ることで、自立生活への自信をつけて頂きます。



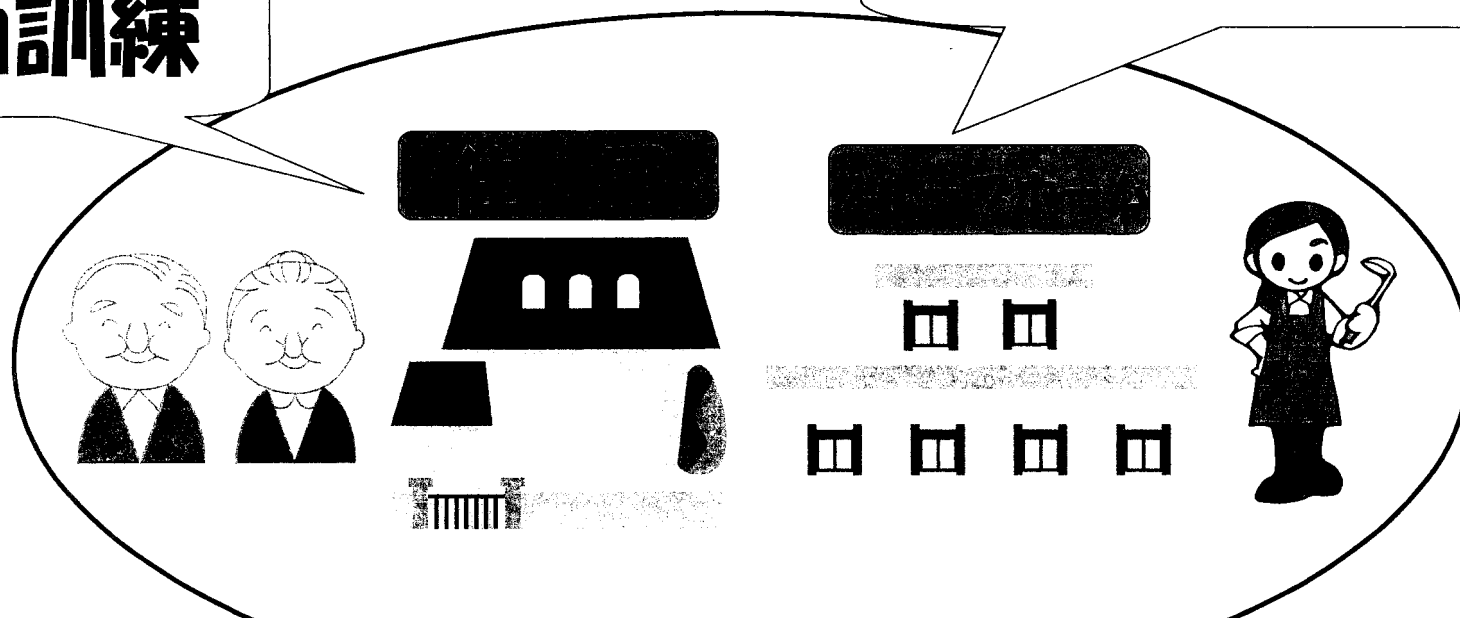
**病院から通う！**

## ④ 住居支援

通所も安定し、具体的に退院の予定が出てくると住居探しに入ります。ご本人、ご家族、病院関係者の方々と相談しながら、場所や入居時期等を考慮し、その方に合ったグループホームや住まいを探していきます。また、ショートステイを利用した外泊訓練などもはじめて頂き、退院への準備を始めます。

外泊訓練

ショートステイ



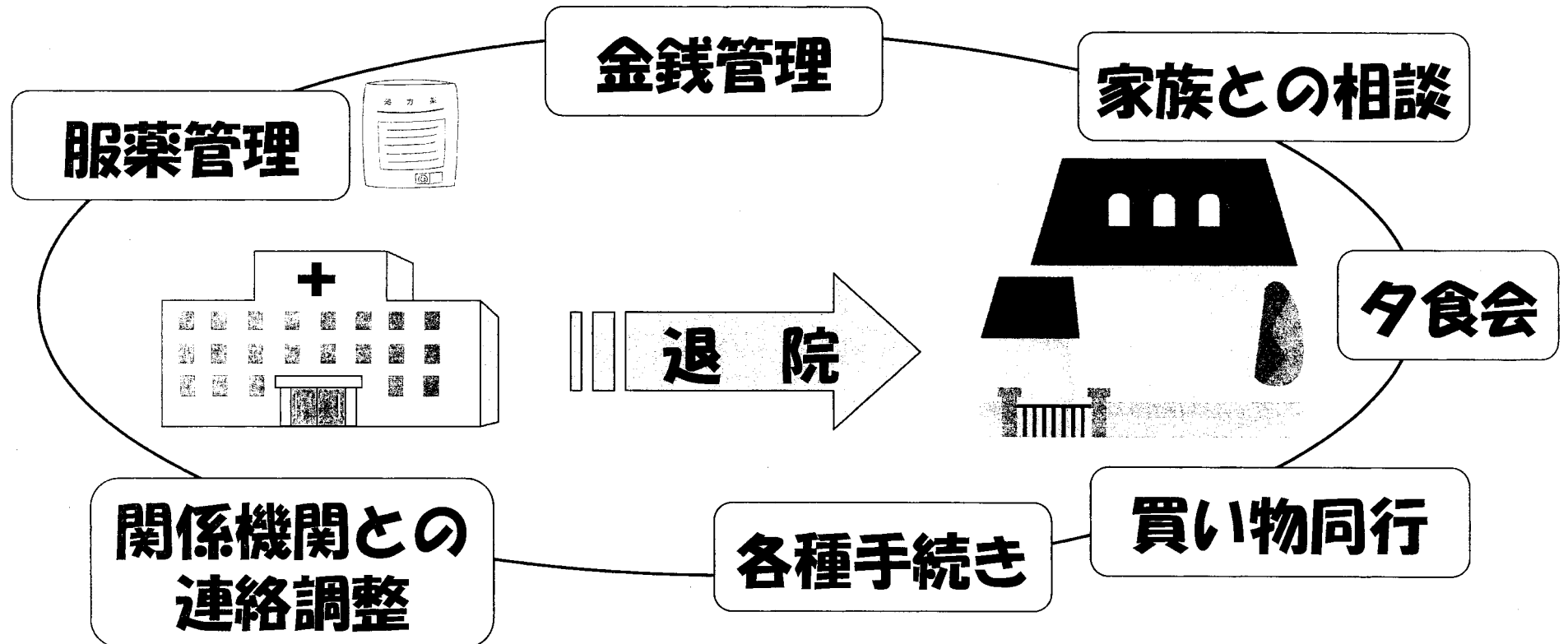
根気強い部屋探し！！

## ⑤ 退院準備

お部屋も決まり退院が具体的に決まった方は、退院への準備に入ります。

まず重要なのが「服薬の自己管理」です。入院先の病院で服薬の自己管理が行えるように準備をして頂きます。

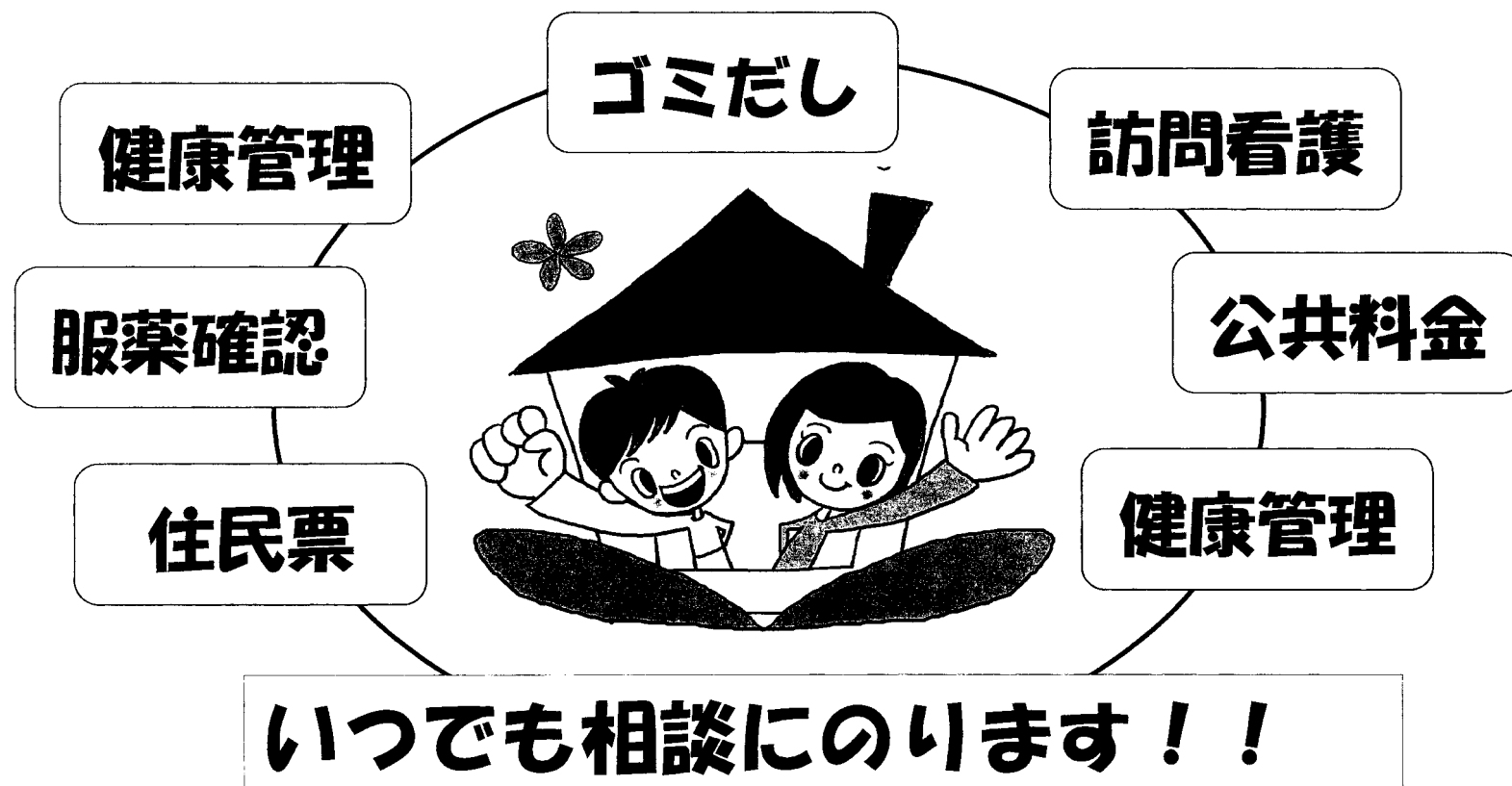
そして継続した施設通所のために、通所目的や日程の確認を再度行います。また退院後の住居見学も行います。



## ⑥ アフターケア

退院し、地域での生活がスタートすると日常生活の中で様々な出来事が起こります。

ゴミの分別や、食事の管理と、不慣れな点や不安なことについては、職員が随時ご相談にのり、快適な地域生活が送れるよう、サポートしていきます。



# グループホームの世話人業務

## 1. 日常生活支援

- 対人関係・服薬支援・社会的手続き・夕食会・清掃・金銭の使途・年金・生活保護・就労支援・健康管理(成人病)などの相談

## 2. 連携

- 医療機関・他支援施設・職場・家族・地域住民との連携

## 3. 入退所の支援

- 支援計画の作成・入居目的の確認と契約・退去後の住居などの支援

# グループホーム運営の留意点

## 1. スタッフの燃え尽き防止

- クライシスコールは管理者に
- 完全週休2日は担保
- 夜間の仕事はせいぜい2日まで
- 孤独にさせない
- 随時メールでも相談に乗れる体制を
- 憎まれ役は管理者に
- 訪問看護に協力依頼



# グループホーム運営の留意点

## 2. 利用者について

- 助け合う・思いやるという価値を共有しあう
- 出張講演を含めた当事者としての開示に誇りが持てるように支援する
- 部屋への見学者をいつでも受け入れてくれるように頼む
- 利用者間のトラブルは多くは職員が介入して話し合いをする

# グループホーム運営の留意点

## 3. 大家・不動産屋に対して

- いつでも連絡が取れ、必要があればいつでも駆けつけられる体制をとる
- 行事などには必ず声をかけ、当会についての理解を深めてもらう
- 細かなことでも報告や連絡を忘れずに、いつも協力者であることへの感謝をし続ける
- 評議委員などを依頼する

## アパート確保の困難さ

- 本当に保証人がいないという例は少ない
- 大家や不動産屋の心配は家賃の滞納だけでなく、あらゆる問題を含めたトラブルである
- 必要なのは単純なアパートではなく、ケアのシステムと何かあった時の対応の窓口である
  - 24時間対応できる窓口(携帯の連絡先)の設定

# 病院との連携

- 病院の立場を理解する
  - 忙しさ、利用者への過小評価、地域に対する理解不足
- 病院に最初から多くを要求しない
- こちらの出来ることを考える
- 出来るだけ、出前サービスを行う
- 中に入れてもらえる機会は逃さず出かける
- なるべく利用者と一緒にいく
- カンファレンスを頻繁に行う
- 成功事例を作る
- 訪問看護になるべく来てもらう
- 結果として病院職員にもエンパワしてもらう

## 家族に対して

- 20歳過ぎて退院時に家族に引取りを迫るのは酷
- 家族にも生活がある
- 家族に責任や負担を求めない
- 一旦家族の精神的負担を肩代わりする
- 再発入院時に必要なときの同意だけは担保する
- 本人が安定すれば自然に良い関係が必ず復活する

# 巣立ち会の援助の特徴

- 法人全体で関わっている
- チーム責任者が明確でいつでも連絡が取れ、指示が出せる状態にある
- 1人のケースに2名以上の担当者がいる  
関わっているスタッフは数名以上いる
- ピアサポート体制も出来てきている  
当事者がこのプログラムの重要な支援者になっている
- 通所訓練期間が6ヶ月以上ある

## 巣立ち会の援助の特徴

- 病院へ出かける回数が多い(12月60回以上)
- 利用希望者に年齢や入院期間などで条件を付していない
- 24時間電話受付の窓口を設定している(緊急時に対応)15分以内に駆けつけられるスタッフが複数いる
- 地域の関係機関と密接な連絡が取り合える関係が出来ている

# 巣立ち会の援助の特徴

- いつも住めるアパートを準備している（保証人がいなくても住居提供を行なう）
- 大家さんに障害を開示している
- 近所に仲間が住んでいる
- 夕食会を開いている
- 退院後も継続して支援をする
- 交番と連携をとっている
- 新しい利用者に対して受容的である



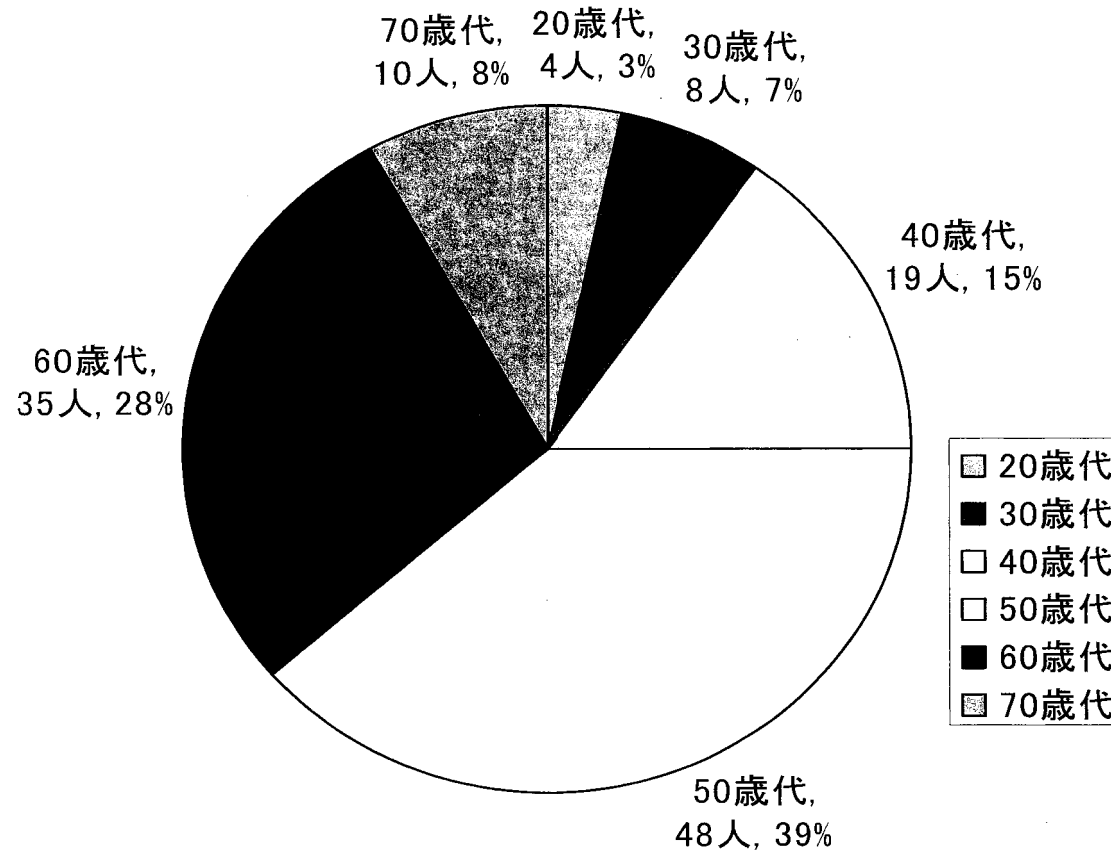
# 平成16・17・18年度の退院者の現状

	H16年度	H17年度	H18年度
退院者	7	17	22
中断者	—	1	9
平均年齢	47.1歳	48.8歳	50.9歳
男女比	2:5	13:4	16:6
平均入院期間	880日	4373日	3530日
退院までの期間	3.7ヶ月	7.8ヶ月	6.0ヶ月

H19.1.23時点

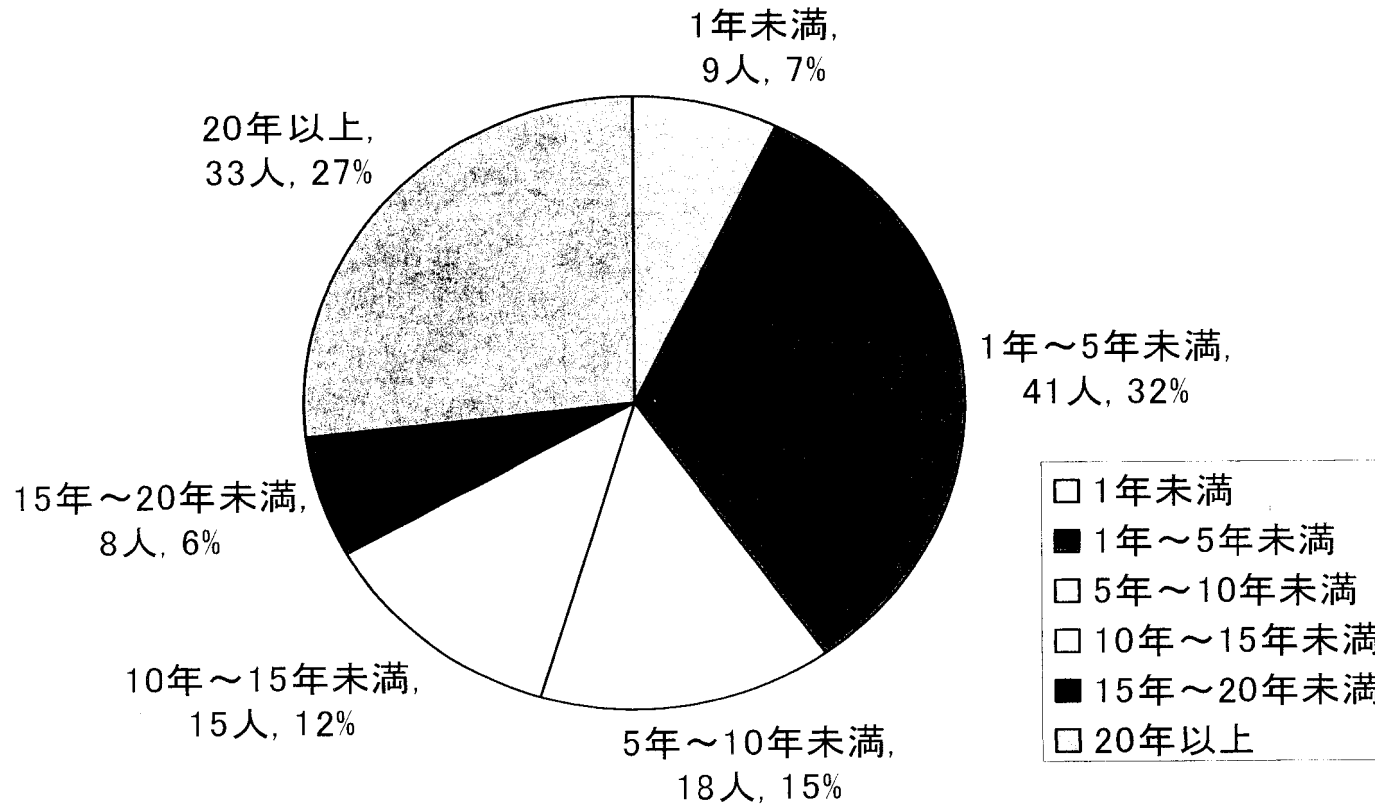
- **巣立ち会を使って退院した利用者  
124名についての分析**

# 利用開始時の年齢層



n=124

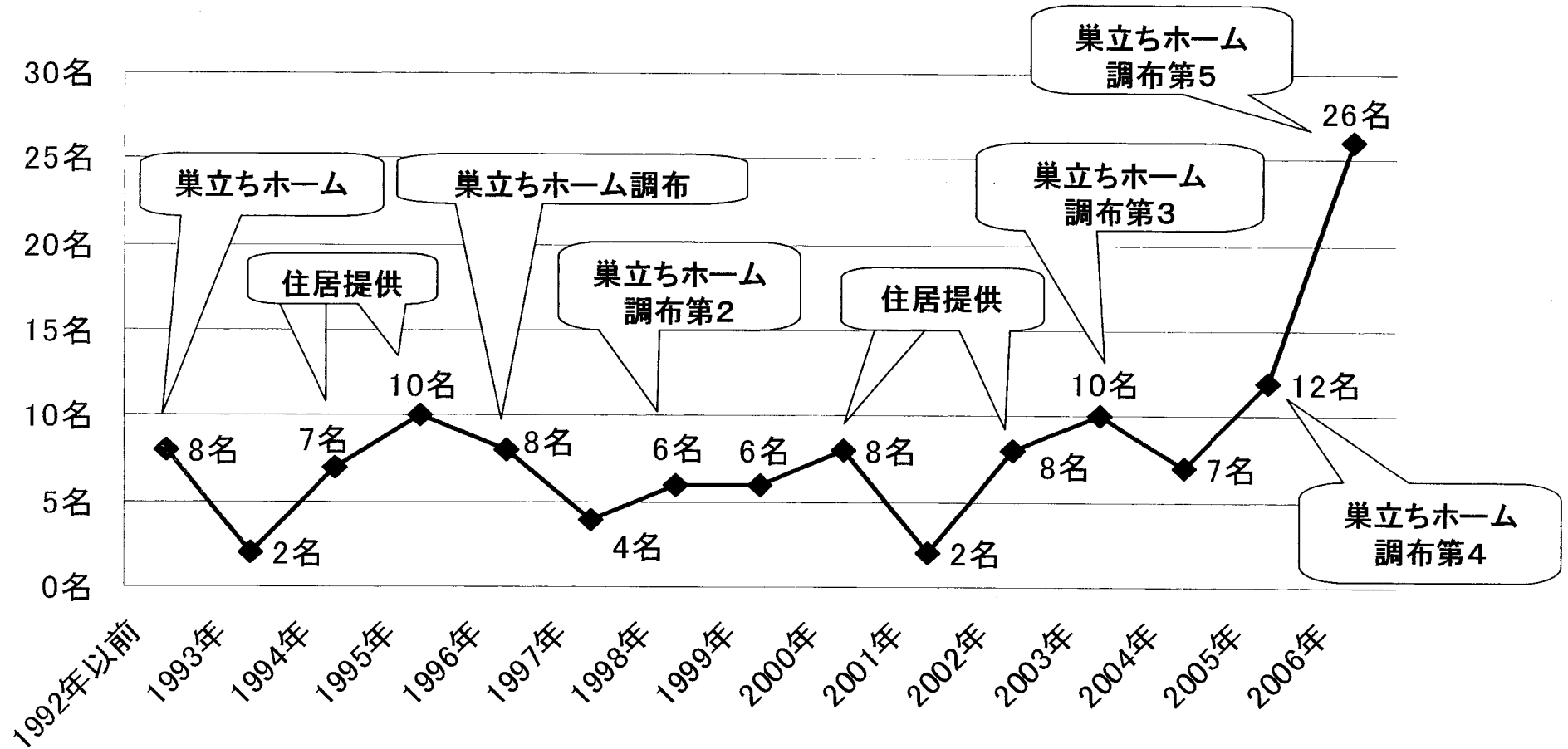
# 総入院期間



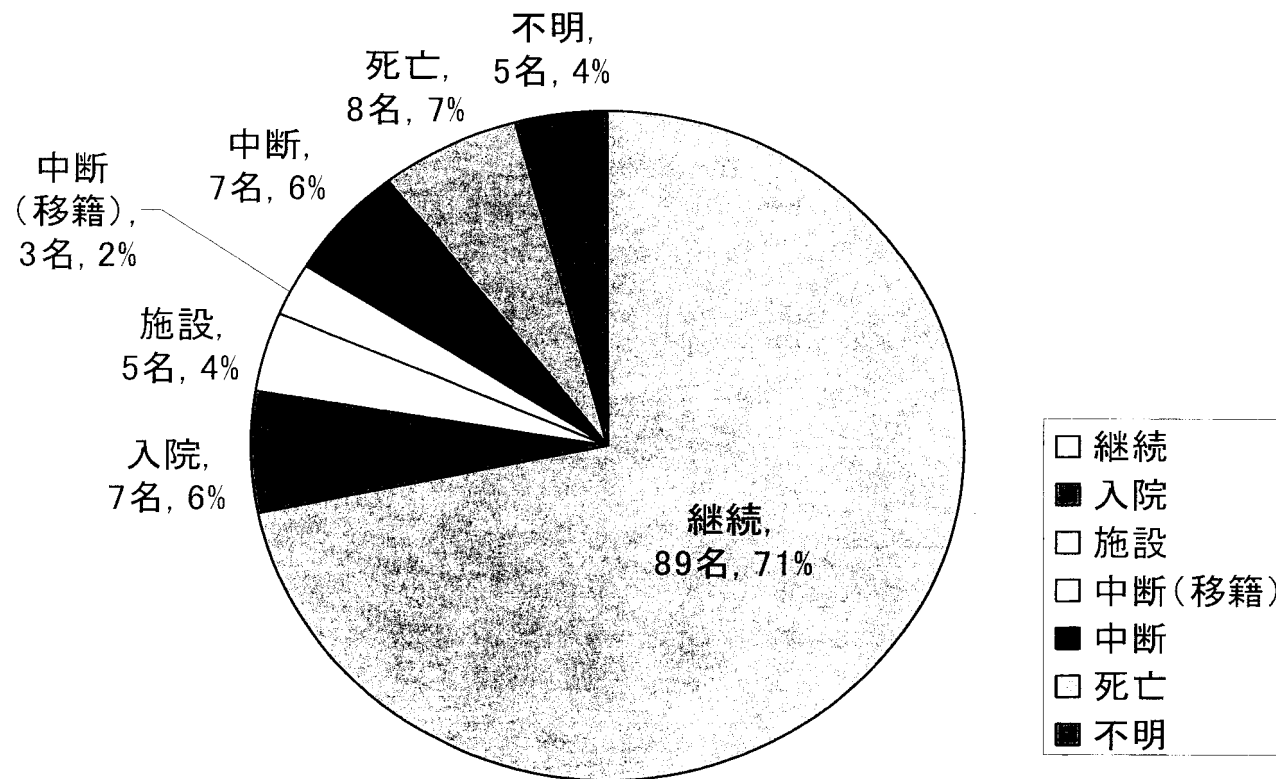
n=124

H19.1.23時点

# 退院者推移と居住施設開設時期



# 対象者の現在の状況



n=124

H19.1.23時点

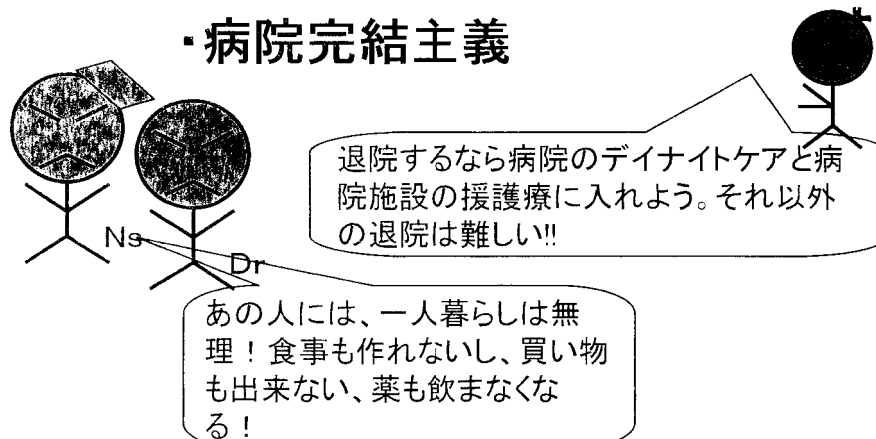
# 15年間で起こったトラブル

- 火事 2回 1回は煙草の火の不始末  
2回目は幻覚妄想状態での  
自殺未遂
- 自殺 2例
- 痴漢・万引き行為で逮捕
- 飛び降り 1例
- 突然死 2例
- ごみの出し方の注意
- 水道の蛇口の閉め忘れによる浸水
- 幻覚妄想状態などで一週間ほどの行方不明

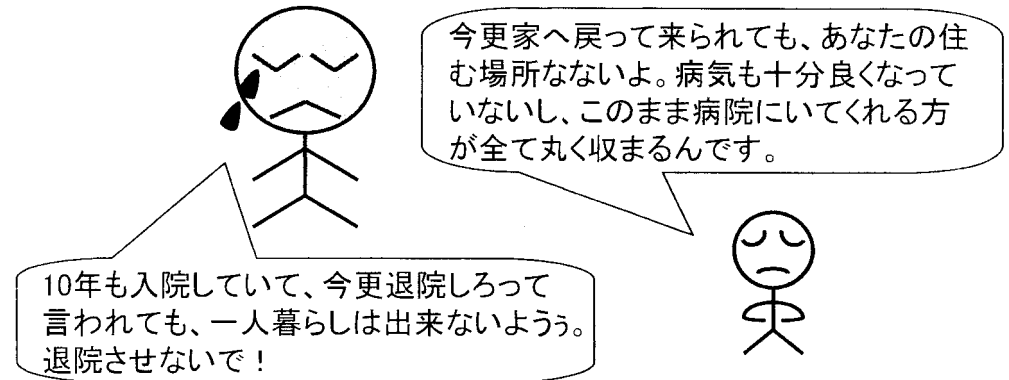
# 長期入院者の退院促進を妨げている問題

## 1 医療関係者の誤った認識

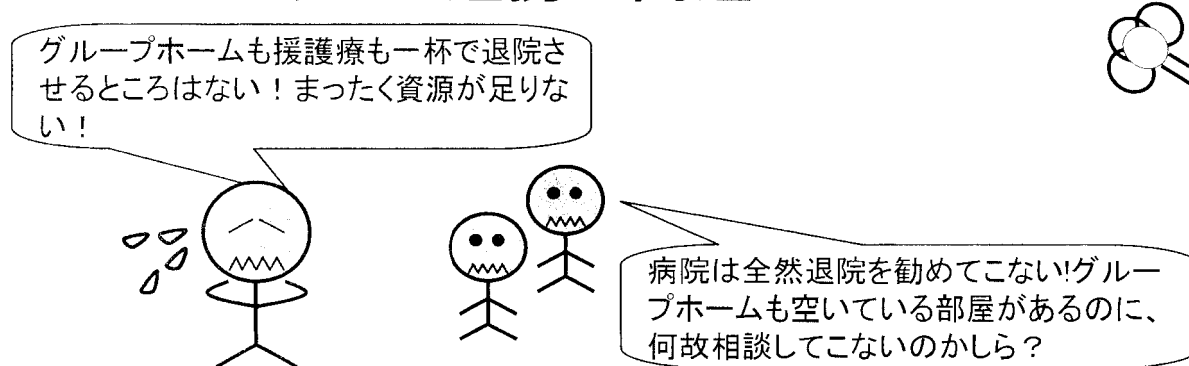
- ・当事者の能力への過小評価
- ・病院完結主義



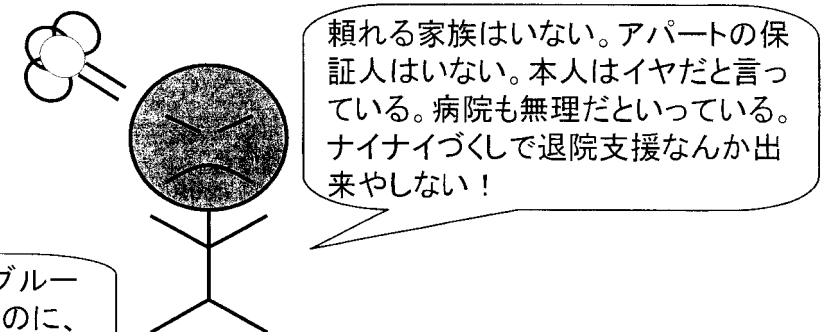
## 2 本人・家族の抵抗



## 3 地域との連携の問題



## 4 退院先確保の困難さ





## 長期入院者の退院に向けて

- 退院可能だということを具体的に示すこと
- 具体的に退院できる住居を示すこと
- 具体的にそこへ到達するための方法を示すこと
- 具体的なモデルとしてのピアの体験やサポートを示すこと

# 障害者自立支援法の中での展開

- 障害者自立支援法の一つのポイントは事業収入が出来高制になったこと
- 結果、社会資源が増えたのと同じ効果を持つ
- 多くの利用者に質の良いサービスを提供していく
- その結果が経営的にもつながる
- 一番多くのサービスを必要としている人は病院にいる
- 病院に迎えに行くという姿勢

退院促進につながるのでは？

## 工賃水準ステップアップモデル事業 コンサルティング現場からの報告

(社) 滋賀県社会就労事業振興センター  
事業アドバイザー 細川隆司

## I. 障害者工賃水準ステップアップ事業先行取組み その諸課題。

授産施設は、その施設理念や事業の目的、および経営管理手法が一般の民間企業とは異なる部分が多い。そのため、コンサルティング担当者は、事前に障害者福祉や授産施設の事情についてあらかじめ深く理解しておく必要がある。

施設職員は、民間企業の職員とは異なりその多くは「生活支援」という職責を負っているし、また、授産施設は一般市場経済とは異なる価値観や会計で事業が営まれているため、容易に“改善”や“新規”に取り組もうとしない事情も存在する。特に、授産施設には次のような特徴があることに十分に留意した上で、取り組むことが必要である。

## ①職員の給与は施設の運営会計で守られている。

- ・施設職員の処遇は運営会計で守られているため、新たな収益事業に対する職員の挑戦意欲が乏しい。施設運営を補助金制度に頼る体質が定着している
- ・利用者工賃は、「福祉的就労」に対して授産事業から支払われるものであり、施設運営とは別ものという意識。また、障害者の労働は、「福祉的就労」の範囲内のもので良しとする現場職員が多く、「雇用してまで所得を保障すること」の必要性があまり認識されていない。
- ・工賃アップをすすめるには、「福祉的就労」の考え方と、「市場経済における就労」を明確に分けて考えることが必要である。このふたつの“就労”は、そのサービス対象（顧客）が全く異なるものであることを強く再確認しなければならない。その上で施設の“福祉サービス提供事業”と“就労事業”の両方において、福祉事業従事者としての「専門性」が培われることが大切である。
- ・職員自らのスキルアップや事業力研鑽の努力が職員の処遇に直結しない場合が多いため、モチベーションが上がりにくい。逆に、新規の収益事業や既存事業改善への取り組みは、職員の労働時間増・残業の発生など経費がかかるため、施設運営上は避けたいとする考え方も多い。特に職員の新規採用などは、既存職員の給与原資の減少につながると考えられている。

## ②職業スキル軽視の傾向。

- ・「福祉サービス」が重視され、職員の「職業スキル」は軽視されがちである。職員採用時の要件として「職業経験」や「職業スキル」はあまり考慮されず、「人間性」という抽象的な採用基準によっている法人・施設が大多数を占めている。
- ・職業指導能力を高めるための職員研修が少なく、職員のスキル評価すら行われて

いない場合が多い。職員の職業能力を高めることなくして、利用者の能力アップは望めない。民間企業同様に職員の職業能力向上プログラムが急ぎ必要である。

- ・施設の職業訓練カリキュラムや指導能力を示す基準がほとんど示されていないため、障害者が利用施設を選ぶ場合は、交通手段の有無など単なる利便性によることが多くなる。これは、職業を得て自立したいと考えている障害者にとっては、情報不足であり、職業の選択幅が狭められるという不利益を蒙ることになる。

#### ③保護者（家族）側にも少なくない就労忌避傾向。

- ・一部の（意外に多い）保護者には、就労への不安と諦め、障害に対する哀れみの感情が交錯して仕事をさせることを避けたい感情がある。これは、パニックを恐れるなど障害の程度にもよるが、ほとんどが自立心を育成する努力の放棄だと言える状態ではないだろうか。背景には保護者に行政依存の考え方があり、まず保護者に、人が「働く」意味を真に考えてもらう必要がある。

#### ④施設職員の「保護者会」への同調傾向。

- ・職員側の「障害者に仕事は無理だ」という固定的な考え方が、保護者の心情と不幸にも調和し、保護者や障害者の就労（業）忌避を助長する場合がある。
- ・また上記と関連するが、施設職員として損な役回りを演じたくない、という心理がはたらくことも多い。熱心で厳しい職業指導や訓練を施した場合の父兄からの苦情を避けたい心理があり、今の「優しい指導員」との評判に自己満足する状況も見られる。

法人理事の中には、職業生活の必要性を施設理念に掲げていることすら認識していない人も多い。当初の授産施設の意味も目的も変わってしまっていると言わざるをえない。再度、すべての施設において、その理念の「再確認」あるいは「見直し」と、理念実現に向けての「具体的方策」を検討すべきである。

## II. 工賃ステップアップ取組みプロジェクトの必須手順

目標を達成するためには上記の背景課題をクリアする必要があるが、その解決のためにも、対象となる法人あるいは施設内にプロジェクト委員会を立ち上げることが必要になる。そして、理事、職員及び保護者らが利用者と共に、共通の目標達成に立ち向かう態勢を整え維持する必要がある。

そのためのステップを事前準備と実際のプロジェクト業務に分けて考える。

### 事前ステップ1 責任者の動機付け、モラルアップ

理事長、施設長が参加するプロジェクト推進会議を開催することが、まず最初に必要である。

その際に、留意すべき点、及び厳守すべき事項は次のとおり。

①理事長及び施設責任者の同時出席。

経営に責任を負う者と、日々の運営に責任をもって携わる者がプロジェクトの進行局面において一枚岩の結束を持ってリーダーシップを発揮する必要があり、そしてそれを他に示す必要がある。なによりも理事長と施設長の当事者意識が大切である。

その上で、

②出席者全員による障害者自立支援法の考え方と、施設の変革が急務であることの共通理解醸成。

ここで言う変革とは、今後の福祉制度改革の方向性を考える時、施設自らが、社会から求められる「今までとは異なる機能」または「今までより数段専門的な機能」を身につける必要に迫られているということを指し、そのことをまず認識する必要があることを意味する。

### 事前ステップ2 理事・職員への動機付け、モラルアップ

前項と考え方を同じくして、全理事、全職員の意識改革と統一をはかる。会議、面談を必要に応じて繰り返しつつ、保護者を含めてプロジェクト推進の理念、目標、手段を共有化していく。責任者自らが、法改正の趣旨及び当プロジェクト目的の説明を全理事及び全職員に対しておこなうことが最も重要。

その上で、

- ①全職員とコンサルタントの個別面談が実施される必要がある。これは、職員ごとの「福祉理念」「意欲」「職能程度」のバラツキ是正が目的。プロジェクトの推進において、このバラツキが、後々、大きな影響を及ぼすため、それをあらかじめ回避しておく。
- ②利用者と職員が共に、「一般経済社会における顧客獲得」こそを、共通目的としなければならない。
- ③生活支援員の辞令を受けている職員の場合、就労関係支援は自分の仕事ではないとして傍観者にまわる傾向があるため、事前に発令解除等の措置を講じておく。

### 事前ステップ3 保護者の意識変革

保護者説明会・保護者会議の開催は、モチベーションアップのために欠かせない。保護者の意識は、プロジェクトの成否を左右する。保護者個別の状況把握、要望把握のための個別面談、そして利用者面談は本音をいかに聞き取れるか、最重要。

①保護者に対して、施設職員各々が自分自身の言葉でプロジェクトに臨む自らの考え方と決意を述べる。

これは、保護者の不安や過度の期待を取り除き、本音の話し合いをするために効果的であると同時に、職員自身の当事者意識醸成のためにも大いに役立つ。

そしてその上で

- ②保護者の状況、考え方を把握、考慮して、プロジェクト参加対象者を決定する。(収入アップを求めているのか、養護サービスだけを求めているのか。)

#### プロジェクトステップ1

工賃アップ目指して、まず取り組むべきは「既存事業の分析」。

- ①既存事業の収益性、将来性評価。

当該法人・施設の経営上、営業上の強みと弱みの客観的分析が、まず重要である。客観的かつ専門的分析が必要で、コンサルタント導入が不可欠となる。商品やサービスに関しては、その市場性判断も重要となる。(SWOT分析等)

\*ただし、作業所等福祉事業所においては、当初より「福祉的就労」の名のもとに、最大限に効率を高めても目標収入とならない事業も多い。その見きわめにも留意すべきである。

上記①に照らして将来性が見込めるものに関しては、

- ②作業分析と改善、コストの詳細把握、取引先政策見直し、へと進める。

#### プロジェクトステップ2 情報の共有、自主勉強・研修の継続、地域ネットワーク

この段階で大切なのは、メンバー全員の情報共有と、事業力の基礎を得るための勉強・研修の継続。これらは、やがて必要となる新規事業開発の基礎力を生み出す。日々の中で、次の3点には特に留意して継続することが大切である。

- ①全員が現在の全体状況を把握し活用できる仕組みづくり。

例えば、定期的な職員ミーティングや掲示板の設置、メーリングリストの活用など。

- ②地域ネットワークや人脈作りのための会合の主催や参加、地域経済界とのパイプづくり。得られる情報は、事業展開の知識、知恵、ヒントとなる。

- ③リーダーやコンサルタントによる職員個別面談の計画的継続実施。

個々の職員の役割と目標は日々の作業にまぎれるなかで、ともすれば見失いがちになる。民間会社組織のように指示命令系統がはっきりせず、個別指導員の裁量任せという施設が多いため、個々の職員に対するコンサルタントの直接指導は重要である。個々人がそれぞれに自己研鑽に励む風土醸成も目的のひとつとなる。

#### プロジェクトステップ3 施設の理念の再点検とその実現のための具体的な目標化

現在、施設が明文化して掲げている理念の再点検。

理想を述べるだけでなく、具体的にイメージできるものは何か、目標に落として確実に実現できる内容かどうかなど、現在の矛盾から目を逸らさずに真剣に向き合う機会が必要である。

このステップにおいて大切な客観性を担うのがコンサルタントの役目。理念の再点検を、最初でなくステップ3に位置づける理由は、あまり初期の段階で理念について話し合っても、表面的・観念的なものになってしまう恐れがあるためである。ある程度施設側が主体的になり、現状の分析と認識が進んでからの方がより実際的で効果的な場合が多いと考えられる。

これらの作業を通じて、おのずと

- ①持つべき機能や設備
- ②持つべき社会的役割、貢献分野
- ③施設経営の目的とあり方

などが明らかになり、目標に向かうための具体的なスケジュールも見えてくる。

このあたりから、既存事業の大幅な見直し、あるいは既存事業を捨てて新規事業に挑戦する段階になるが、それがうまくいくかどうかは、ステップ2を踏み続けることが出来ているか否かにかかっている。

#### プロジェクトステップ4 事業計画の作成

既存事業改善、新規事業開発、ともに本格的なマーケティングアプローチが大切。調査や分析など専門知識と客観性が必要なことには外部専門家を活用。商品開発や販路開拓、営業計画など事業計画の骨となる部分は施設の主体的取組みが大切。

- ①商品（改善）計画、営業・販売（改善）計画、販売促進計画立案
- ②成果と反省の検証、計画の修正。実情に合わせた将来計画の修正は頻繁に実施。  
(絵にかいた餅に終わらせない。)

#### プロジェクトステップ5 事業の継続

「マーケットの変化への継続的対応」と「顧客の維持と拡大」が最大の課題。

大切なのは「地域ネットワーク」の維持管理。事業開始後にこそ、より一層「地域ネットワーク会議」を継続すべきだろう。

- \* 施設は、“まちづくり”や“地域社会”とともにあらねばならない。公金が導入されてきた歴史を鑑みれば社会的基盤のひとつと認識すべきは明白である。そのためにも地域ネットワークは大切にすべきである。施設側には、地域社会に門戸を開き、広く社会的資源として設備・スペースなどを地域社会に活用してもらえるように配慮・提供する考え方が必要である。まちの人々が集まってくる施設になれば、おのずと情報も仕事もお金も集まることになる。コミュニティビジネス拠点となることなども必要で、事業存続の鍵を握るのが「地域ネットワーク」だといっても過言ではない。

### Ⅲ. 工賃向上への取組みに向けて

“就労”と“自立”に関して、様々な考え方が交錯している現状を“突破”して、「工賃水準アップ」を実現するためには、今一度、障害者雇用促進法が意図するところの“雇用”の重要性について考えることが重要であろう。

#### ○就労系事業における公費の意味

- ・公費（給付費）は、単なる施設の運営にではなく、施設が何をするのかということ、すなわち障害者の就労（業）事業（所得確保事業）に対して支払われているという考え方が大切なのである。つまり、施設の“存在・存続”が目的でなく、障害者就労という“社会的機能”を維持することを目的にしている。

#### ○社会に開かれ、真に地域社会の一員となれる“機能”を有する施設への再生

- ・施設自らの職業能力向上プログラムと個人評価制度の導入及び、施設機能の公表が望まれる。

#### ○「福祉的就労」から「雇用」への脱却

- ・“市場経済における雇用”の考え方に立たないかぎり、障害者の所得保障は難しい。施設は、様々な困難を乗り越えその専門性を上げることで、雇用契約を前提とするA型の方向性を積極的に目指さねばならない。

（参考）滋賀県における「社会的事業所」

滋賀県において福祉サイドから発生した「社会的事業所」は、A型と方向性を同じくしながら、それより小規模ゆえに多数の起業が可能な事業体として、市場経済対応に無理のある障害者を雇用する。現在、徐々に労働行政との連携を深めつつあり、障害者雇用、労働保険など障害者に労働者性を付加する今後の方向性を示す一例として注目に値する。

\* 「社会的事業所」は、雇用の場であると同時に、今後、民間企業が障害者を雇用しようとする場合に、様々なケーススタディーや情報を提供することも使命としている。また、地域社会が障害者就労の継続を支えるためにどうあるべきかという知恵や情報を発信する啓発的に重要な任務も担っている。

一部の人たちを排除して成立する社会は脆弱であると言われる。100%雇用契約をベースとする「社会的事業所」がもつインクルーシブな社会実現の可能性とその継続の可能性に注目である。

また、工賃向上を実現するためには、地域において福祉関係者と企業等の関係者が一体となって取り組む必要があり、都道府県や市町村など自治体には、雇用・産業部局等と連携を図り、企業団体やコンサル等とのパイプ役を果たしていただくようお願いしたい。



#### IV. 関連報告 滋賀県の共同作業所等就労収入向上プロジェクト ～中小企業家同友会との共同取り組み～

##### (目的)

共同作業所および地域活動支援センターの就労支援事業における、収益性の高い仕事の確保や事業発展のための計画の作成および計画に基づく実践に対する支援を、企業の協力を得て実施することにより、利用者の賃金が低額にとどまっている共同作業所等の就労収入の向上を図ることを目的とする。

##### (事業内容)

###### ① 事業支援ワーカーと就労収入向上支援チームの設置

1. 滋賀県中小企業家同友会の支援を受け、「就労収入向上支援チーム」を設置する。
2. 共同作業所等が策定した「就労収入向上チャレンジ計画」を「就労収入向上支援チーム」が審査し、必要な助言を行う。
3. 特に重点的な支援を申し出た意欲ある共同作業所等については、必要に応じて「就労収入向上支援チーム」が支援計画を作成しこれにあたる。
4. 支援計画に基づき、事業支援ワーカーは、共同作業所等の主体的な取り組みに対する必要な支援を、労働施策の活用や関係機関・企業の協力により実施する。

###### ② 就労収入向上のための経営理念や知識・技術を習得するための研修会の開催

「就労収入向上チャレンジ計画」の実効性を高めるため、上記①の3の共同作業所等の代表者に対し、就労収入向上に必要な経営理念や知識・技術を習得するための研修会を開催する。

□経営セミナー（経営指針）

□事業経営セミナー（マーケティング、原価計算、プレゼンテーション、ネットワーク論）

□労働法規セミナー（労働法規、障害者雇用促進施策）

〈SKIM〉

